

日本經濟政策学会編

# 戦後十年の 日本経済政策の変遷

—回顧と反省—

—日本經濟政策学会年報 IV —

1956



勁草書房

# 目 次

## 論 説

戦後経済政策の基本的性格 ..... 官田喜代蔵  
戦後農業政策の特質とその展開 ..... 川野重任

## 報 告 I

戦後わが国の経済政策 ..... 静田均  
戦後工業政策の問題点 ..... 伊東岱吉

戦後十年の労働政策 ..... 南亮三郎

## 報 告 II

戦後日本資本主義の構造と財政・金融政策 ..... 秋山穰

戦後の日本貿易政策の分析.....

白石孝

纖維産業政策の推移.....

坂口元三

日本鉄鋼業の回顧と展望.....

酒井安隆

戦後日本造船政策の基本的性格.....

越後和典

戦後海運政策の回顧と分析.....

佐々木誠治

### 報告 III

工作機械工業の現状.....

木村敏男

纖維産業における生産力の集中について.....

玉置正美

生糸価格安定法の基本問題.....

八坂築紫

わが貿易振興政策としての自由港区制.....

伊坂市助

戦後における日本貿易の特質.....

柴田政利

### 報告 IV

経済政策における「可能」と「限界」.....

中村金治

- 競争原理と協同原理 ..... 大門一樹 二二  
 銀行機能把握の方法について ..... 小牧聖徳 二四  
 戦後英國労働党の国有化政策に関する若干の考察 ..... 入江節次郎 二七  
 濠印における貿易政策の展開 ..... 松浦茂治 三三

## 書評

- ラグラー＝メッスナー共編『経済発展と社会秩序』 ..... 野尻武敏 二〇  
 ダッタ『工業化の経済学』 ..... 松尾弘 二八  
 国連報告『低開発諸国における工業化の諸過程と諸問題』 ..... 太田英一 一九  
 ヘラー＝ボディー＝ネルソン編『近代経済における貯蓄』 ..... 上野裕也 一九  
 フローレンス『英米産業の論理』 ..... 滝沢菊太郎 一九  
 ハインズ『英國石炭産業における国有化の実際』 ..... 北見俊郎 一九  
 マーカム『レーション工業における競争』 ..... 玉永一郎 一九  
 ウィリアムズ『伸縮為替相場下の国際貿易』 ..... 白石孝 一九  
 マラック『国際景気循環とカナダの国際收支一九二一一三年』 ..... 建元正弘 一九

ワーゲマン『明日の世界』

南亮三郎二〇六

学記事

二五

## 論 説

# 戦後経済政策の基本的性格

宮 田 喜 代 藏

（神 戸 大 学）

## 一 世界政治情勢——占領政策——経済政策

「戦後十ヶ年の我国の経済政策の分析」ということを共通テーマとして取上げ、これを学問的に考察するに当つては、これが「総論」なるものはいろいろな角度から取扱いうるものであるが、その総論の一つとして私は、我国の具体的な経済政策が一般共通にもつ特殊的な性格を理解することと、かかる基本的性格がこの十年間に於いてどんなに変遷推移して来たかの発展段階の特質を分析するという課題を取上げたい。こうした二つの課題は、この共同研究において取扱われる個別の分析のすべてが共通に前提としており、従つてまた齊しく反省しなければならぬところのものである。むろんこうした基礎的省察そのものは、具体的な経済政策の個別分析の行われることのうちに、これに基底づけられて視られるものであるが、しかもなおこうした基本的性格に照らし出され且つその発展段階に沿うてはじめて個別の経済政策の性格と発展が明確に規定され、且つ統一的に整序されるのであるから、茲に基本的省察を前以つて取上げることは許されていい。

もともと経済政策とは国家政治体が国民経済の生活実態のうえに目標設定的且つ全面的に働きかける構成的活動であることから、経済政策の基本的性格を具体的に把握するためには、上部からする統轄的支配と、下部からする国民経済の生活実態による限定的制約との綜合的関連を充分明かにせねばならぬ。いま戦後の十ヶ年の我国の経済政策の特殊性を充分究明するためには、その前半の六ヶ年半の間には、一方それの統轄的支配ないし規定の側面において、我が敗戦の結果連合国の占領政策の下に立ち、最高主権ひいては独立國たる地位を失つたという根本変化を考察せねばならぬとともに、他方それの限定期件の側面において国民経済の構成を究極的に条件づけている経済資源への接近関係が戦争を通じて根本的に変化したこと、——具体的には四割三分の領土を、従つて支配しうる資源の大きい部分を喪失したという根本変化を考察せねばならぬ。しかし戦後における経済政策の特殊性を制約するこれら二つの与件の根本的変動のうち、第一の統轄的規定の根本的変動は一切の経済政策に一般共通に作用するところが大きいのに對し、第二の限定期件の変化殊に経済資源における変化は、主として各種の産業部門ない

しは各個の経済政策に対する個別的な意義をもつてゐる。それゆえ戦後における諸々の経済政策に一般共通なる基本的性格とその発展過程を究明せんとするこの「一つの総論的省察」においては、専ら第一の経済政策とその統轄的規定の側面のみを取上げることにする。

さて戦後における我国の経済政策の基本的性格及びその変遷の特徴性は、これを統轄的に支配する方面から考察するならば、連合国占領政策の支配の下に、ないしアメリカの対日政策の影響の下に立つてゐたということである。敗戦につづく連合国による占領下の六年半においては、我国の経済政策は形式的にも実質的にも連合国の「占領政策」の決定的な支配の下に実行されていたし、またこれに続く独立後三ヶ年においてもなお我国の経済政策は実質的にアメリカの対日政策の重大な影響の下に実行されて來た。従つてまた連合国占領政策の基本方針が変化してゆくのに伴つて、その支配ないし影響の下に立つ我国の政治・経済政策の基本的性格は変化せざるをえなかつた。私の取扱う総論は、その取扱う範囲を限局して、戦後の我国の経済政策の基本的性格の特殊性及びその発展段階をば、これを統轄的に支配した連合国占領政策ないしアメリカの対日政策との間にもつ基本関係に沿うて考察してゆく。

然るに連合国占領政策ないしアメリカの対日政策の基本性格及びその変遷そのものは、さらに、それの背景にある世界政治情勢の進展によつて根本的に条件づけられてい。この関係では世界政治情勢は連合国占領政策に対する統轄的与件たる地位に立つてい

ると言える。

以上における二つの間を綜合してみると、われわれの総論的省察は、連合国占領政策が、一方においてはこれに対して外生的与件としての意味をもつ國際政治情勢の変化に促進されてどのように決定され、ひいてはどのように変化して来たか、また他方においてはこの占領政策の変化が日本政府の経済政策をどのように規定したかを総合的に考察せねばならぬ。従つて戦後の我国の経済政策の基本的性格とその変遷を充分の根拠から理解するためには、これを規定する対日占領政策の特質と推移、さらにこれが背景をなす世界政治情勢の絶えまない進展を総合的関連において考察してゆく。

さて戦後十ヶ年にわたる我国の経済政策は二つの時期に分けて考察される。第一の敗戦から一九五二年四月講和発効に至る六年八ヶ月の連合国占領時代と、第二の独立回復から今日に至る三ヶ年である。この第一期においては、占領政策と我国の経済政策との間は、前者が外生的な与件で後者がそれによって単に制約されているという関係にあるのではなく、むしろ管理政策そのものが我国の経済政策を形式的にも実質的にも内面的に規定していると言える。これに対し独立後は、アメリカの対日政策は日本の経済政策に対して形式的には内在的な構成条件ではなく、単に外生的に制約している外生的与件たるにすぎない。しかし実質的にはアメリカの対日政策が今日なお我国の経済政策のうえに重大な影響をもつてゐることは否めない。

便宜上まず戦後十ヶ年の占領政策・経済政策及び経済情勢の展開過程を時期的に区割りして一覧の「表」としておく。

## 戦後十ヶ年の展開過程

(+) 占領政策

第一、一九四五年八月から講和条約発効までの六ヶ年半

第一期(一九四五年八月——一九四七年)

日本の非軍事化——民主化の時代

④非軍事化の強行期  
の移行期

第二期(一九四八年——一九四九年)

日本の経済的自立化の時代

第三期(一九五〇年——一九五二年四月)  
日本の防衛体制再建の時代

第二、一九五二年講和条約発効後の三ヶ年

(+) 経済政策

第一期(一九四五年八月——一九四六年未)

緊急経済安定期

第二期(一九四七年初頭——一九四八年未)

経済再建期

第三期(一九四九年初頭——一九五〇年六月)

經濟定期(ドッジ・ライン)

第四期(一九五〇年六月——一九五二年四月)

月)

朝鮮動乱後の拡大期(動乱ブーム)

第五期(一九五二年四月以降)

独立後の経済自立期

(+) 経済情勢

終戦後の混乱インフレ期

企業・産業の温存  
金融緊急措置

復金インフレ期

基幹産業の傾斜生産方式  
復興金融金庫

ディスインフレ期  
価格差補給金

ドッジ・プランによる超均衡財政  
单一為替レートによる合理化

輸出品生産主義  
中小企業の弱体

動乱ブーム期

生産拡大  
日米経済協力  
特需

動乱ブーム調整期

特需による消費景気  
設備投資景気  
デフレ政策

## 二 占領時代の経済政策

(+) 占領政策の基本的性格

——占領軍と日本政府——

戦後六ヶ年半の連合国占領時代において、我国は連合国の管理の

下に立っていた。それゆえその当時の我国政府が採った政治なし  
経済政策がどんな基本的性格をもつかを理解するためには、この占  
領・管理時代における日本及びその政府の法的地位、換言すれば占  
領軍と日本政府との法律的関係を吟味しておくことが必要である。

一九四五年八月十四日に日本政府はボツダム宣言を受諾し、それ

によって連合国に無条件降伏をしたが、この受諾は正式には降伏文書（九月二日調印）によって行われた。この降伏文書には「降伏条項の実施に關しては日本は連合国の下に立ち、その権力に服する」としるされている。なお同年九月六日アメリカ大統領からマッカーサー元帥に示された「日本管理に関するアメリカ初期方針」のうちにも同様のことが明示されている。「天皇と日本政府の権能は降伏条項を実施し、日本の占領と管理の施行のために樹立された政策を実行するために必要な一切の権力を有する最高司令官のもとにあるものとする」と。

もともと連合国の管理は日本の降伏条項の実施を確保するために行われたもので、その範囲において日本は連合国の下に立ち、その権力に服していた。従つて我国の経済政策のうち「極めて廣汎な範囲のものは」この降伏条項を実施するための連合国管理を具体的に実施するに必要な措置として行われたものであると言える。それゆえ主権ということを最高な無制限的な統治権と解する限り、占領下の日本は國際法上主権も独立も持つていなかつた。しかしながら當時、日本には政府の存在が認められ、その國家統治の権能が現実に認められていた。それゆえ茲では、管理する連合国と管理される日本とが管理に関してどんな根本的な關係に立つてているかが問題となつて来る。

第一、連合国の指令の下に日本をして現実の統治を行わしめる。連合国は占領政策の実施について連合国最高司令官をして間接統治の方式をとらしめた。この点はドイツ占領の初期において直接統治の方式をとつたのと対照的であつた。従つて茲では占領政策を実施

する直接の担当者は日本政府であつた。(一)連合国は自ら直接に日本の人民に対して命令を発し、またはこの命令を執行するということはしない。(二)連合国が日本に対し、具体的には日本政府に対し指令を発するとき、日本政府がこの指令をうけて現実の統治を行う。すなわち日本政府が直接に人民に対して命令を発し、またこれを執行するのである。それゆえ連合国は日本政府を通じて権力を行使し、日本政府は連合国に指令の下に国内行政を行うという関係に立つていた。

第二、以上は原則であつて、例外として「日本政府にまかせておいたのでは管理目的が満足に達成しえない場合、換言すれば降伏条項の実施が満足にゆかない」という特別の場合には、連合国が自ずから直接に日本の人民に対して命令を発し、またはこれを執行することがありうる。(指令第一号に附屬する一般命令第一号)

以上のところから明かなように、占領下においては日本は無制限・最高の主権をもたず独立国ではないが、しかし連合国に指令の下に現実の統治を行う国家である。従つて経済政策を行う主体は、かかる現実の統治を行う日本政府であった。この点において降伏後初期におけるドイツでは事情を異にしていた。ドイツも連合国に無条件降伏し、その管理の下にあつたが、ドイツには政府はなく、現実の統治を行うものもドイツ政府ではなく連合国であつた。執行的な事務を司る各省はあるが、それは比較的下級な行政を行うもので統治ではない。

次いで降伏後、連合国による日本の占領・管理の機構としては次ぎの三つの機関があつた。

(一) 東京にマックアーサー元帥の下に「連合国最高司令官總司令部」G·H·Q·(二) ワシントンに「極東委員会」が一九四五年十二月に設けられた。尤も實際にはアメリカ政府とマックアーサー元帥の意見に基いて占領政策が決められていたと言える。

以上は占領軍と日本政府との法律的關係であるが、兩者の間の実際的な關係は、日本政府は占領軍の管理政策に対して常に衷心から心服して無批判的に実施したものではなかつた。当初占領軍が初期の占領政策の基本方針としていた日本の非軍事化と民主化とを厳しく強行せんとしていた間は、日本政府の中心を占めていた保守的勢力は占領政策に内々不満を抱いており、且つ幾多の面で暗黙の間にレヂスタンントの態度をとつたものである。しかし世界政治情勢の変化が契機となつて、占領軍が日本政府に歩みよつて接近して來た。

#### (二) 占領政策の性格転換

戦後六ヶ年半の占領時代における我国の経済政策の性格の変転過程をば、これを支配する占領政策の基本方針の変化に即してみると、次ぎの三つの時期に区別することができる。(前に掲げた「表一」を参照)

#### 第一期 日本経済の非軍事化及び民主化の時期 (初期の占領時代の三ヶ年)

連合国の初期の占領政策の基本的目標は、日本の非軍事化と民主化に存し、この最高目標を達成するために必要な各般の経済政策及び具体的措置を実施することを日本政府に指令した。こうした基本

的目標は、降伏後間もなく通達された三つの文書に明示されている。  
(一) 一九四五年九月二十二日アメリカ政府がマックアーサー元帥に伝達した「降伏後における米国の初期の対日政策」の第一部の「究極目的」において「日本国が再び米国の脅威となり又は世界の平和及び安全の脅威とならざることを確實にすること」と示されている。  
(二) 一九四五年十一月一日、「日本の占領及管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の第二部甲「経済」目的及び一般的基本原則として「(1)経済的非武装化、(2)日本経済制度の民主化」が明示されている。  
(三) 一九四七年六月十九日、極東委員会にて議定された「降伏後の日本に対する基本的政策」というステートメントにおいて以上二つの文書に示されたアメリカ政府の占領政策の基本方向を承認した。

日本の非軍事化と民主化を目的とする占領政策は終戦直後から三ヶ年間行われたが、しかし既に降伏後一ヶ年半を経た一九四七年春から初期の日本非軍事化を目標とする政策は最初の厳格な強行的程度を緩和して來た。かくて第一期三ヶ年の前半の一ヶ年半を「日本非軍事化の強行の段階」というのに對し、後半の一ヶ年半は「非軍事化の緩和の段階」、従つて第二期の経済的自立への移行期として区別することができる。

一方では、世界情勢のうちに大きな変化が起つた。終戦當時はまだ将来における米ソの協調も期待されていたが、其後次第に世界における共産主義勢力の増大に伴つて、米ソの対立が激化して來た。そして一九四七年三月にはトルーマン・ドクトリンが発表され、同六月にはマーシャル援助計画の構想が公にされ、かかる間にアメリカ

カのソ連に対する閉込め政策への移行がみられ、こうした情勢のうちに同年十月コミニンフルムが設立をみた。

他方では、日本国内の情勢には変化が起つた。最初我国における経済民主化の措置として労働組合の結成を大いに奨励した占領軍も、やがて労働運動を強力に動かすようになつた共産主義に対しても、警戒を感じ、いまこれを抑圧せんとする方針に切り替わつた。一九四六年五月十五日マーデーの直後の対日理事会でアチソン米代表は共産主義を歓迎しない旨を声明したが、翌四七年二月一日を期して実行されんとしていた全官公中心のゼネラル・ストライクに対しては実行直前にマックアーサーは中止命令を出した。G·H·Qは從来労働争議に対しては占領目的を害せざる限り不干渉の方針をとつていたが、今や公然とこれを禁止する命令を出した。こうした

国内外における客觀的情勢の変化を反映して、占領政策の初期の基本方針が反省され、緩和されて來たが、一九四八年に入つて情勢の変化は益々顯著となり、遂に占領政策の基本目的をば、日本の非軍事化から日本經濟の自立化へと転換するに至つた。

第二期 日本の經濟自立化の時代  
(一九四八年より一九四九年)

初期の占領方針としては日本の經濟的自立ということは積極的な関心事ではなかつた。一九四五年十一月一日の「降伏後初期の基本的指令」のうちに「G·H·Qは日本の經濟的復興の強化のために何らの責任を負うものではない」と明言してある。然るに占領が長引くにつれてアメリカの国内情勢のうちに占領政策に対する反省が起り、且つ世界情勢の変化から、対日占領政策の基本目的として從

かかる情勢の推移のうちに一九四八年七月には「經濟安定十原則」が、同十一月に至り「企業三原則」が指示されたが、日本政府がこれが実施を躊躇していたので、同十二月十七日遂に米政府はマックアーサーに「經濟安定九原則」を指令し、マックアーサーは吉田宛書面で九原則の実施を強調することとなつた。かくてアメリカは一九四九年二月ドッジを日本に派遣し、日本の經濟的自立を強力に推進した。すなわち(一)昭和二十四年度予算の均衡化(二)四月二十五日為替單一レートの設立(三)輸出第一主義。このドッジプランの実施によつて戦後引続いて行われたインフレーションは停止されたが、しかし財界はこれから生ずるデイスインフレーションに対しても不満をもち、當時財政面における緊縮の影響を金融面において緩和しようとした。

さてアメリカ政府は日本經濟の自立化を推進するために在來の占領政策の修正を行つた。一九四九年六月の独占禁止法の改正により、生産の増強と外資導入の容易化を図つた。一九四九年五月には四七年四月の中間賠償取立指令を撤回し、且つ今後の日本賠償は打ちられる旨を声明した。こうした占領政策の基本方針の転換を最も顯著に示すものは賠償問題に対するアメリカ政府の態度の転換であつた。最初は賠償問題をば専ら日本の非軍事化という見地から処理しようとしたが、やがて日本の經濟的自立を積極的に考慮するに至つてその打切りを結論した。

占領政策は一九五〇年六月における朝鮮動乱によって重要な変化をみた。これを機として極東において日本のもつ地位が再認識され、日本を極東の防衛体制の一環として編入しようとする方向へと、占領政策の基本方針が転換した。

朝鮮動乱の起る前において既に、(一) 一九五〇年一月アチソン長官はアメリカの防衛線がアリューシャン群島—日本—琉球諸島—フィリピンを結ぶ線にあることを声明し、日本をアメリカ防衛体制へ編入する意図を漏らしてはいた。(二) 同六月朝鮮に戦闘が始まるやアメリカは南鮮に軍事援助を与え、台湾に海軍を配置し、フィリピン及びインドシナ三国に軍事的援助を与えたとした。

かかる世界政治情勢の変化に伴つて対日占領政策のうえでも重大な変化をみるに至つた。(一) 日米経済協力の名の下に軍需生産を中心とする日本工業生産力のアジアにおける反共防衛体制への動員が行われた。

(二) 一九五〇年七月マックアーサーは吉田首相に國家警察予備隊の創設と海上保安庁の増員を要請した。(三) 朝鮮動乱の結果として対日講和条約を単独講和の形でもよいか早期に成立せしめることを望まれ、一九五一年九月サンフランシスコにて調印された。なお同日「日米安全保障条約」が調印され、日本はアメリカが兵力を国内に配置することを認め、翌五二年二月「日米行政協定」が調印された。やがて同年四月二十八日講和条約は発効し、茲に六ヶ年の占領時代を終えた。

#### (三) 経済政策の具体的進展

占領軍の占領政策が、世界政治情勢の変転に制約されてどんなに転換して来たかを分析した。そこでこうした占領政策の転換に規定

されて我国の経済政策がどんなに推移転換して来たかを考察したい。この際に占領政策と我国の経済政策との関連については二つのことを区別せねばならぬ。第一は、占領政策を具体的に実施するため必要な措置としての経済政策である。財閥解体、經濟追放、軍需産業の除去等はこれである。第二は、こうした占領政策のために必要な前提をととのえる為め、或いはこれから生ずる矛盾を是正するために行われる経済政策である。インフレーション対策又は生活必需品の統制等はこれである。

さて六ヶ年半にわたる占領時代における占領政策の基本目標の変化に伴う占領政策の三つの時代に照應して、我国の経済政策は四つの時期に分類することができる。前掲の「表」の第二欄を参照。そして戦後の我国経済政策という共通テーマにおいて取扱われるそれぞの個別的研究は、いずれもここに示されたような四つの時期の基本的性格に即して進められる。すなわち特殊の個別的な具体的経済政策はいずれもこの四つの段階に即して自づから目標とその性格を変化して推移して來た。そしてこの四つの可なり明確に区別される時期における我国の経済情勢を、経済的矛盾の集中的表現としてのインフレーション及びその内容という見地から考察すれば前掲の「表」の第三欄の如くである。

#### (一) 第一期 終戦直後の一年は敗戦に伴う混乱の時期である。

我が国の戦時経済態勢の平時経済態勢への復員の段階であり、戦時残滓を払拭するための措置がとられた。そしてこれは将来の平和的経済体制の再建を可能ならしめる前提としての建設的なそして破壊的な作用をもつてゐる。(二) 終戦後の緊急状態に対処する為

めの臨時緊急措置がとられた。占領政策下における緊急安定措置がこれである。一九四六年春以来行われた、金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令、並びに食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令及び戦後物価対策基本要綱という一連の緊急対策がとられたのはこれである。

然るにこの第一期において看逃しえないことは占領政策に対して保守勢力を基礎とする政府が混乱期に乗じて巨額の資金を撒して企業の温存を策したことである。終戦直後の三ヶ月間に臨時軍事費の不当支出は二六六億円に及び、その後翌年一月末迄に金融機関を通じて産業への貸出は二九五億円に登り、これに戦後抑圧されて累積されていた購買力が解放されたことを加えて、ここに戦後の第一次開放的インフレーションの促進される道が開かれた。この関係でも前述した占領政策と我国経済政策との立場の隔りがみられる。

### 第二期 一九四七年初めからの一ヶ年半。産業復興を目的として

各種の経済措置がとられたが、その中心をなすものは復興金融金庫による、石炭、海運、電力等の重要産業への設備投資であり、一九四九年三月迄に一、三二〇億円が投下され、しかもその八〇%は日銀保有となり、これが第二次のインフレを促進した。さらに財政方面から價格差補給金として国家資金の産業部門への大量の動員があり、これは一般会計の歳出の二〇%を越え、財政インフレの原因となした。しかしこの第二期におけるいわゆる復金インフレが生産の復興、経済の再建の実を挙げたことは否定できない。

第三期 占領政府は、日本経済の安定化を指令した経済安定九原則に即応し、一九四九年春ドジ・プランに沿うて財政の緊縮を図

り超均衡予算を編成し、三百六十円為替レートを軸として産業の合理化、正常化を実現しようとした。このディスインフレ政策の強行の下に一般に不況は深化し、殊に中小企業は弱体化した。かかるにこの政策の効果の未だ充分実現しないうちに、朝鮮動乱が勃発し、この経済正常化は頓挫した。

第四期 朝鮮動乱によるブームにおいて生産水準は著しく上昇し、遂に鉱工業水準は戦前のレベルを突破した。しかし世界的物価騰貴の影響をうけ、殊に我国に特殊の事情としての特需に依頼する安易な態度からして特需インフレを現出した。一九五一年以後英独其他は緊縮政策によって物価騰貴を抑えながらの数量景気をみせた間に、我国は特需のお蔭で国際収支がみせかけの均衡を保ち、物価の下落を示さず、産業合理化の実を挙げえず、ここに国際競争力を弱めて後日の国際不均衡ひいては緊縮政策採用への原因をなした。

### 三 独立後の経済政策

一九五二年四月講和条約が発効するとともに、日本は主権を回復して独立国となつた。従つて我国の政治、経済政策は連合國の管理を脱し、自主的に策定しうることとなつた。

独立後の経済政策の任務として留意すべきことは、(第一)に占領政策を実施するために採られた諸般の経済方策、経済施設を再検討し、必要に応じて改廃することである。既に占領時代にリゾジウェ司令官は「ポツダム政令を再審査しこれを改廃することを許可」していたが、いまや占領時代にGHQの指令の下に制定された諸法令を再検討することを必要とし、吉田内閣はこのことを政綱の一つ

として取上げた。

第二、独立後の経済政策の目標は經濟的自立を確保することにある。米国の援助及び特需に依頼せずして、國際收支の均衡を実現するとともに、他面増加してゆく人口に完全雇用を確保するという課題を解かねばならぬ。鳩山内閣の「総合經濟六ヶ年計画」はこうした國際均衡と国内均衡を二つの目標として打出来ている。

第三に、戦争中及び戦後インフレ時代に生じた經濟構造の変調化、産業構造の歪曲化を正常化すること。ドッジ・プランによるデイスインフレによつて期待された經濟正常化は朝鮮動乱によつて中断されたが、いまやこの經濟正常化を行う段階に立つてゐる。

しかしながら世界情勢の動向はこうした日本經濟の自立化を真に自主的に実行することを許すか否かは疑問である。世界政治情勢は依然として緊張し、米ソの対立は充分に緩和されていない。最近における世界政治の動きのうちには平和への強い力の働いているのがみられるが、なお逆睹し難い。このことを反映して我国の經濟政策は依然としてアメリカの対日政策に拘束され、日本をアジア防衛体制の一環に編入せんとする基本方針に支配されている。この意味で

日本の經濟政策は實質的には未だ自主性を回復するに至つていない。一九五一年講和条約と同時に調印された日米安全保障条約、これに基いて翌年二月調印された日米行政協定、さらに同年三月調印されたMSA関係四協定は、我国の經濟政策のうえに實質的に重大な影響をもつてゐる。従つて今後の我国の經濟政策の課題として、独立によつて形式的に回復した日本經濟の自主性から連んで、實質的にその自主性を回復することを取上げねばならぬ。

〔註〕参考文献

日本占領及び管理重要文書集（東洋經濟新報社発行）

日本管理法令研究（三十五巻）（大雅堂及び有斐閣）

戦後日本の政治過程、日本政治学会年報 一九五三年特集所載の「年表」一四二頁一八三頁に負うところが多い。

戦後經濟十年史 通産大臣官房調査課編 昭和二十九年

岡義武 「外圧と反応」日本政治学会年報 一九五三年特集一頁以下

横田喜三郎 「日本の法的地位」日本管理法令研究 第一卷第一号 一九四六・四・一、一頁以下

年 表

国際情勢	対外關係 (占領政策を含む)	国内關係 (經濟政策を含む)
一九四五（昭和二十年）		
五・八 ドイツ降伏		
四・七 鈴木内閣成立		

		七・三 八・八 ヤルタ協定によりソ連対日宣戦
		八・四 八・五 終戦 降伏文書調印
		九・一 九・三 米政府日本財閥解体方針をG・H・Qに指示
		九・三 降伏後における米国の初期の対日政策発表
		九・四 G・H・Q治安維持法、国防保安法廃止、政治犯即時釈放、特高警察廃止を指令
		一〇・一 日本の占領及び管理のための連合国最高司令官に対する初期の基本的指令
		一〇・二 G・H・Q日銀券発行に許可制を指令
		一〇・三 米英加、原子力管理につき共同声明
		一〇・四 国際連合成立
		一・一 日本社会党結成
		一・二 日本社会党結成
		一・三 モスクワで米英ソ三国外相会議（極東委員会・対日理事会設置決定）
		一・四 ブレトン・ウッズ国際通貨協定調印
一・九四六（昭和二十一年）		一・五 モスクワで米英ソ三国外相会議（極東委員会・対日理事会設置決定）
一・一〇 国連第一回総会（ロンドン）		一・六 G・H・Q賠償施設として軍需工場の管理を指令
		一・七 G・H・Q農地改革を指令
		一・八 G・H・Q財閥関係三三六社の資産と活動の制限指令
		一・九 ボーレー中間賠償報告
		一・一〇 大蔵省、新物価体系要綱決定
		一・一二 G・H・Q預金部の貸付禁止、政府資金の借入制限を再指令

二・九	ソ連第四次五ヶ年計画発表				
二・九	日本農民組合結成大会				
二・六	金融緊急措置令、日銀券預入令、臨時財産調査令公布、食糧緊急措置令公布				
二・八	日銀券發行高六一八億円（最高）金融措置にて「五二億円に縮小				
二・六	橋東委員会成立				
二・三	橋東委員会、対日中間賠償案決定				
五・三	対日理事会でアチソン米代表、共産主義を歓迎せずと表明				
三・三	物価統制令公布、旧円停止				
一・三	G・H・Q二・一ゼネスト中止命令				
二・二	ボーレー対日賠償三原則発表				
一・一〇	モスクワ四ヶ国外相会議				
三・一二	トルーマン・ドクトリン発表（ギリシャ・トルコ援助を議会に要請し共産主義閉込政策を声明）				
一・九四七（昭和二十二年）					
一・一〇	パリード四国外相会議				
一・一	米ビキニにて原爆実験				
一・〇	ニュールンベルク国際裁判最終判決				
一・一	ボーレー大使、日本賠償の最終報告書発表				
一・二	第一次吉田内閣成立				
一・三	経済安定本部、物価局発足				
一・四	労働関係調整法公布				
一・五	三井・三菱・安田の三社解散決定				
一・六	第二次農地改革諸法令公布				
一・七	政府石炭三千万トン生産のための傾斜生産方式決定				
一・八	文部省六・三・三教育体制決定				
一・九	復興金融金庫発足				

四・六	米政府、マ元帥に対日中間賠償30%取立指令、即時実行命令	四・七	労働基準法公布（九・一施行）
四・四	独占禁止法公布	五・三	日本国憲法施行、地方自治法施行
五・四	片山内閣成立（社・民・國協三党連立）	六・八	日教組結成
六・八	新物価体系、一八〇〇円ペース発表	七・五	制限付民間貿易再開許可
七・二	極東委、降伏後における対日基本的政策決定	八・五	過度経済力集中排除法公布施行
八・五	インド連邦ハキスタン自治領成立	三・六	過度経済力集中排除法公布施行
九・一	マーシャル計画のため歐州經濟復興會議	三・七	新警察制度発足
九・三	マーシャル援助計画発表	三・八	芦田内閣成立
九・六	ソ連通貨改革（通用価値切下）、配給切符制廃止、単一価格実施	三・九	ドレー・バーグン賠償調査団来日
一九四八年（昭和二十三年）	一・四 ソ連、米英華三国に対日講和促進を要求	二・六	日英貿易協定成立
一・六	ロイヤル陸軍長官日本を全体主義の防壁とする旨演説	二・七	ストライク報告極東委員会に提出さる
二・六	朝鮮人民共和国樹立声明	二・八	ブルツセルで西欧連盟条約調印
三・一	ベルリン封鎖	三・九	米ドレー・バーグン賠償調査団来日
三・三	米对外援助法成立	四・一	西欧一六ヶ国欧洲経済協力機構OECD条約に調印
五・一	ドレー・バー報告極東委員会に提出	五・七	政府經濟復興五ヶ年計画第一次試案
五・七	発表		

六・二〇 西独通貨改革（通用価値切下）実施

九・三五 國連総会でソ連五大国三分の一軍縮と原爆禁止を提案

六・一 経済中間安定試案なる

七・三〇 政府経済安定十原則を正式採択

一〇・九 第二次吉田内閣成立

二・二 合理化三原則発表

三・一八 米政府マ元帥に經濟安定九原則を指令

令

一九四九（昭和二十四年）

一・三〇 トルーマン教書でボイント・フォア

未開発地域援助を提唱

一・三一 トルーマン・アチソン反共を声明

二・一 ロイヤル陸軍長官、ドッジ公使来日  
二・三 ロイヤル長官、日本防衛について声明（米軍撤退の可能性）

四・一 ドッジ二四年度均衡予算の実施、補給金の廃止を強調

四・四 シヤウブ使節税制改革のため米日命令

五・一〇 米政府中間賠償撤去中止をマ元帥に命令

六・一 六米陸軍次官、日本占領長期化宣言

三・三〇 G・H・Q重要物資統制の大巾撤廃指令

九・一五 アデナウアト西独初代首相となる

九・一六 英ポンド貨平価切下

一〇・一 中華人民共和国正式発足

一一・七 インドネシア共和国成立

七・二 日銀、高率適用緩和、金利四厘引下  
七・三 金銀価格改訂実施  
七・四 物価統約一〇〇品目の価格統制廃止

一九五〇（昭和二十五年）

		一一、マ元帥年頭に日本の自衛権強調
		一二、アチソン長官、米の安全保障の線は日本・沖縄・比島と言明
		一三、プラッドレー統合参謀本部長官来日沖縄強化、日本軍事基地強化声明
	一四、中ソ友好同盟相互条約モスクワで調印	一五、日銀政策委員会金利引下決定
一五、ソ連金本位制実施、為替平価引上		一六、日銀政策委員会金利引下決定
一六、原爆禁止に関するストックホルム・アピール発表		
一七、朝鮮動乱開始	一八、マ元帥共産党中央委員追放を政府に指令	
一八、米朝鮮戦線に軍隊派遣、台灣海峡に艦隊派遣、国連安保理事会北鮮制裁を可決	一九、韓新通商協定調印	二〇、レッド・バージ反対の学生運動激化
一九、イホ軍、ホ軍に攻撃開始	二一、マ元帥警察予備隊七万五千名創設、海上保安庁の増員を指令	二二、鉄鋼補給金全廃、通産省特殊切符全廢
二〇、米国防動員本部新設	二三、G・H・Q赤色追放に重大示唆	二四、輸入自働承認制公布
一九五一（昭和二十六年）		二五、警察予備隊設置令
二一、ダレス特使、日本を反共防壁にと声明	二六、経済審議庁、経済自立三ヶ年計画案答申	二七、総評結成大会
二七、米国家安全保障会議、日本の軍需品製造を決定	二八、日本輸出銀行開業	二八、輸入自働承認制公布
二九、米大統領太平洋防衛構想を発表、対日講和完成を指令	二九、政府、日米経済協力の資料として産業設備能力調査資料を提出	二九、警察予備隊設置令

五・八	国連総会中共への戦略物資禁輸を決議	五・一	リ司令官ボッダム政令再審査を許可
六・三	マリク・ソ連代表、朝鮮停戦を提案	五・四	G・H・Q 対日援助削減につき発表
九・四	サンフランシスコ講和会議、四九分国参加	七・三	米ウイルソン長官、アジア経済統合に日本工業利用を提案
一〇・八	M・S・A法、総額七四・八億ドル可決	七・四	日英金融会談妥結、ドル・クローズ
二・三	F・A・O、日本の加盟を正式に承認	九・八	対日講和条約調印廃止決定
一・九五二（昭和二十七年）	一・五 米国の对外援助制限に関するバトル 法発効	二・四	日米安全保障条約調印
	四・二 モスクワ国際経済会議開催	二・五	G・H・Q 日米経済協力連絡協議会設置承認
	五・毛 歐州防衛共同体条約パリで調印	二・六	日米行政協定調印
一・五	アイゼンハワー大統領就選	二・七	G・H・Q 兵器生産禁止指令を緩和
一・六	アイゼンハワー内閣成立	二・八	対日平和条約発効
三・六	マレンコフ首相となる、共存外交、国民生活向上を特徴とす	二・九	国際通貨基金及び国際復興開発銀行に日本の加盟承認
六・八	日独通商協定調印	二・一	政府防衛隊の新設を発表
二・四	エカツフエ総会、日本等七ヶ国の加盟可決	二・九	追放解除発表（一三八名）
一・三	アイゼンハワー内閣成立	二・三	安本尾止、経審設置
一・五	アイゼンハワー大統領就選	七・四	衆院、破防法案可決
一・六	一九五三（昭和二十八年）	七・三	労働三法改正法成立
一・七	マレンコフ首相となる、共存外交、国民生活向上を特徴とす	一〇・三	第四次吉田内閣成立
五・三	第五次吉田内閣成立	五・五	日本開発銀行開業



一九五五（昭和三十年）

一・八 総合経済六ヶ年計画閣議決定

二・八 ソ連の政変、マレンコフ辞任し、ブルガーニン首相となる

四・一八 バンドンにてアジア・アフリカ会議開かる（二十九ヶ国）

五・五 パリー協定によつて西独は主權を回復し、再軍備をしてNATOに加入が保証される

五・五 パギオにてSEATO軍事専門家會議開かる

五・四 ワルソーにおける東欧八ヶ国会議にて友好相互援助条約締結

五・五 ウイーンにてオーストリア国家条約に調印、主權回復、中立宣言

七・八 ジュネーブ四国巨頭会談

八・三 ソ連、六四万人の軍縮を発表

八・三 仏領アルジエリア及びモロッコに独立の叛乱

九・三 ソ連と西独との国交回復  
ソ連、東獨条約に調印（主權回復）

九・三〇 第二次余剩農産物協定仮調印

四・二六 対ビルマ平和条約、賠償、經濟協定成立

五・四 日中貿易協定調印

総額片道三千万ポンド

三・ (二九年年度国際收支は三億四四〇〇万ドルの出超)  
四・一九 三十年度予算原案九九九六・三一億円決定

六・一 余剩農産物協定に正式調印

六・一 日ソ会議、ロンドンにて開催  
六・三 濃縮ウラン受入仮調印

七・元 徳田球一の死亡発表

八・七 フィリピン賠償八億弗案論議

八・三 鉄鋼世銀借款の交渉事実上成立（四二七万弗）

九・二〇 ガット正式加入承認

九・六 社会党兩派合同了承  
九・一〇 保守合同の氣運昂まる

# 戦後農業政策の特質とその展開

重 任 野 川

（東京大学）

戦後農業政策の特質は、これを一口でいえば敗戦によつて国民經濟が大きく「再農業化」への転回傾向を示したのに対し、これを價格政策的、与件政策的に極力阻止しようとし、また阻止し得たところにあつたといつてよい。そしてこれを支えたものは、いうまでもなく、これを通ずる經濟復興がかかるものとしても捷径であり、かつ生産的であるとの認識であり、これはとくに日本の急速な再工業化をその防衛体制強化の目的上必要としたアメリカの占領政策を背景とすることによつて強力に推進された。

戦後日本經濟を大きく再農業化の方向に追つこんだものは、いうまでもなく敗戦による國民經濟全体としての生産力の低下、就中生産施設の破壊、貿易の杜絶等による工業生産力の低下とこれによる農業所得形成功の割期的な上昇ということであつた。すなわち、敗戦は、（一）復員、海外からの引揚げを中心とする人口の急増（復員、海外引揚げをふくめて昭和一九年一二三年間の人口増加は総数実に六百余、年平均自然増加のおよそ二倍近くに及んだ）をも

たらした反面、（二）食糧供給の絶對的、相對的な減少（例えば米について見るに、昭和一六年、二三年の比較では生産が六〇、八七四千石から五八、六五千石へと減少しているのに加えて、輸入も一五、一〇三千石から二九三千石へと減少、一人当たり供給量は〇・九七石から〇・七五石へと二〇%以上の激減を見た）（三）これによる食糧需要彈性の絶對的、相對的上昇（戦前昭和九一一〇年項の東京都消費者を対策とする日本米需要の所得彈性値は（一〇・二〇前後、それが食糧需給の極度に逼迫した二三年六月頃には（十一・一二前後とその極点に達し、二五、六年頃においてもなお（十〇・三五程度の高率を示していた。食糧庁「主食消費の階層性」昭和二七年刊、一七頁）をもたらしたが、これは農業の所得形成功を飛躍的に高めることがとなつた。戦前國民所得の僅々一三ないし二〇%程度（敗戦前一〇年間にについて見るに、昭和一四年の一九・六%が最高で、一九年は一三・六%）を占めるに過ぎなかつた農林業所得は、このため戦後二一年頃には、後述のような價格抑制、所得抑制の政策が行われたにもかかわらず、一躍三一・三%へとはね上り（経済審議会「日本經濟と國民所得」昭和二九年刊、三四頁）、戦前都市労賃の六五

%程度を占めるに過ぎなかつた農業労賃も二一年には逆にこれを上廻つて一一〇——一二〇%水準となり、さらに二三年頃までは農業所得だけで尤に家計費を賄つて余りあるという事態が登場した。

すなわち、当時のいわゆる「農村インフレ」ないし「農村景気」がそれであるが、この下で農業所得は機能所得的に割期的に高まつた。地代、労賃等の水準は農業部門において何れも相対的に高まり、これは放置すればいうまでもなく、非農業部門の資源の農業部門への積極的流入を刺戟するという意味で、再農業化の促進条件をなすものであつた。そして事実この場合にはこのような傾向が顕著に見られた。単に農業資源の積極的外部流出が阻まれただけでなく、これと逆行する都市労働の農村還流、非農業用地の農地転換等、再農業化現象の全面的進行傾向が見られた。これは現に与えられた事態を前提する限り当然の現象であつたが、しかし工業化を中心とする経済進歩の方向とは根本的に逆であつた。それにこの場合には敗戦の結果この事態がもたらされたものとして、そこにはなお龐大な潜在的工業生産力が残されていた。生産施設の少からぬ部分が破壊を蒙つたとはいひながら、その基礎的部分は依然として残されており、熟練、半熟練の工業労働者の大群がそのまま残つたことはもとより運輸、交通、通信等の基幹施設も大半そのままであり、これらを中心とする工業化上のいわゆる「外部経済」は龐大な規模のものとして残つていた。また残された生産施設にしても、単に貿易の杜絶、原料の入手安定期に就業せしめ得るならば、比較的容易に生産力として回復せ

しめ得べき性質のものであつた。そこで農業政策にとつての課題は何よりもまず農産物価格形成の人為的規制によつて再農業化傾向の進行を抑止する。これによつて工業を中心とする全体の経済復興を可及的に促進する。このために食糧価格の抑制と労働者の地位の安定をはかるということであつた。少くともそれが当時政治の指導勢力によつて農業政策に対して要求された政策の根本基調であつた。このことは、例えば昭和二六年夏、農民側の米価引上げの要求に対して、時の司令部経済科学局企画部長ファイン氏が、司令部側の意見として伝えたとされる次の言にもつとも端的にうかがわれるであろう。曰く、「主食價格は正当公平でなければならない。生産者價格の値上げは消費者價格の値上げを来たす。……農民諸君の要求する高米価をそのまま認めれば、工業品のコスト高を来たし、輸出を困難にし、外国食糧の輸入を不可能にする。外国食糧を輸入しなければならない日本にとってこのような状態は困る。国民経済の全体の立場から農業を重視して鉱工業を軽視することはできない。世界中のどこの国でも鉱工業發展よりも、農業の發展はおくれざるを得ない。したがつて農産物価格を引上げれば国民經濟全体の發展を阻害する。農民はよくこの点を考えてもらいたい」（農業復興会議『農業復興』昭三・七二）と。すなわち、そこでは生産的なものは何よりもまず鉱工業であり、ことに日本の場合にはこの鉱工業の早急の回復をする。農業に対ししてその讓歩が求められる。そしてこれが体制を強力に進めるというところに農業政策、食糧政策の中心課題が求められるわけである。

この意味で戦後の再農業化阻止を中心とした農業政策は、いわば財政投資、利子補給、価格差補給金の交付等を中心とする積極的工業復興政策と表裏一体の関係をなすものであつたが、これはある意味において、民主化の名において行われた農地改革についても同様に妥当するものであつた。すなわち、この場合には後述のようにそれが革命回避政策、占領地政策として行われたという点にその本質をもつていたが、それが行われた限りでは、それは農産物価格引下げの可能の一条件をなすものであり、この点前者と軌を一にするものがあつたからである。このようにして、戦後の経済復興は農業の負担において、ということが多い過ぎなら、少くともその利益阻止という条件の上に行われてきたといわねばならないが、ここにわれわれは戦後経済復興のもつ特性とともに、この過程において農業及び農業政策の果してきた特有の機能を見なければならない。

## —

ではこの場合政策的にはいかなる方法がとられ、それはいかなる形、意味において、またいかなる程度までこの課題に答えたであろうか。これは農地改革を暫らくおけば、およそ二つに分れる。一つは生産資材価格、すなわち、肥料、農機具等の価格をいわば人為的に引下げることによってこれが使用と、したがつてこれを通ずる農産物の増産を促進し、これによつて農産物価格形成、所得形成を間接に然らざる場合にくらべて引下げて行こうという方法であり、今一つは、生産物の価格そのものを直接的に規制し、引下げて行こうという方法である。

このうちまず前者についていえば、戦争と敗戦とによつて農業生産資材は全面的な減産を見たが、中でも肥料工業、化学肥料工業は徹底的な打撃を受けた。戦時中における肥料工場の軍需生産への転換、続く空爆、战火等の被害でその生産は激減、昭和二〇年度のそれは硫安、石灰窒素、過磷酸石灰それぞれについて二八・三、七・八、一・三万トン、これは硫安生産の戦時中最高水準に達した昭和一六年のそれのそれぞれ僅かに一九・六、二九・九、一・〇%に過ぎなかつた。かくて加えて戦後は敗戦に伴う満洲大豆の輸入杜絶等の事情もあり、これらは国内の肥料需給を極度に逼迫せしめるに至つた。しかしこれは多肥農業を特徴とする日本農業としては致命的打撃を意味することはいうまでもなかつたので、ここに政府はこれが対策としていち早く肥料の優先輸入をはかるとともに、これが国内における重点的復興をはかることとなつた。すなわち、二〇年一一月政府はまずその「食糧増産対策」の一環としてこれが復興問題をとり上げ、資金、資材等の優先確保を中心とする具体案を発表、その重要性を指摘したが、その後鉄、石炭、電力等とならぶいわゆる超重点産業の一つとしてこれをとり上げ、その積極的支援の下にこれが復興を推進することとなつた。

そしてその場合とられた方法は概言すれば二つであつた。一つは資材、資金の優先確保、とくに資金の積極的融通による設備の増設、更新、その促進といふことであり、今一つは価格差補給金の支出による肥料価格の引下げとこれによる市場の拡大ということであつた。すなわちこれによる再生産規模の一層の拡大とそれによるコスト引下げの促進ということであつた。

ところでこのうち前者については、すでにいわゆる「復金事件」ないし「昭電事件」等によって広く知られているところであるがそれは要するに主として復興金融金庫（二一年一〇月発足）を通じる金融によつてこれに巨額の資金を優先的に注入、これによつてその急速な生産回復をはかるということであった。そして事実肥料工業に対する融資はこの結果、これを中心として急速に進捗、二四年三月末における全金融機関の肥料工業に対する貸付は総額一六〇億円、しかもそのうち実に三八%までが復金融資によつて占められるという事態が見られた。そしてこれらによつて日本の化学肥料工業は短時間に急速な設備の回復とともに、かなり見るべき技術の進歩、更新を達成し得たのであつた。

しかしこれについては、なおこの復金融資に先立つ時期において、いわば農村資金、農業界の資金ともいべきものがこれに代るべき重要な役割を果したこと注意到おきたい。それは農林中央金庫による肥料設備資金、運輸資金の貸付ということである。これはさきの二〇年一一月の「食糧増産対策」の発表に際して、政府自身これを示唆したことにはじまり、二一年一月から二三年三月までの間に数次に亘り、政府斡旋の下に当時の肥料統制会社「日本肥料会社」を通じて行われたものであつたが、それは総額一四億円余、当時の肥料設備資金の大半はこれによつて賄われる關係にあつたといふ（『農林中央金庫三十年誌』〔未定稿〕）。これは元來農業内部での相互金融を使命とする同金庫としては全く例外的なことであり、このためとくに法改正を行つたほどであり、またその融資額も当時の金庫貸付金の一五%に及ぶという状態であつたが、ここにわ

れわれは肥料不足を中心とする農業界と肥料工業界との特異な結びつき、相互のけん連関係の存在することを注意しなければならない。これだけの融資能力を農業界がもち得たということは、いうまでもなく当時の農村インフレによる所得の著増と資材の入手難による投資難ということによるものであったが、この農村インフレ、資材の入手難こそは他ならぬ肥料不足を中心とする一般的資材不足の結果であった。換言すれば、資材の不足そのものがこの場合には農村インフレを通じて、逆に自らの増産のための資金源を用意するという関係にあつたといわねばならぬからである。しかしそれはともかくとして、肥料生産はこれらによつて急速に回復した。二三年にははやくも終戦時の数倍、戦時中の最高生産量の八〇%水準にまで復し、翌二四年には完全に戦前水準を突破するに至つた。

しかしこの肥料生産の回復については、なお前述の価格差補給金による価格引下げの間接的作用を注意しなければならない。元来補給金政策は、二二年七月のいわゆる「新物価体系」の確立に際して、改訂公定価格によつて生産費割れとなる産業に對して、その損失補償の意味で交付されたことにはじまるが、それが交付された限りではそれは製品価格の引下げとともにその市場拡大を意味した。すなわち、それは価格を然らざる場合にくらべてそれだけ引下げるとともに、これを通ずる需要拡大によつて逆に増産的に作用することとなつたのである。新物価体系採用當時における補給金の割合は、硫安の場合消費者価格一〇〇に対し八九、すなわち、原価トシ当り二二、七〇〇円の硫安はこれによつて消費者価格としてはまさにその五五%、一二、八〇〇円にまで引下げられるという高率の

ものであったが、これによつてもその作用の大きさは知られるであろう（経済安定本部『第三次経済自書』）。本来なら需要を発見し難いか、ないし発見し得ても限られざるを得ない商品が、これによつて需要を発見ないし拡大し得、これが逆にその増産を刺戟し、ひいてそのコスト引下げの要因として作用し得ることとなつたのである。

また同様の政策は石炭、鉄鋼業等に対してもとられたが、これらは何れもめぐりめぐり農機具等農業生産資材の一般的増産とひいてその価格水準の引下げ要因として作用することとなつた。

このようにして生産資材は急速に増産を見ることとなつたが、その結果は農産物の全体としての供給の増大、増産ということであり、ひいてその程度における農産物価形成、所得形成の相対的切下げということであつた。そして事実、この期間における農業生産の回復率はかなり顕著なものがあつた。二〇一二四年間ににおけるそれは前者基準として四二%、戦前（昭和九一一一年平均）基準の生産性指数（生産指数を就業人口指数で除した一人当たり平均の生産指數）として二四年のそれは七二%、工業のそれが辛うじて五四%水準を維持し得ていたのにくらべれば、かなり顕著な相対的上昇振りを見せていた（『ポケット農林統計』「一九五二年版」、六頁、『昭和三十年度経済白書』一四八頁）。そしてこの場合もともと顕著な回復率を見せたのは、一部は後述のような価格政策もあるが所得水準の一般的低下が從来の劣等財的農産物に対する需要を強からしめたことにより、甘藷、馬鈴薯等のイモ類及び麦類であった。反面果樹、畜産、高級蔬菜等優等財的なもののそれはそれだけ相対的に後れることとなつた。

これが農業所得抑制についての、第一のそして中心的な手段であつたが、第二には食糧の優先輸入、その実施をあげなければならぬ。それはとくにアメリカのいわゆる「経済援助」として行われた。戦後食糧輸入の輸入貿易中にしめる割合は圧倒的に高かつたが、その大部分はアメリカの「援助輸入」によるものであつた。すなわち、輸入貿易中に占める食糧輸入の割合は二一年五五・四、二二年五六・一、二三年四六・三、二四年四〇・〇%というように高率に及んだが、これらはすべて「対日援助」によつて賄われて十分に余りある関係にあつたばかりでなく、資金的にも二四年秋までは完全に援助資金によつており、さらにその輸入先も二三年まではアメリカ唯一国に限られた。これは逆にいえば、日本經濟自体の力によらない追加購買力、追加輸入力により食糧の追加輸入がそれだけ強く行われたということであり、これはそのままその程度における国内食糧価格の抑制、切下げを意味した。すなわち、国内食糧価格はこれによつて援助輸入のない場合にくらべて、大なり小なり相対的に切下げされることとなつたのである。そしてその作用は、例えば當時いかにこれが農業界によつて脅威的なものとして受けとられていたかということによつても知られる。輸入食糧の放出の行われる度毎に、食糧のヤミ価格は敏感に動き、ここにこれを中心としていわゆる「農業恐慌論」すなわち、これを中心とする農業恐慌の到来必至なりとする論を一部に生むに至つたのであつた。

もつともこの援助輸入、食糧輸入はそれが行われた当時の環境からすれば、むしろ治安維持を中心とした占領政策的な性格が強かつたとも見られ得るが、しかしそれが行われた限りではそれは経済

的には右のような作用をもつてゐた。また二七年以後援助輸入は打ち切られ、その後はM·S·A·余剩農産物処理等による新たな追加輸入が小規模乍ら続けられるが、その意味も本質的に同じである。ことにこの場合にはアメリカにおける過剰農産物の累積という事実を背景として、「通常の輸入の枠外」のものとしてその輸入がはかられつつあるだけに、その作用は一層強いともいえ得るであろう。

### 三

以上が農産物供給の増加によってその価格抑制をはかるという、いわば価格抑制についてのオーソドックスな方法であるが、これに対して第二には前述の農産物の価格そのものを直接的に規制して行くという方法があげられる。具体的には供出制度と公定価格とを中心とする食糧管理政策の実施がそれである。これは元来昭和一五年一〇月の「米穀管理規則」の制定により農家販売米をすべて国家管理に移したことにはじまり、昭和一七年の「食糧管理法」の制定以後数

次の改訂を経て今日に至っているが、その本質は要するに、販売食糧の流通を政府が一手に掌握し、その価格を実勢価格以下に抑制するということであった。そしてその方法としてとられたところは、いわゆるパリティ方式による生産者価格の形成とこれによる強制収買制を一段と強くするものであつた。

もつともこのパリティ価格には実際には種々の奨励金、割増金的なものが各種名目の下に加えられた。このため二三年度の如き超過供出奨励金が基本価格の三倍に及ぶという極端な事態さえ見られたが、しかし平均的にはその率はせいぜい基本価格の二〇%止りであり、価格抑制の本質を全体としては変えるものではなかつた。

また国際的には二四年单一為替レートの設定によつて国際貿易が開かれるまでは国内食糧価格は海外のそれからは遮断されていたが、この期間を通じてそれは概して円高の関係にあつた。また貿易再開後も二八年頃までは国内食糧価格の方が割安であり、大なり小

が事実上ヤミ価格、ヤミ資材購入に少からず依存していたにもかか

なり輸入補給金を必要とする関係にあつた（食糧庁『食糧管理史第一卷価格篇総論』昭和三〇年）。これはもちろん一部は前述のよう  
にパリティ価格が価格差補給金の補給を受けた基礎資材、生産資材  
の価格を基礎として算定されたということにもよるであろう。しか  
しこの補給金がなくなり、自由価格になつた後においてもなおかつ  
このような関係が続いたことからすれば、やはりパリティ価格は対  
国際的にも価格抑制的な機能を果していいたと考えるべきであろう。  
そしてそれはそのようなものとしてはじめてファイン氏のいう「工  
業再建のための礎石」たる機能を本格的に果し得るものであり、ま  
た現にそのような役割を果したと考えるべきであろう。

もつともパリティ価格、価格統制のもつ以上のような意味は、二

五、六年以後は全体として多少とも変つた。イモ、雑穀、麦類の統  
制は二五、六、七年と相次いで廃止され、したがつてその価格形成  
も自由になつた。また残された米についても、パリティ方式の数次  
の改訂及び生産資材の統制撤廃による価格指数の実質的上昇によつ  
て、そのパリティ価格は実質的に多少とも上ることとなつた。こと  
に二七年以後占領軍の権威を背景としたいわゆる「ジープ供出」強  
権供出が行われ難くなつたことは、一方における国民所得の回復、  
これによる消費者家計の負担力の増大と相まって、これが漸次的引  
き上げを可能ならしめることとなつた。したがつてヤミ価格の倍率  
も急速に下り、農村におけるヤミ販売価格の公定販売価格に対する  
倍率が二を超えたのは二六年が最後であり、その後はそれは着実に  
低下、今日ではほとんど平均的にはいるべき格差を残さないまでに  
至つてゐる。また麦については二七年以降いわゆる間接統制、すな

わち最低価格での政府の無制限買入れを内容とする価格調整政策に  
移行するに至つたが、その実質は今や從来とは全く逆に価格抑制的  
なものではなく、むしろ価格支持的なものと變つてゐる。そして対  
外的にも、輸入価格の方が大なり小なり国内の支持価格を下廻る関  
係にあり、国際的な意味でも同様の役割を果しつつあることを示し  
ている。すなわち、総括すれば、かつての価格抑制政策は今や僅か  
に米一つだけについて残されているに過ぎず、これを除いては価格  
形成そのものに対する抑制的干渉は全くなくなつた。むしろ麦につ  
いては対内、対外的にこれとは逆の価格支持政策が実質的に行われ  
るに至つてゐることとこれである。

#### 四

では次に農地改革のもつ価格引下げ的な作用とは何か。元來農地  
改革は前述したように、占領政策の一環としてその権威を背景に極  
めて短期間に強行されたものであつたが、その本質は要するに、第  
二次農地改革法成立当時のマッカーサー声明にいわゆる「健全穩健  
な民主主義を打ちたてるために、これより確実な根拠はあり得ず、  
また過激な思想の圧力に対抗するためにこれより確実な防衛はあり  
得ない」（農政調査会『農地改革顛末概要』昭和二六年、一三五  
頁）といふにしきるものであった。したがつてそれが農地国有論と  
正面的に対立したことほどより、一部で強硬に主張されたいわゆ  
る「第二次農地改革」の要求に対しても耳をかさなかつたことは当然  
であった。占領政策にとって必要なことは、何よりもまず占領政策  
の支柱を占領地住民の間に打ちたてるということであり、また当時

のような極端な食糧不足時についでは、労働者の地位安定のために特別の措置が必要とされたと同様の意味で小作農の地位安定化のための政策が必要であつた。そしてそのために地主に対してその讓歩が求められたのであつたが、それは同時にその点に限界をもつていたからである。それはあくまでも、占領目的を基準とした部分的「改革」であつて、「革命」ではなかつた。むしろ「革命」防止のための「改革」たる点にその本質をもつていていたのである。

そしてあたかもこのような目的に応えるものとして、それは具体的には自作農創設の拡充と小作料の金納、引下げの二点を中心として行われた。しかもその自作農の創設は、物価が数年間に數十倍にもね上るというはげしいインフレ過程で解放地価を据置きにすると、いう仕方で行われた結果、ほとんど小作農に何等実質的負担を加えることなくして行われ得た。いわば無償同様の形でその自作農化が行われ得たのであつたが、これは小作料の金納化引下げについても同様であった。小作料は農地改革當時(三年)従来の物納小作料を米一石七五円の基準で換算、これを金納小作料として固定、その後二五年にこれが七倍引上げ、三十年にさらにその二倍弱の引上げを行うという経過を経て今日に至つたが、その小作料負担はこれらを通じて格段に従来より下つた。例えば二五年の改訂直前におけるその反当生産価額に対する割合は水田の場合僅かに1%足らず、相対的引上げの行われた三十年においても漸く5%前後、改革以前のそれが物納小作料として50-140%の高率を示していたことからすればまさに割期的な低下振りであつた。そしてこれらによつて既述のような徹底的な農産物価格抑制と供出制度の実施が可能となつたので

ある。つまり小作農としては地代負担が軽減されただけそれだけ、その食糧管理による負担の加重化にも堪える力ができたわけであり、これによつてその実施が可能ならしめられたのである。少くとも生産性指数の絶対的低下にもかかわらず、価格規制がさほど致命的な摩擦なしに行われ得たということについては、この関係の存在したことを考えねばならない。そしてこれはある意味ではわが国農産物価格形成のもつ性格を長期的にも、割期的に変える重大要因をなすと考えられるのであるが、ここにはおく。ともかくこのようにして、食糧管理は農地改革の強行を背景とすることによつて有効、円滑に行われ得たという一面をもつものであり、したがつてそのものの經濟的意味は要するに地代負担の軽減による農産物価格形成の抑制引下げその可能性の賦与ということに他ならなかつたのである。

## 五

以上が戦後農業政策の基本線である。もちろんそれは食糧管理と農地改革の二つに限られたわけではない。そこにはなお開墾、開拓等の農地造成、増産政策もあれば、畜産の拡充政策もあり、さらに農業協同組合の再編強化等の諸政策の実施もあつた。しかしそれらは要するに、工業の再開を中心として急速な国民経済の回復をはかるという戦後経済政策の根本基調を外したものではなく、その点農地改革、食糧管理等とその基本性格をともにしていた。

ではこのような戦後農業政策は、総括的にいつて果して何をなしたであろうか。それは前述のような目的に即していいう限り、大体において成功したということであろう。少くとも結果的には、その工

業化の推進を中心とする経済復興は所期の目的を一応達成したかに見える。

第一に、この十年間に国民所得、消費水準はともにかなり顕著な回復を見せた。喰い潰し経済によつて、しかも辛うじて戦前の六〇%水準を維持し得るに過ぎなかつたとされた消費水準は、二八年には完全に戦前水準を回復、二九年にはさらにそれを九%方上廻るに至つたとされる(『昭和三〇年度経済白書』一二六三頁)。しかもそれは戦前に劣らぬ投資率をも可能ならしめつゝあるという。

第二に、したがつて食糧需要の所得弾性も急速に低下、一時消費支出が上れば上るほどエンゲル係数が逆に上昇するといわれた一二二三年頃の変則的事態は完全に解消した。例えば二三年六月頃消費者家計調査において(+一・二六九)を示したとされる米支出の所得弾性値は二四年以後急速度に低下、二九年においては僅かに(+〇・一八九)水準となり、戦前の(一)符号を示す段階にまでは至らないが、その需要の緊要度は著しく弱化、後退するに至つてゐる。これとともに主食エンゲル係数も低下、二二年東京都家計調査で六七・三%を示したその値は二九年には四七・〇%にまで低下した(食糧庁『食糧管理史第一巻価格篇総論』昭和三〇年、四二四頁)。換言すれば糧は再び戦前と同じく急速に劣等財的性格を強くしつつあるのである。そして農業生産も亦これを反映して、いわゆる energy food から protective food へといふ高度化、転換を漸次的にとげつゝある。畜産、果実生産、高級蔬菜生産等の漸次の回復、増産はその現われである。第二に、しかしこれとともに農業の国民経済的地位並びにその所得形成力は機能所得的にも急速な低下傾向を示しつつ

ある。いわゆる「農村インフレ」の後退、解消がそれであるが、前述の二一年に国民所得の三一・三%をしめた農林業所得は二四、五年以後急テンポで低下、二九年には一九・四%と再び戦前同様二〇%台を割るに至つた。したがつて国民一人当たり所得に対する農林業部門一人当たり所得の開差も前者に対する後者の率として、二二年の四六・二%が二九年には三三・一%と大巾に低下している状態である。(経済企画庁『経済要覧』昭和三〇年)。またこれを機能所得的に見ても、一時工業労賃を上廻つた農業労賃は二十九年には逆にその三三%水準として、戦前のそれをさらに下廻る関係にある。地代形成力の低下も亦農地潰瘍の増加によつて示される。換言すれば、戦後農業政策の目的としたところは今や完全に達成されたということである。その目的は農業の所得形成力を機能所得的に抑制し、これによつて再農業化を阻止し、工業再開を進めるということであつた。しかし今や経済自体の力としてこのような再農業化推進の動力は何處にもない。資源はむしろ非農業への移動、流出を求めてしかもなをそれを求め得ないというのが現状である。したがつてそこでは価格抑制といふよりはむしろ逆にその価格支持価格引上げが政策的に要求されることとなる。そしてすでにそれが麦については国際価格の急速な値下りといふ関係を背景にして、行われつつあることは前述した。しかし戦後十年を経た今日、昭和三十年における農業政策の課題はさらにそれをこえて、この支持政策を放棄し、国際競争の真唯中に日本農業を置こうとする点にあるかに見える。最近における「農産物価格体系改訂」ないし国際価格への国内農産物価格のさやよせ論がそれである。しかしこれによる価格低下は果して、残

存工業施設のあつた従来と同様の意味、形において、そのまま生産的なものとして機能し得るであろうか。ここに残された問題がある。なお最後に右のような農業の相対的地位の推移を総括的に示す意味で一表を附加しよう。次の通りである。

農業の相対的生産性の推移

	農業生産性指數	製造工業生産性指數	農業の相対的生産性指數	農産物の相対的価格指數	農業の相対的生産額指數
昭和 9—11	100	100	100	100	100
24	72	54	133	100	133
25	80	68	117	89	104
26	89	90	98	82	81
27	98	101	97	91	88
28	83	125	66	107	71
29	94	135	70	104	73

- 註) 1. 生産性指數は生産指數を就業人口指數で除したもの  
 2. 農業の相對價格指數は農産物價格指數を工業生産物價格指數で除したもの  
 3. 経済企畫廳及農林省調査資料による。

#### 質疑応答

##### 質問一 (愛知学藝大 杉浦英一)

(+) 「インフレ政策で農業所得の上昇を抑制した。というのは、供出とその代金受取りとの間に於ける物価騰貴が、農業所得の形成を抑制した」といわれたのであるが、インフレ政策が果して事前にそうしたタイム・ラッジによる農業所得形成の抑圧を意識したのであらうか。

(+) もし、そうだとすると、その同じ論理によつて、現在のデフレ政策が供出代金受取りのタイム・ラッジによつて、農業所得の下降、抑制を意図しているということになる。従つてインフレ政策の結果、事後的に農業所得形成に対する抑圧的政策をもつたと解すべきではなかろうか。

(+) 結論的に貴説に賛成である。インフレが農業所得の抑制を目的として行われたとは私としてはいつていよい。インフレ時に供出価格が固定せしめられたことがそのような作用をもつたといふまでのことである。インフレ政策そのものは単なる農業対策としてではなく、もっと広汎な背景をもつ經濟復興政策、占領政策の一環として理解さるべきものと思う。

(+) 質問の第二段の論理「デフレ政策がタイム・ラッジにより農業所得の下降抑制を意図していることになる」云々は、したがつて私としては理解できない。

##### 質問二 (東京経大 中村金治)

(+) 農地改革を占領政策であり、革命回避政策と見るのは、

般にいわれるところである。報告者もそのような趣旨で論ぜられた。私も一定の条件の下においてならば右の論旨に賛同するものであるが、農地改革が行われた段階の条件と、その後五年ないし六年を経、かつ新らしい国際的条件の発生した現段階に視点をおく評価は異なるのが当然であると思う。

農地改革が国内の地主勢力の反抗や官僚のサボタージュを排して行われたときの主体的勢力はひとりアメリカのみならず、イギリス、中国（当時の）、それにソ連も対日理事会を構成し、改革を日本政府にブッショセしめたのである。土地の無償に近い低価格による地主よりの買上げ、小作農民への低価格での売渡し、金納低小作料（従来に比して）化等は、一定の程度における農業民主化を進めたことは明らかである。かかる農地改革はマイナスではなく、プラスの座標において正當に評価し、不徹底であつた改革をさらにその方向に（いわゆる第三次改革もその一つ）に前進せしめるに重点がおかるべきではないか。

(2) 小作料統制が低米価を支持する結果となつてゐるとの見解のようであるが、高米価は無条件に（農民の階層性を引き出して）農民の利益となるものではない。また報告者は小作料統制は撤廃して、自由契約小作料制にすべしとの積極的主張に立たれるであろうか。

答 (1) お説一々御尤もある。然し私としては農地改革、小作料統制が結果的に、農産物価格抑制の支えとなつたというだけのことであつて、それ以上のことではない。「戦後十年の経済政策」の「分析」としてそのような「結果分析」に重点

がおかかるようになつたことを諒として頂きたい。政策の分析と何をいかに主張するかということとは自ら別問題であり、さし当たりここでは政策を主張したつもりはない。

(2) 「農地改革が民主化政策としてプラス面をもつこと」「高米価が無条件に農民の利益になるものでないこと」お説の通りである。

### 質問三（公正取引委員会 丸山泰男）

資本主義体制下における農地改革の不徹底性という点については、よく分るが、一方において保守勢力の側から最近そのような不徹底な農地改革、とくに均分相続制をすら「修正」せんとする動きがある。その主たる理由は、戦後の農地改革が日本農業を零細化したという点に求められているようであるが、この点についてどう考えられるか。資本主義の発展に伴つて、農業の人口容纳力が減退しつつある一般的傾向に鑑み、もし報告者が、いわゆる「民主化」政策の目標を農業の所得形成力の向上に求めておられるとすれば、それは結局工業化の方向に行かざるを得ないと考えてよいのかどうか。そして現体制下において、そのような方向での民主化政策というものがあり得るかどうかこの点をどう考えられるか。

答 (1) 農地改革が日本農業の零細化を進めたということについては、二つの関係が考えられる、一つは均分相続を通ずる所有の分散零細化、今一つは小作料統制を通ずる零細經營の維持存続の二つである。然し均分相続は厳密にいえば農地改革の結果ではなく、相続制度一般の変革の結果である。均分相続の修正、すな

わち一子相続制ないし長子相続制が農地の「所有分散」をある程度阻止することは事実であろう。しかし「所有分散」の阻止必ずしも「経営分散」「経営零細化」の阻止を意味しないということと、農地についてのみ相続制の「修正」を求めるることは民主化の基本方向からして困難であろうというのが私の個人的な意見であり、見通しである。

(2) 後段の御質問は私として必ずしも十分に理解し得ないが、バラバラにお答えするならば次の通りである。

(1) 農地改革はそれが「砂を化して黄金となす土地所有」の創出を可能ならしめた限り自家投資の促進、生産力増大の条件となり得る一面をもつ。

(2) 人口包容力増大の方向として工業化の方向は必至である。

(1) 農地改革の如き「民主化政策」が現社会体制の下で自発的に行われるものとは期待し難い。戦後の農地改革は敗戦下の特殊環境で起つた特殊事例であり、そこにそれに伴う諸種の限界がおかれることとなつた。

#### 質問四（香川大　大　泉　行　雄）

食糧政策における供出制度について報告者はこれを農家所得の形形成力を抑制することを目的とするといわれたが供出制度の目的としては、むしろ更に一層深い目的をもつのではないか。所得形形成力の抑制という手段を通じて広く国民生活の安定というべき社会政策的な目的が狙われているとの視角からみるべきものではないか。

答　　お説の通りである。食糧管理制度の目的はたしかに第一

義的には国民生活の安定、消費者家計の安定という点におかれてきた。これは社会政策的といえれば社会政策的である。しかしその社会政策は何のために、そして何を基準として行われたか、また行われることが必要であったか。それは結局残存工業生産力の復興、拡充を中心とする国民経済全体の回復、その推進ということであり、その手段としてそのようなわゆる「社会政策」が必要とされたのではない。これが私の視点である。唯それにも拘らず、社会政策的意味を一応指摘しておくことはあるいは必要な順序であつたかも知れない。この点報告者としては言葉不足であったかも知れない。

#### 質問五（和歌山大　南　清　彦）

戦後における農政の重要なテーマとして報告者は米価問題と農地問題とをとり上げられたが、とり上げ方が農業対工業という面を強調されて、このような農政が各階層をどのように再編したかという面を無視したきらいがある。例えば、低米価供出制度という農民犠牲も中農と富農とではその負担度が違うであろうし、農地問題にしても日本の地主制の背景を出す山林地主には何一つ手をつけていないのである。農政をつらぬく基本的矛盾関係は地主対中貧農の問題であつて、独占資本と地主富農との外見的対立は次的矛盾に過ぎない。

答　　農村内部の階層分析にまで入つていいことはお説通りである。しかしこれは限られた時間の報告としてはやむを得なかつた。当然第二段の問題として扱われねばならぬところである。しかし貴説の意味が、まず第一に農村内部の問題として問題

をとり上ぐべしというにあるなら、賛成し得ない。私見によれば  
そのような視点からの分析は従来むしろ多過ぎる位になり、しか  
もそれは基本的な点を見落している。米価問題、農地問題の根本  
はどこにあるか、この点への反省、分析なくしては、結果として  
それが農村内部にどのような階層別影響を与えたかの分析も部分  
的、副次的なるを免れない。現在の農業問題は何よりもまず資本  
主義下のそれであり、單なる農業内部、農村内部の問題ではな  
い、というのが報告者の立場である。このように考えてはじめて  
貴説のいわゆる「独占資本と地主、富農の対立の外見性」という問  
題もこれを正確に理解し得るに至るのではないかと思う。

# 戦後のわが国の経済政策

静田均

八京都大学

与えられた課題は、共通論題の総論に該当する部分ということになっている。それで以下の報告は、戦後十年の歩みを振り返つてみた場合、わが国の経済政策を根本おいて規定した要因は何であつたか、また経済政策の終局の目標はどこにおかれていたかを明らかにし、そこから将来の展望への鍵を見出すことに役立たると思う。

戦後のわが国における経済政策を規定した最大の要因として、何人も否むことのできないのは、外部の政治勢力の重圧であろう。昭和二〇年八月このかた六年あまり、日本は連合諸国の占領下におかれ、国際的な管理をうけた。なかんずくアメリカの影響力は決定的な意義を發揮した。日本は新しい憲法と新しい議会と新しい政府をもつたとはいえ、G・H・Qの発する多くの指令や覚書や書簡によつて示された基本方針の枠内において、わずかに自己の創意を働かしたにすぎない。

昭和二七年のサンフランシスコ講和条約によつて、日本はいち

日本の経済政策は、前述のごとくアメリカの主導のもとに立案実施されたといつてよいが、アメリカの対日基本方針が終戦後ときの経過につれて変化したため、その影響をうけて経済政策の上にもかなり顕著な変化が見られる。すなわち占領当初におけるアメリカの対日管理政策の主眼は日本経済の非軍事化、戦争能力の剥奪におかれると同時に、経済の民主化による自由と平和の育成に向かっていた。荒廃した経済の復興は、焦眉の急をつげていたとはいえ、むしろ日本の自力によるべきであつて、占領軍当局

の責任ではないとさへ考えられがちであった。

しかるにその後における推移を見ると、アメリカの対日方針の動向が大きく旋回したことが看取される。旋回をもたらした第一の契機は、國際情勢の変化であり、第二は日本の国内における社会不安と共産主義勢力の擾頭である。

まず欧州においては、一九四八年ごろから米ソの関係はとみに尖鋭化した。マーシャル・プランをめぐる西欧と東欧の分裂は、冷たい戦争を惹起し、ベルリン封鎖において頂点に達した。アジアにおいては、中華人民共和国の成立、朝鮮動乱、インドシナの紛糾は、國際緊張をいやが上にも極端化した。加うるに日本の国内における労働運動の展開と経済不安をバックとする共産主義勢力の昂揚は、いたくアメリカの神経を刺戟した。

かくてアメリカの対日方針は次第に転換を余儀なくされた。いまや主たる関心は日本經濟のすみやかな復興と自立であり、東亞における共産主義勢力の浸透を阻止する防波堤たらしめることとなつた。『戦力なき軍隊』の編成、兵器工業の再開は最も端的にこのことを語っている。戦後における日本經濟政策の動向は、こうした國際情勢の変化とアメリカの世界政策の転換を抜きにしては、とうてい理解しがたい。

### 三

しかしそれにもかかわらず、經濟政策を規定する国内的要因を軽視することは許されない。特に講和条約発効後の今日において然り。そしてこの点よりするとき、戦後のわが国が國際的援助に

よつていかに民主化されたか、新興の政治勢力がどれだけ育成されたかを顧みる必要がある。

まず第一に農地制度の改革。これはたしかに地主勢力を著しく削減したが、同時に小作農を小土地の所有者に転化した限りにおいて、農村を保守勢力の地盤たらしめたことは争われない。第二に労働諸立法による労働者階級の地位の向上があげられよう。たしかに労働人口の組織率は戦後急速にたかまり、量的には世界的水準に達したかに見える。しかし質的にはいろいろの脆弱点をもち、運動方針においても、争議戦術においても、すこぶる未熟である。また社会主義政党も戦後新たに再発足を行つたが、最大のホープである社会党が左右両派に分裂した現状で（昭和三十年五月現在）は、決して順調な发展を辿つてはいえない。

これに反して、ひところ解体に遭遇した『独占資本』は、次第に勢力を盛り返し、最近特に活潑な運動を展開している。従つて現在ならびに近い将来において、經濟政策を決定的に左右する国内的要因としては独占資本をあげなければならぬであろう。以下においてコンツェルン、トラスト、カルテルの順に經濟政策との相互関連においてその動向を探り、もつて与えられた課題の解答にかえたいと思う。

### 四

占領の当初、まっさきに日程にのぼつたものは、いわゆる財閥の解体である。それは要するに財閥の蓄積した資本を母体として成長した多数企業の結合体であるコンツェルンの解体に外ならな

い。そしてコンツエルンは多数の企業が株式の保有を通して資本的に結合し、また重役の選任を通して人的に結合した大きなネットワークであるから、解体政策はその資本的ないし人的な紐帶を切斷し、または弱化する点に向けられた。たとえば財閥家族および持株会社の保有にかかる株式の譲渡とその公開分散化、巨大財閥の本社である純粹持株会社の解散、旧重役の財界追放等々。この種の解体作業は昭和二六年上半期でおおむね完了した。解体がコンツエルンにつきまとった『封建的』な色彩を払拭したばかりでなく、コンツエルンの中枢神経を破壊し、結合の紐帶を弱化したことは、争われぬ事実である。

しかし講和条約発効後、年を重ねるにつれて『財閥の復活』がしきりに風評にのぼりつつある。そしてこれは、とりもなおさずコンツエルンの再編成の運動が活潑化しつつあることを示すものに外ならない。すなわち旧財閥系コンツエルンにおいて指導的役割を果した経歴の持主が、陰に陽に巨大な発言権をもち、有力会社の首脳部人事にも容喙しつつあること、旧財閥系銀行が証券会社・保険会社などと連携して資金面でめざましい活躍を演じつであること、新たに占領時代の協調融資から一転して、最近のデフレーション期には選別融資と企業の系列化に専念する傾向のあることが、注目される。

なおこの間にあって旧財閥系事業会社が、外国資本と資本的・技術的に提携を進めているほか特需を契機として兵器工業の分野に進出していることを、見のがすわけにいかない。

## 五

次にトラストおよび企業合同について見よう。昭和二二年、G・H・Qの指示をうけて経済力集中排除法なるものが制定された。この法律の意図するところは、一流どころの巨大企業をそれぞれ数箇の企業に細分しようとするにあつたが、これに対しては労資双方の側から、いろいろの批判があり、その効果に関しても疑問がもたらされた。しかし前述の如き国際情勢の変化は、アメリカ側の態度を豹変せしめ、ついにこの分割政策は実施の面で大巾の緩和を見るに至つた。すなわち指定された三二五社の巨大企業はつぎつぎに解除され、実際に分割されたのは、十数社にとどまった。

この政策の功績について、報告者はかなり疑問視するものであるが、ともかくも最近数年来の動きとして、再合同および新合同の機運が高まっていることは、注目に値する。鉄鋼・機械・鉱山などの部門における再合同の噂はしばしば伝えられているが、特に貿易商社の再合同として昭和二九年の三菱系四社の大合同や今年における三井系三社の大合同のほか、他の貿易商社の合同が実現を見た。

## 六

最後にカルテルについて。昭和二二年に制定された独占禁止法はカルテルの結成を全面的に禁止したが、その後に事業者団体法が成立して同業者の共同行為を禁止したので、カルテルは法律上

は完全に封じられた形であった。もちろん占領時代ですら内々でひそかに協定が結ばれた事実はあるから、いわゆる地下カルテルの存在は否むわけにいかないけれども、公然たる行動に出られなかつたことはたしかである。しかし朝鮮動乱ブームの反動が不況をもたらし、また講和条約発効後、占領政策の再検討の機運を迎えるに及んで、カルテルに対する業界の要望はますます熾烈となつた。その結果、昭和二八年にいたつて独占禁止法は大巾の改正を見るに至つた。しかし実はこの改正にさきだつて、公正取引委員会の存在にも拘らず、カルテル的な操業短縮・生産制限は半ば公々然と行われていたのであって、法律の改正はこの大勢に余儀なくされたものと見ることができる。もつともこの改正は、深刻な不況とか合理化の目的のためとか貿易部門とかに限つて、公正取引委員会の承認のもとに例外的措置としてカルテルを容認するのであり、原則的には依然としてカルテルを禁止する建前になつてゐる。

しかしカルテルに対する公正取引委員会の態度と通産省の態度がはなはだしく異つてゐることは注目されてよい。前者はカルテルに対して原則的に否認する立場にたち、後者は原則的に容認し、例外的に禁止せんとする立場にあるからである。そして最近の実状を見ると、通産省は公正取引委員会の同意なしに、特定の部門に対して積極的に勧告操短を行わしめている。この点からみると日本のカルテル政策は分裂し、あるいは混迷しているといふほかない。近き将来、カルテル政策は一大転換を演ずるかも測りしれない情勢にある。

本年にはいってから、通産省は石炭業の合理化政策を掲げ、その手段としてカルテルを採用しようとする方針をとりつづける。そして同様の措置は鉄鋼、造船等の部門に波及する見込みと伝えられるから、独占禁止法の適用外におかれる分野はますます拡大するものとおもわれる。

質問 (慶應大学 伊東岱吉)

(一) 日本の「財閥」の意味について。日本の「財閥」の語義を、狭く「経済貴族」あるいは三井家・岩崎家というような財閥の家族性という面において理解せられているように承つたが、このよう理解される理由はなにか。

戦前からも、日本の財閥が問題とされたのは、第一に「金融資本」としてのその本質、ならびに各種の日本的特質であつたと思う。しかも、財閥の家族性という点は、その特質の一面——特質の中でも基本的とはいえない——にすぎなかつたと思われる。もちろん「財閥」という言葉は通俗的用語で、厳密ではないが、少くともこれが学問的に問題とされるのは右のような意味においてではなかつたか。

(二) 戦後における「財閥の近代化」について。戦前からの財閥の意味を、その家族性という一面からとらえるならば、たしかに戦後それが「近代化」したという結論が導かれるかもしれない。戦前からも日本の財閥の本質は近代的金融資本であり、その特質として、もろもろの前期性をまとつて、という両面からとらえる必要がありはしないか。とくに、日本の独占資本の内部機構のみならず、日本独占資本主義の全体のメカニズムにおいて、日

本の独占資本が農村の封建遺制をその体制的支配のテコとして——対農民関係のみならず、これを基底とする各種の媒介項を通じて對中小企業・労働階級等の収奪・搾取機構において——利用してきたという点を重視する見解もあり、戦後の農地改革についても半封建的土地位所有制度の温存——これに対応する自作農創設——という点にその本質的性質を求める見解もある。かかる観点から、戦前の財閥が「戦後近代化」したという見方を否定する見解があるが、これについてどう考えられるか、ご説明願いたい。

**答 (一)** 財閥という言葉の本来の意味は富豪というに等しい。従つて経済貴族と解することは至当であると思う。財閥はそれゆえ封建時代にも存在したし、日本だけではなく外国にも存在している。これを現代の日本にのみ特有のものとする見解は、承服しがたい。

報告者は独占資本の形態を三つに分け、その一つとしてコンツェルンについて考察した。コンツェルンは高度資本主義の産物であつて、株式会社・銀行・証券取引所の開花期を前提とするものであり、多数の企業が資本的・人的に結合し一つの統一体をなすものをいう。従つて財閥とコンツェルンとは、概念的にはいちおう区別されうるし、またされねばならぬというのが、私見の骨子である。

日本の旧財閥は明治時代すなわち日本資本主義の勃興期においてすでにその地盤を確立したが、彼らの資産の管理機構として、いわゆる同族会社——後の財閥本社——ができたのは、明治の末から大正にかけてのことであり、さらにそれを中心として

多数の子会社・孫会社が成立し、全体として大きなコンツェルンの形態を整えるに至ったのは、第一次大戦以後とりわけ昭和にはいつてからのこととに属する。従つてわが国では財閥とコンツェルンとは密接な関連があるところから、ひとはしばしば両者を同義異語として用いがちであるけれども、前述の理由よりして概念的には区別するのが正しいと思われるので、報告ではいわゆる財閥の解体をばコンツェルンの解体として取扱い、なるべく両者の混淆を避けるべく努力した。わが国のコンツェルンの中で財閥系のコンツェルンは絶大な地位をしめてきたが、財閥の系統に属しないコンツェルンもあつた（例えば日曹コンツェルン、日鉄コンツェルン等々）ことを見のがしてはならない。

はコンツェルンの傘下には多数の事業会社や商事会社のほかに銀行をもち、財閥本社と財閥銀行などが協力して傘下の諸企業を金融の面から支配し、援助し、育成してきたに反し、ドイツにおいてはコンツェルンの傘下に大きな銀行資本をもたないのが特徴である。第三、日本の場合、巨大コンツェルンは各種の産業部門における有力会社を網羅しているに反し、ドイツの場合は化学工業とか機械工業とか特定産業部門に限られ、しかも、コンツェルン傘下の諸企業の間には生産技術の面で相互に密接な関連性が見られ、全体として有機的構成を示していた。

以上は一流の巨大コンツェルンに関する比較であるけれども、しかし家族的な色彩が強かつたということは総じて日本のコンツェルンの基本的特質の一つにかぞえてよいと思われる。質問者は、日本の旧財閥系コンツェルンの基本的特質をもっぱら金融資本という表現で把えようとするようだが、金融資本という概念は必ずしも明確ではない。ヒルファーディングの用語例では巨大銀行資本による巨大産業資本の支配從属を意味するもののことであるが、わが国における旧財閥のコンツェルンについては、俗に財閥本社と呼ばれる持株会社が銀行をも含めたコンツェルン全体の支配の中心に立っていたのであるから、報告はわざと金融資本という紛らわしい表現を避け、資本的・人

の見解は三井・三菱などの旧財閥系の巨大コンツェルンに関するものであるならば、報告者もだいたい同じ意見であるといつてよい。報告者もコンツェルンの本質をいちおう近代的なものと見る。それは高度資本主義の產物だから。しかし三井コンツェルンや三菱コンツェルンの場合は、財閥家族の保有していた株式が巨額にのぼっていたし、財閥本社の保有していた株式も巨額であったので、その限りでは家族的な色彩が濃かつたことは否定しがたい事実である。解体政策の強化によつて家族や本社の株式は公債と引換に譲渡を命ぜられたし、本社は解散を余儀なくされた。そしてこのことがコンツェルンの構造に大きな変化をもたらしたことは、きわめて明らかである。それは家族的な色彩を払拭したばかりでなく、本社の解散はコンツェルンの管理機構を破壊し、また銀行と結んで傘下諸企業に金融を与える役割を抹殺した。報告者は報告の中で特にこの点に力点を置いて説明を進めたつもりであるが、あるいは十分の理解がえられなかつたかもしれない。重ねて強調しておきたい。

報告はもっぱらコンツェルンの構造変化、性格の変化という点に主眼をおいた。従つて農村の『封建遺制』や中小企業との関連に言及する余裕もなく、またその必要も感じなかつた。ところで質問の最後の問題点は、戦後における農地制度の改革がすこぶる不徹底であつて、依然として半封建的土地所有が温存されているから、それを体制的に支配する財閥は戦後といえども、近代化しないといふ一部論者の見解に対する報告者の所見はどうかというにある。一部の論者は戦後の農地改革を不當に

過小評価しているようであるが、報告はそうした見解に賛成することはできない。同時にこの種の根拠にたつて旧財閥系コンツェルンに本質的な変化なしという結論をひき出すことも、承服しかねる。インフレーションの進行中に農地の買取価格を低位に釘づけしたまま敢行された農地制度の改革は、公権力により殆んど無償で収奪を行つたは等しく、地主の地位は著しく後退した。農業経営の零細性は依然たるものあり、また山林の開放が行われなかつたことなどの事実は看過しえないにしても、小作地面積が大いに圧縮されたこと、また残つてゐる小作地面積においても小作料が低額の金納制となつたことは、戦前と相違する大きな変化であつて、これを不間に附することは、はなはだしく当を失するであろう。しかし戦後に再生の過程を辿りつつある巨大コンツェルンが遅れている農村や中小企業を間接的に従属せしめていると見ることについては、報告者も異存はない。

# 戦後工業政策の問題点

伊東岱吉

（慶應大學）

## —

第一に問題となることは、終戦直後のいわゆる「民主化」政策の評価である。「財閥解体」を中心とする日本の非軍事化・民主化という公示の目標の裏面には、アメリカ独占資本の従属下にわが財閥を再編成するという根本方針、独立帝国主義としての日本の抵抗と競争を排除すること、さらに終戦直後から擡頭してきた大衆の革命的エネルギーの結集をそらし社会的危機を開くという意図等があつた。これが行われる時、内外諸勢力の複雑な関係や本質と現象との間のさまざまの屈折があつたが、あとは

ついでマーシャル・プラン等々、アメリカの冷戦世界政策が展開する。米本国の政策転換とGHQの政策転換、さらにそれが現実占領政策に現われるまでには時間的ズレがあり、日本国内の生産力回復水準や経済情勢による制約、さらにアメリカの描いた意図やプランと日本産業構造の特異性とのギャップ等に基づく屈折やジグザグはあるにしても、これに眼を奪われて基本的動向を見失つてはならない。

右の転換は、昭和二十二年片山内閣（それは連立内閣であったとはいえ、占領政策の最も忠実な下僕者の役割を自らつとめ、社会党公約政策を放棄した）の下における傾斜生産・新物価体系の発足、いわゆる「援助復興」段階を画する。賠償政策におけるボーレーよりストライク、ドレー・バーへ、昭和二十三年一月ロイヤル陸軍長官の日本を反共防壁とするという演説、これ以来、アメリカが日本の独占資本を「敵中の味方」として復興させ、さらに従属化のみならず、これと密接不可分の関係でその後具体化する基地化・軍事化の基本動向が展開する。

昭和二十一年下期のパンズ声明をはじめとしてアメリカの反共政策は昭和二十二年三月のトルーマン・ドクトリンで公然化し、

戦後の日本産業構造を問題とする場合、「財閥解体」の真意義

の評価と並んで、忘れてはならぬことは「農地改革」の本質把握であり、それが半封建的土地所有と対応する自作農創設におわり、農村の封建遺制一掃の任務を果したものではない、ということである。「低米価・低賃銀」政策といわれるものが最も端的に表現していることく、米・日独占資本は、元来日本産業構造の特質的矛盾であつた半封建的榨取機構をその支配収奪のテコとして、体制的に利用している。

昭和二十四年ドッジ・ラインはここで簡単に述べつくせぬ意義をもつてゐるが、工業においては部門重点主義の傾斜生産から、企業重点主義の集中生産への移行を齎らし、アメリカ資本支配体制の整備と日本独占資本の急速な復興を齎らした一時期を画している。同時に忘れてはならぬことはこの年における戦後世界恐慌の表面化であり、その後朝鮮戦争を契機としての戦争と経済軍事化による恐慌打開策が登場したが、その効果は一時的で、かえて経済軍事化のもつて内的な矛盾が、恐慌と危機を深刻化して今日に至つてゐるということであり、とくに世界資本主義の最も弱い一環となつた我が国においては従属体制下に、右の矛盾は国際的しわよせをうけてとくに深刻であり、従属＝軍事化といふが独占資本の選んだ基本方向は、わが国民経済の有機的統一を破壊しつつあり、これを通じて労働者・農民のみならず、中小企業者および非独占資本をも自己の陣営にひきとめることが困難となるといふ条件を作り出しつつある。

朝鮮戦争が戦後わが国工鉱業に与えた影響は重大であつたが、さらに朝鮮休戦、インドシナ休戦という最近の世界平和勢力の優

勢化の齎らす画期的意義はさらに重要視されねばならない。米日独占資本の孤立化と米日独占資本間の矛盾の深刻化、したがつてまたわが国支配階級内の分化と動搖、鳩山内閣でさへ下からの力におされて選挙宣伝では対米一辺倒のは是正、中ソとの国交調整を唱えねばならなくなつて保守政党の動搖という今日の事態を齎らしている。

## 二

今日の工業政策の研究課題は（一）右のような従属・軍事化の基本性格の齎らす矛盾・恐慌と危機の脱出路を「デフレ」と「合理化」「生産性向上」と呼ばれる政策の下で、独占・集中と各産業部門の整理再編成、饑餓輸出と経済軍事化（昭和六年の重要産業統制法成立当時を思はずような——一面当時に似て、一面本質的に異なる——）に求めんとする上からの政策の本質と帰結を明らかにすること。

（二）このためにも従来経済政策研究で未開拓であつたいわゆる政策の「主体」すなわち戦後わが国の國家権力構造の分析、とくに官僚の相対的独立性の基礎とその役割の究明（とくに従属化における役割、および工業関係では国家資本・国営事業、公共事業等々の問題と財政・金融と投融資配分、貿易為替管理、産業の「合理化・再編成」における役割等）が必要と思われる。

（三）さらに上からの政策研究のみならず、「平和・民主・独立」を求める労働者・農民・中小企業等の下からの要求・運動・建設プラン等における政策研究も、単に公式的に基本方向を示すのみ

ならず、もつと具体的・現実的に当面の実践的結論を出すべく、努力されねばならないと思う。今日の上からの政策の矛盾分析のみならず、下からのこれに対する建設的な具体的政策とそのためのデータの研究を積極的に行うことこそ、今後の経済政策研究の新課題と考える。

質問一（大阪市大經濟研究所　酒井安隆）

「生産の集中」という点が、単に生産総量における「集中」という量的・生産力的視点のみでなく、その質的内容・生産関係視点（内容的には集中の「形態」）に立った場合、戦前と比べて戦後の工鉱業にどのような特長点が指摘されるであろうか？　とくに「独占の復活」、「合理化」の進行との関連において、お伺いしたいと思います。とくに戦後十年間の経済政策が結果的には、一貫してこのような点を指向していたと考えられますし、又、一面において戦後の日本経済は戦前と全く異った諸条件の下におかれている点に鑑み、更めてご教示願います。

答　関東工鉱業政策部会による玉置氏の報告は、与えられた統計資料（とくに纖維工業）による「生産集中度」の計測方法というテーマでありましたので、いきおい討論の中心は量的な集中度の正確なつかみ方という問題に集中しましたので、質問のような集中の「質的內容・生産関係観点」という問題にまでは討論が進みませんでした。この問題にまで進まねばならぬといふご指摘はたしかに重要なことであつて、われわれにとって有り難い問題提起と思います。ただわれわれの討論の際も、量的な集中度の計測方法に限定しても、従来行われている方法が頗

る不備なること、さらに与えられた統計資料の限界内では、個別企業単位の生産の集積度等がわかるだけで、最近顯著な企業系列・下請関係等がつかめぬこと、さらに個別企業単位の限界内では独占資本の支配力、その経済力集中度等はつかむことができない、等の問題が出され、「独占」という概念をどう理解するか、理論的に明らかにするのみでなく、実証的に明らかにするにはどうしたらよいか、というような問題も出され経済力集中のもつ意味（質的內容）をもつと考えねばならない、というようなところで討論は終つたのでした。

質問の問題はさらに具体的に戦前・戦後のわが国の「生産の集中」の質的内容の特長比較ということですが、私見を不十分ながら述べます（本格的に述べるには、これは大きな問題で大変な紙数を要すると思います）。

(1) 量的側面からみても、紡績等戦時企業整備をうけ、戦後新紡・新々紡等の簇生した一部はともかくとして、戦時の異常な生産の集中度（これはとくに軍需産業としてのいわゆる「基礎産業」「重要産業」に著しい）が殆んど集排法等によつて訂正せられることなしに、戦後の集中運動再発足の出発点となつていること。このことは単に量的のみでなく質的意味をもつてゐると思う。

- (2) 戦後の集中運動が戦前よりもさらに整備された国家独占資本主義機構を通じて行われてゐること。
- (3) これが最も戦後の特徴的な側面と思いますが、戦後の集中運動が、アメリカへの従属化の方向において推進され、アメリ

カの経済的支配・軍事基地化政策と、これに従属化しながら結びつく日本独占資本の政策、とを基動力として促進されている。という点。さらに戦前においてもわが国の集中の重点は軍事化の方向にありました。戦後においては従属化・軍事化が分ち難く結びついているという新しい特徴をもつてゐること。

(問) したがつて、アメリカの技術・資本導入部門、さらに導入

企業が集中促進政策（財政・金融その他）においても優先性を与えられ、潜在的・頗る的軍事関係部門、さらにこれを維持し発展させるために相互補完関係に立つ饑餓輸出部門（両者は国民生活のための民需循環を圧迫する一つの循環を構成する）にいわゆる「合理化再編成」＝従属的独占集中の政策重點がおかれていること。このために国民生活の再生産に関する循環系統、これに属する企業群（主に中小企業）は著しい圧迫を蒙り、系列よりはずされ、集中運動の「しわよせ」を喰つてゐる。一見両循環系統にまたがりあいまいに見える動力・原料等の基礎産業部門も、電力料金等の差別、民需に密着する中小炭鉱・中小鉄鋼業者の整理、軍事化と饑餓輸出に貢献する巨大独占企業や生産品種の優先扱い、という事実（これは具体的に事例を数えれば枚挙に遑がない）の中に右の基本的特徴が明らかに見出されると思う。このように戦後の集中は、わが国国民经济の立的な有機的構成の再建を阻み、従属化・軍事化の方向に向つてゐる点に、その質的特徴があるものと思われます。

(質問) 二 (神戸大学 新野 幸次郎)

(+) 生産性向上運動について、工農業部会ではどのような見解

が討議されたか。又更に、現下の生産性向上が社会的生産力を発展させるものであるという考えは、どのような根拠から主張されたか。以上二点。

(答) 予定されながら時間不足のため報告されなかつた、戦後工鉱業政策の段階規定（画期）についての本質的なご主張を承りましたか。

い。

(答) ① 関東工鉱業部会では、質問のわが国の「生産性向上運動」（これは一般的な労働生産性を高める抽象的な問題ではなく、今日の具体的な、アメリカのF.O.A活動の一部として日本に導入された「日本生産性向上本部」の行う「生産性向上運動」をさすものと思う）については、とくに討論はされませんでした。戦後の今までの合理化問題について論ぜられただけです。しかし「生産性向上運動」と特に銘を打たなくとも、本質的には同じことが最近の合理化運動で行われてきているのですから、質問の「現下の生産性向上が社会的生産力を発展させせるものであるかどうか」という本質的問題の提起は、われわれの部会の討論では提出されなかつた新しい問題視角のもので、有り難く思ひます。

われわれの部会における小松氏の報告は、今日のわが国設備投資は労働節約効果を伴う合理化投資となるから（今までは建設投資の過度競争による増産があつたから合理化投資がなされながら雇用量は維持されてきたが）、資本の集中、限界企業の脱落、失業の激増とこれを吸収するための中小企業への打撃、技術の導入による対外依存の増大、等の問題が出てくると結論

ノミコロモのトキ

され、討論の中心が、かかる合理化—輸出力増強—という經濟論理を、与えられた枠内で必然的なものとして受取るだけですかどうか、という研究態度の根本問題から始められ、今日の合理化・生産性向上と労働者の相対的窮乏及び絶対的窮乏の問題、とくに絶対的窮乏を賣らすや否やについて論議が集中され、修正資本主義、改良主義、革命主義等のおののおのの立場にまで及びました。討論はわだかまりなく卒直でよかつたのですが、もつと具体的に今日の日本の現実問題を実証的にとりあげながら討議するという態度を一同が忘れたため、抽象的一般論の果てしない——実りもない——討論に終つたうらみがあります。

尾城氏の「有線通信機工業の合理化と再編成」の報告は、一つの典型的部門のデータに基づく、戦後合理化過程における独占集中、特に国家独占資本主義の運動、これと結びつく戦後の特色たる従属化・軍事化傾向の実証に関するものでした。そこでは合理化・再編成の結果が、系列化とピラミッドの頂点たる独占企業の利潤率増大、系列傘下の子会社・下請企業の利潤率低下、系列からはずされた群小企業の「失業」的状態、および、独占企業内労働強化のひとこと、さらに下請企業労働者の賃金較差の増大、等々の事実が明らかにされ、合理化は労働者階級・中小企業のひどい犠牲の上で独占利潤を増大せしめるが、その生産物価格の低下は賣らさないのではないか、ということや、アメリカへの従属との下における日本国家独占資本主義の腐敗・寄生化の問題等が実例的に論議されました。

私見を要約すれば次の通りです。

- (1) 今日の生産性向上運動はMSAの一環として理解さるべきもので、従属的經濟軍事化の新装をよそおつた一手段として推進されているものと思います。このことは生産性向上運動の元締めであるアメリカの前对外援助局長官ハリマン氏の言にもうかがわれるし、この運動の先輩たるイギリスの実態の中からも看取できます。しかしわが国においては、従属的軍事化という特徴が特に顕著であり、技術の高度化より労働強化（アメリカ的労務管理の導入下で）というその特質が特に著しく、（作業研究・動作研究の緻密化によるギリギリの労働強度確保、これに基づく出来高給を中心とする新賃金形態の導入、実質賃金の切下げ等）過剰生産、操短の条件下で総評も指摘している如く労働生産性の増大——搾取率の増大——はあっても生産量の増大をすら伴わぬという傾向が強いと思います。

- (2) この場合、新野氏の答えで述べたようにアメリカからの技術・資本の導入企業に特に重点がおかれて、米・日独占資本の「效率」増大が志向され、これは同時に饑餓輸出部門——軍事化部門——の強化を志向しています。従つて、この循環（その性格は軍事化方向）の強化は不生産的・寄生的であつて、全国人民（特に下請企業）や農業等の平和的民需部門を圧迫し、そこに經濟循環の不均等と不均衡をいよいよ強め、広汎な中小企業循環の生産力を破壊する作用をもつものと考えられます。
- ところで基礎産業といわれる電力部門についてみても、一方アメリカから一部に最新火力発電設備が導入されながら、これ

に比して僅かの投資ですみその效果も大きいといわれる多数の現有老朽火力発電の燃料效率改善投資は顧みられない、というような矛盾したことが行われていています。

(イ) 以上では未だ不十分とは思いますが、今日の生産性向上運動は社会的生産力の発展を阻害こそすれ、これを発展せしめるものとは考えません。但し、これは部会の報告としてのお答えではなく、あくまでも私見にすぎないことを、重ねてお断りします。

(ロ) 戰後工鉱業政策の段階規定（画期）の問題は部会でもいろいろの見解が出され、まだ結論を得ていませんが、私の報告要旨の中で暫定的な見解を述べておきました。但し、これは未だ工鉱業政策の段階規定として不満足のものであり、今後の研究にまちたいと思います。

「附記」私の大会における報告はつぎの順序で行われる予定

であつた。

一、関東工鉱業部会の報告内容と論題点

二、討論過程における主要問題点

三、戦後工鉱業政策の段階規定（画期の問題）

四、戦後工鉱業政策の特質と問題点（私見）

ところが時間の都合上、予定の一と二の概略を述べただけで与えられた時間を超過するに至った。大会席上報告した要旨をまとめることが本年報での私の任務であるが、制限紙数四百字五枚の中に、七人の部会報告の内容と論点を紹介することの不可能なるはもちろん、それぞの討論過程における

る主要問題点のみを述べることも至難なことがわかつた。特に無理な圧縮をして部会報告者各位の真意をゆがめ、あるいは討論の問題点を正しく伝えられなくなつては相済まないことをとする。したがつて、やむを得ず、大会席上では部分的にしか述べられなかつた私個人の見解をもつてこれに代えることとした。したがつて、右の本文は私の報告予定の三（私見のみ）四の未報告部分に当る。どうか右の事情をお許し願いたい。

なお、部会の報告と討論の内容の一端は質問に対する答の中に述べておいたが、せめても部会報告の題目と報告者氏名だけでもここに挙げさせていただきたい。

関東工鉱業部会報告

独占禁止政策について

生産集中度の問題

日本産業構造と鉄鋼業

合理化、集中の役割について

日本通信機工業における合理化問題

戦後の中小企業政策について

戦後日本経済政策年表の作成について

丸山泰男氏  
玉置正美氏

桑原季隆氏

小松雅雄氏

尾城太郎丸氏

中村金治氏

山岡喜久男氏

# 戦後十年の労働政策

南亮三郎

（中央大学）

## 一序

一国の労働政策は多様な分岐において行われる。戦後日本の労働政策も発現の方向においてははだ多様である。この意味で、関東部会の労働部門で始めた私どもの共同研究も、かなり広い範囲にわたることとなり、慶大の川田寿氏が労働立法と管理政策を、武藏大の小沢辰男氏が労働運動を、関東学院大の富田富士雄氏が社会保障を、そして南が雇用および失業対策をそれぞれ分担して討議を進めた。

けれども、ここでは時間の制約もあり、複雑多岐な問題のすべてに論及することは不可能である。ただ幸いなことに、本報告の取りまとめの一切を共同研究者が私にまかせて下さったので、とりあえずここでは、私自身がなかなか重要と思う二つの面に問題をしぼつて、共同研究の結果を参考しながら、私見の概要を申上げることにしたい。二つの面とは、労働保護および労働組合運動の規制をめざす労働立法の面と、労働者の雇用および失業に関する政策の面、この二つである。

## 二 労働立法の面から

労働関係法規の制定については戦前大正年代からの懸案として未解決のままに放置されていたが、終戦は一挙にしてこれを解決する機縁を与えた。昭和二〇年一二月労働組合法、二一年一〇月労働関係調整法、二二年三月労働基準法が次々に公布せられ、ここにいわゆる労働三法の早急完備を見るに至った。しかもその内容は極めて進歩的で、世界の水準を十分に抜き得たものであった。

しかるに二二年は早くも労働立法の面での重大なる転換の時期の始まりとなつた。すなはちこの年の二・一ストに対する最高司令官マ元帥の中止声明、次いで翌二三年三月の全通の大争議に対する総司令部の中止命令、同三月の鈴木法相による生産管理違法性の政府見解の発表、かくてついに国家公務員より争議権を剥奪する政令二〇一号（七月三一日）となつて現われ、労働関係法規は実質的に大幅の後退を余儀なくせられた。その後の過程は法の改正ごとに、ひとたび認めた争議権・団体行動権の縮小化という方向をとり、二五年には大規模のレッド・ページ、そして二八

年八月にはスト規制法というところまで発展したのである。

かくて労働立法の面では戦後の労働政策は一見して「解放」より「収縮」へ、そしてさらに「従属」へと転換したように見える。

この転換は何かで生じたか。私は、この秘密は、連合国の大日本占領

政策の本質と日本経済の変貌とに求むべきものと考える。占領政

策は総論報告者によつて明らかにされたように日本の非軍事化にその焦点を置くものであつたが、その内容の一つを成すのが日本のチーフ・レーバーと考えられていた。労働組合の保護育成によつてこれを克服しようというのが占領軍の狙いであつた。しかし結果は共産党勢力の育成となり、占領政策の目的とは異なつてきただ。占領政策は「民主化」を目指したけれども「社会革命」は望んだのではなかつた。労働立法の転換と後退はかくて明らかに占領政策の誤算から生じた。そしてこの転換をいよいよ押し進めたのが日本経済の変貌——日本資本主義の立直りであつた。戦後労働運動の無用の混乱と労働者の側の甚大な犠牲とは主として占領政策の失敗から生じたといえるであろう。

### 三 雇用・失業対策の面から

次に雇用・失業対策の面から見ると、戦後の労働政策は三つの危機的局面を経過したよう見える。はじめの二つは占領政策下のもので、まず第一の危機的局面は終戦直後の混乱期にあらわれた。軍関係工場の休廃止、海外よりの復員・引揚げ、戦災失職者などによる労働力の溢剰は一、三〇〇万に及び、これを極力前職に戻すとしてもなお六〇〇万の失業者がいるという推定がなされ

た。かかる状況のもとで、やはりここでも占領軍の指令によって日本政府は「公共事業」に着手するとともに（昭和二年五月）、純粹の失業対策としてはまず失職知識階級への応急対策を講じた

（二一年四月）。

戦後第二の危機的局面は二四年における経済政策——ドッジ・ラインの強行をめぐつて展開された。企業の整理・倒産は至るところで労働者の解雇を生み、一方二四年の行政整理、二九年の全民間産業からの大量のレッド・ページは、かつてなき緊張を労働市場に現出せしめた。政府はこのとき現行の「緊急失業対策法」（二四年五月）を制定したが、実際的にこの第二の危機的局面を救つたのは他ならぬ二五年六月からの朝鮮動乱ブームであつた。

さて占領期間を経てようやく「独立」をとり戻した日本の現状は戦後第三の危機的局面をあらわしているように思われる。失業は二九年に高まり、最近の労働力調査は完全失業八四万を報じている。これは、この統計が総理府統計局で始められて以来の最高の数字である。由来日本の失業問題は、農業部面ないしは零細商工業部面への潜入という形で解消するか、あるいは日本経済の本質と結びついた軍需ブームによって解決された。戦後第一の危機的局面の解消はその前の場合であつたが、第二の危機的局面の解決は後の場合であり、そして遡つては昭和五・六年の恐慌失業の場合がそうであった。現段階の第三の危機は軍需を抜きにした「平和経済」が果して日本の雇用・失業問題を恒久的に解決しうるや否やの根本課題を投げかけるものである。現段階には労働力人口の異常の膨脹があることも一つの特徴である。労働政策はよ

り広い経済政策の中でのみ策定されねばならず、人口問題への顧慮はいよいよ高まらねばならない——これが私の結論である。

質問一（香川大学 大泉行雄）

報告者の報告によれば、日本経済の将来については極めて見透しの暗い結論のように受取られる。また関説された通産省方面の報告によつても奇蹟によるのでなくては困難打開の道なしとの結論のよう承る。

しかし、日本経済が窮状に陥る原因となつた戦争も、まさにこの奇蹟をたよる精神に依頼することからではなかつたかと考えられるのであるが、報告者においてこの困難にたいする将来政策的なサジェッションあれば承りたし。

答 明かるい京都に来て暗い見透しの印象を与えたことは恐縮です。雇用問題に関しては、現段階は戦後第三回目の危機的局面上に入り込んだのではないかというのが私の観察ですが、この解決も無論不可能とはいえますまい。現に戦後第一回目の危機的局面は農村部面や零細商工業への潜入という形で解決された。いわゆる日本経済の彈力性がそれを可能ならしめたのです。これらはまた、ある程度、今後に向つても作用するでしょう。中山教授などは、日本という国は底ふかい重箱のように「どこかを突つければ出てくる國」だと言つています。実際はそうして納まるのが日本の雇用問題のようです。通産省方面の見解のように、あってにもならない将来の「奇蹟」に国民の夢をつながしめるよりも、はるかに現実的な見方です。けれども、それでは雇用問題の真実の解決は達せられない。同時に現段階の特徴は、過去

における高い出生率の影響から今までにないような高い比率で生産年齢人口が、そして特に要就業人口が増大して労働市場に流れこんで来る、という点にある。かようにして日本の雇用問題は今までとはいさか異なつた性質を帯びてきた。解決の方も従つて、おのずから異なるを得ない——ということを私は指摘したかつたのです。

質問二（關東學院大学 北見俊郎）

(一) 労働人口の膨大な集積が、姑息な失業対策の枠をのりこえて、新たな構造的解決を要請する現状において、「階級斗争」をどのように経済政策の中でとりあつかつたらよろしいでしょうか。又、労働政策を経済政策の中で策定する場合、社会政策としての労働政策はどう影響されるでしょうか。

(二) 労働政策が、経済政策として策定される——従来の労働问题是資本制生産関係を前提としたものに限定される——場合、経済政策としては、当然農業労働者の問題に直面していくと思います。この点はどのように考えたらよろしいでしょうか。

答 (一) 雇用問題の重大化とともに在來の「失業対策」的な労働政策はもはや意味をなさず、より広い経済政策の中にそれは解決を求めるべきではない、というのが私の結論でした。その際、「階級斗争」をどう扱うかというご質問ですが、階級斗争や労働運動は雇用問題の重大化とともに一そく激しさを加えるだらうことは明瞭です。労働政策を中心とした一国の経済政策がたえずこの点に慎重な考慮を払い、労働運動の悪化を未然に防ぐ用意がなくてはなりません。その意味で、私は

は、これから経済政策の研究は労働問題へのふかい理解なしには進められないという意見です。むろん労働運動や階級斗争はそれ自身の目標を追う労働者の運動です。したがつて、その運動それ自体の研究は在来の通りに「社会政策」その他の学問領域に属するものと見てよいでしょう。私の言いたいことは、経済政策はこの問題を無視してはならないということ、そしてこの問題はまた今日の段階においては、経済政策というより広い政策体系の枠の中でのみ、現実的かつ有効的な解決が得られる、ということにあるのです。オイケンが労働問題の本質を労働市場の問題に集中するものと見、この問題の解決に現代経済政策の根本課題があることを論じたのは——彼が与えた解決の方向はともかくとして——からの経済政策学の研究により示唆を与えたものと言えましょう。

(2) お説の通りと思います。工業労働者とともに農業労働者も当然に、われわれの視野の中に入りこまねばなりません。ただ、日本の場合には「農業労働者」は概念において不明確なものがあり、むしろ零細農民の範疇において取り扱われるのが至当でしょう。

# 戦後日本資本主義の

## 構造と財政・金融政策

——財政金融政策の役割と

その現段階的意義——

秋山穉

（武藏大学）

### 一 分析の視点と問題

私は、戦後日本の財政及び金融政策を、単にその歴史的発展過程を概観するのではなく、次のような視点から把握して、それが戦後の日本資本主義の運動にもつてある役割——いわばそれがもつ運動の論理的法則性といつたものを解明したいと思う。

- (1) 戦後日本資本主義の構造的特質・運動法則に基づき、その再生産の発展過程と最大限利潤追及の過程でいかなる役割を果す必然性があるか。
- (2) この必然性に基づき、財政及び金融政策が段階的にいかなる形態をとってきたか。
- (3) この過程で、財政と金融政策がいかなる関係をもつにいたっているか。
- (4) こうした財政及び金融政策の展開が、日本資本主義の矛盾を

いかに激成し、それに財政・金融政策がいかに対応し、さらにそれが財政及び金融体制の矛盾をいかに激成しているか。

- (5) 経済の正常な発展及び国民生活の安定からみて、以後日本の財政及び金融政策は合理的か否か、もしくは、政策を転換させる原動力と主体はどこにあり、いかなる方向に政策は展開されるべきか。

以上の主点から、戦後十年の政策の性格を検討してみたい。

### 二 戦後の財政・金融政策を規定する基本的要因と財政・金融政策の基本的性格

#### (1) 日本の財政金融政策の歴史的特殊性

半封建的経済土壤を基礎にした急速な資本蓄積には、国家権力の権杆——財政・金融政策が強力な役割を果し、さらにそれがもたらした矛盾により必然化された経済軍事化とインフレーションによる財政・金融政策に不可避的に依存した産業構成の発展化を伴う経済の膨脹をもたらし、これらより再生産構造における財政・金融政策の役割を不可能とした。

- (2) 戦後日本資本主義の基本的条件——日本帝国主義の崩壊とアメリカ帝国主義の支配——は、この体制を「隸属的」形態で再生産し、したがって、戦後の財政・金融政策は「隸属的」経済軍事化・半封建的土壤を基礎とした急速な資本蓄積の強行の権杆として、「隸属的」形態で再生産され、強化された。
- (3) 第二次大戦前後に於ける世界の産業の生産力の急速な発展により資本の有機的構成は極度に高度化し、財政・金融政策の資本

蓄積強行への動員は、さらに強化され、それによる国内市場の狭溢化は、さらに「隸屬的」経済軍事化への必然性を強化する。

### 三 戰後財政・金融政策の発展段階

(1) インフレーションによる収奪と資本蓄積（一九四八年未迄）。

旧体制の崩壊に對処し「占領經濟」と主に重工業を中心とする急速な資本蓄積による市場確保と独占資本の急速な復興・再編成を進めるため、財政・金融政策を通じインフレーション政策を開。これは国内の正常な消費市場と全く不均衡な生産の復興であり、經濟軍事化への強化の必然性が形成されたが、一方これは、アメリカ帝国主義の日本の隸屬的經濟軍事化の要求と結びついて展開された。

(2) ドッジ・ライン

國際市場への直結＝經濟隸屬化の効能化のための「通貨安定」を実現しつつ、資本蓄積を強行するための財政・金融政策の新局面。收奪の強化と系統化の新局面。財政政策・金融政策の相互補完性・有機的系統化の強化。

(3) 経済軍事化の展開

朝鮮戦争以降の再軍備の展開・下請的經濟軍事化の展開を「通貨安定」のうえに進めるために、財政・金融両政策の相互補定性・有機的系統化がいつそう強化された。

### 四 「矛盾」の激化と財政・金融政策の現段階的問題

(1) 隸屬的經濟軍事化の進展による諸矛盾

日・米独占資本に最大限利潤を追及させ、国民大衆の生活を零落化していく、隸屬的經濟軍事化を基本的方向とする日本經濟の運動の展開は、二重の収奪＝寄生・經濟軍事化による腐朽化によって日本經濟の諸矛盾を激成させ、經濟構造を跛行化し解体し、國際收支の危機、部分的恐慌の激成と慢性化、大衆生活の零落を進める。

### (2) 財政・金融政策の現段階

#### (經濟軍事化と恐慌下の財政・金融政策)

これらの諸矛盾の進展に対応しつつ、一方隸屬的經濟軍事化をあわせすすめるという新たな矛盾のなかに、財政・金融政策の新局面が展開する「緊縮政策」の隸屬的性格のうちでの展開。

### (3) 財政・金融政策における軍事經濟と平和經濟の問題

日本經濟の基本的方向をかえたいばかりか、この新局面に対応した再編成である現下の「緊縮政策」は、矛盾を排除するものでなく、それをより深めるものであり、日本經濟の正常な発展、國民生活の安定と向上のためには、政策の基本的方向を「隸屬的經濟軍事化」から「平和經濟の建設」に転換させねばならない。財政・金融政策がこの転換のテコとしての役割をもつ。これを進めらる中核的主体＝原動力は、經濟軍事化のもとで呻吟する國民大衆－労働者・農民・中小企業者・さらには一部の資本家であり、現体制の矛盾の進展とともに、この要求は、國民的統一的運動として広まり強化されつつあるが、平和經濟建設の要求により經濟軍事化の進展を阻止し、その展開を困難にすることがすなわち、平和經濟への途を切開くことになると考えられる。

質問一（名大酒井正三郎）

(1) 私の聞き違いかも知れないが、ご報告のなかで、現在の日本の財政金融政策は、経済の発展を阻止するもの、あるいは低下せしめるものだと規定せられましたが、一体報告者は何をもって経済発展の指標とせられるのですか。

(2) もし、それを生産の水準なり、もしくは、もつと具体的には生産数量指数ないし事業活動指数の動きにおいてとらえるといふ通常の見解をとるとすれば、貴論は、日本の終戦後の異常な成長率をどう解釈せられるのであろうか。

(3) 日本経済の軍事化によって、経済発展がチェックせられ、低下せしめられたという主張の裏には、軍事化による生産を排除して生産の伸びを考えることが含まれていると思われるが、それはどのように数字的に示されるのであろうか。

答 経済の発展は、単に生産数量指数が増大したとか、資本設備の蓄積が進んだとかいう表面的・数量的なものから把握されではならない。経済の正常な発展は、国民生活の正常な発展・向上が実現されたとき初めて発展といいう。しかも、それは「経済白書」でいうような消費水準ではなく、国民の大多数をしめる国民大衆の、しかも、ノーマルな、日常消費生活の向上でなければならない。生産数量が増加しても、労働の結果である価値が、外国に奪われたり、軍需品として国民経済の正常な再生産から離脱したり、その他奢侈的に浪費されていくならば、経済の正常な発展とはいえない。経済軍事化により、生産力が発展する場合はありうるが、その場合も経済の正常な

発展は阻止されている。現在の財政・金融政策は、日本経済の隸属化・軍事化を強化する方向に資本蓄積を不均衡的に強行するものである以上、経済の正常な発展は阻止され、それが現段階の諸矛盾を激化していると断ぜざるをえない。

もちろん、生産は回復し、また或る時期に比し生活水準は向上している。しかし、それは生産力の回復の結果であり、現在の財政・金融政策の方向とその役割は、この生産力の回復を促進しているようにみえるが、事実は逆で、正常ならば——たとえば平和経済の建設——より回復していくものをむしろ阻止していく役割を演じてゐるのである。経済の発展は、量的でなく、より質的にみなければ無意味である。詳細な技術的問題については、他の機会にお答えしたい。

質問二（和歌山大南清彦）

わが国においては、従来、國家権力なりあるいは上からの経済政策が国民経済の動きにたいして与えた影響がきわめてつよいことは無視できない。しかし、そうだからといって、天皇制官僚が独占資本や地主権力を笠にきて、何でもなすことができたと考えることは極めて危険である。特に、労働者・農民あるいは中小企業の組織的抵抗が強まりつつある現在、一層そうである。われわれはここに上からの経済政策に対する限界という面を同時に考えなければならない。そうしないと、このような上から抑圧政策にたいする国民大衆の抵抗なり、あるいは経済的解放への努力なりはナンセンスということとなり、そうでなくとも敗北主義に陥りやすい国民大衆をして、ますますアキラメ主義においこみ、日

本における民主革命の完全遂行と民族解放をはばむイデオロギーとしての役割を果すからである。

答 ご趣旨には賛成である。これまでも支配階級は常に下からの抵抗を無視できなかつたし、常に、これに対応するように政策を再編成しつつ、政策目的を貫徹してきた。しかし現段階での国民大衆の抵抗の増大は、権力が政策を再編成しつつ政策目的を貫徹するというこの従来の方針を困難にさせている。ここに現段階の重要な特色と意義をみいだすことができるが、下からの「平和経済の要求」が支配階級の経済軍事化を困難にするものであり、経済軍事化の実現を困難にせしめる下からの抵抗が平和経済への途を開くものである。平和経済の要求は、「社会体制が变つたら」という単なる要求や願望でなく、経済軍事化を困難にしていく、平和経済建設への闘争であり運動である。たとえば、平和経済建設に財政支出や金融を大衆行動を通じてふりむけさせていくことが、軍事費や経済軍事化への資本支出・金融を困難にしていくものである。上からの政策がいかなる下からの抵抗により、いかに限界をもち、いかに再編成されていき、その、完遂が困難に陥ってきていくか。ここに現段階の上からの政策の矛盾の基本的要因がある。下からの抵抗、それへの上からの対応、それによる上からの政策の矛盾と危機の発展——この弁証法を具体的事實に基づき把握することが常に必要である。

## 戦後の日本貿易政策の分析

白 石 孝

（慶應大 學）

戦後十年間の日本貿易政策を回顧し、その問題点を指摘・整理することが私に課せられた任務であるけれども、その範囲は極めて広く問題点多いために部会での諸見解を集約することはなかなか困難である。そこで前大会の私の報告をやや普遍して、対外・対内政策の関係を中心に、私なりに少しく問題を整理してみたいと思う。まず便宜上その十年間を通説に従つて区分しておく。

第一期は終戦前の混乱期（初期占領政策の時期）、第二期はインフレ政策による生産再開期、第三期は経済安定化強行期、第四期は朝鮮動乱ブームとその反動期、第五期は現在までの転換期とする。これらの期ごとの政策上の特質を明らかにするため、別に年表を整理したが、本稿では割愛し次のような各期の問題点を指摘しておきこととした。

第一期は初期の占領政策を基調とするものであり、その一つと

して軍事化の経済的基礎の撤去が重要な問題であろう。貿易面では指定輸出の形態をとり、必要最低生活物資の輸入にとどめられたが、なんなく、輸出はストックを主とするものであり、事実は軍需残存資材を中心必要な生産財並びに資材を中国や朝鮮に撤去したものといつてさしつかえない。これは第二期の生産再開方式に直接関係をもつものであり、加工貿易に貿易再開の起点を求めるを得ず、貿易が戦前以上に負担を加重せられるに至る事情につながるものとして注目されるところである。第二期ではこのために貿易の機能を期待するよりも、国内政策に大きく依拠せしめるという特徴を招来し、復金を中心とするインフレ下の強制貯蓄、企業の資本構成の変則化を強化固定せしめ、以後政府の投資需要に大きく依存する構造を決定的たらしたことが注目される。

第三期ではドッジラインの経済安定化がインフレ収束を企図するものとして要請されたものの、必ずしも国内政策に貫徹されたものでなかつたこと、そしてわが国経済拡大に対する政策の悪循環の問題が形を整えるに至つたことを指摘し得る。もちろん、ローラン構想による新しい貿易政策の評価がこの期の重要な問題点になるけれども、これは当時の東南アジア諸国の日本国に対する低評価という為替相場の条件と日本の工業力培養による東南アジア開発方式の樹立という市場の条件とがあつて初めて実効を見る筈のものであった。しかし前者はボンド切下げと諸国の同調により、後者は朝鮮動乱直前よりの開発方式の変化により成立しなかつたのである。かくして、この期には既に、物価・通貨の

安定のために三六〇円相場の維持が必要であること、これが常にわが国の物価水準と乖離した相場となり市場の不安定と共に輸出を抑制し、生産財市場に圧力を加えること、そのため国内でこれに対する投資需要を一層大きく喚起する必要をもたらして、更に国際収支の不均衡を加重する、こうした政策的な悪循環が形づくられつつあつたといえよう。第四期はこの傾向を構造的に深化させたものである。朝鮮動乱によりわが国の生産水準は飛躍的に上昇したが、産業構造と貿易構造とは明らかに離反した。いわゆる特需依存の経済構造とはかかる意味をもつものとして理解される。朝鮮動乱ブームの反動期の政策にはこれが明確に反映されている。すなわちその期の政策の根本的性格は、産業構造と貿易構造とのギャップを基本要因とする不均衡を、滯貨融資で表面的に調整するところにあつたからである。この不均衡は第五期の貿易収支のアンバランスに集中的に表現された。輸入金融の引締め、デフレ政策が一般的な政策基調とされたけれども、必ずしも、右の不均衡を実質的に調整する方向を示したものではない。前期の構造的なギャップをそのままリンク制度のごとき政策により埋めているのもそのよい例証である。また二九年の貿易の好転が長く期待されないことも物語られているところである。かくして、実質的調整とは、国際市場と隔離して成長した産業構造がその中に輸出能力を内包するということ、換言すれば、市場構造の調整を媒介としてそれまでに成育してしまった産業構造と貿易構造とのギャップを埋めるということである。こうしてこそ、内外均衡政策の乖離を、初めて、政策的に解決する条件を得られるものと

結論することが出来よう。

質問一（名大北川一雄）

(+) 「加工貿易主義」か「国内開発主義」かの問題への接近としては、国内投資→輸出難→国内投資といった、インフレ化の行詰りを開けるという便宣的なもの以上の、もっと根本的長期動態的な接近が必要ではないでしょうか？

(+) インフレ化→資本蓄積といった基本線で考えられても、ドッジラインが超インフレへの対策であると見れば、たとえ貨幣財政政策を以てするドル不足対策が、それだけでは不充分で構造的生産力的対策を必要とするとしても、それへの第一歩としてはなお重要な意味をもつたのではないでしょうか？

(+) ローガン構想の理解には、協定貿易を前提とした場合、相互需要のクロス・エラシティーというものを考へることもできないでしょうか？

(+) 貿易面の輸出→インフレという面が、日本の「デフレ」（ディスインフレ）への緩和面として考えられる場合、輸出乗数 $(X - M)$ 的に直線的なインフレを好ましいと考えるべきではなく、むしろディスインフレによるS引上げとM引下げ（但し自主的 $M = M_a$ を多くする）によって、生産構造の一層の転換とそれにによる輸出構造の転換との相互関連を狙っているのでしよう。 $M_a$ を大きくすることは、乗数式に出てくる被乗数Xの直接的減少を狙うことになり $(X - M_a) \cdot S + M$ 式参照）、輸出を強めても、むしろインフレ化は好まないというのが政策ではないでしようか？

答

(一)確かにその通りです。ここでは政策論的に、資源の配分と結びつく産業構造がやはり国際収支の均衡化能力をもたぬ限り、ヨリ強くインフレ政策を必要とする結果、内外均衡政策の乖離に陥るのではないかといいたいのです。こうした観点から「貿易主義」と「国内開発主義」との問題をとらえてみたわけです。

(二)ドッジ・ラインそのものについては私の評価は少しきびしそぎたかも知れません。確かにこの貨幣的調整は実質的調整の第一歩としての意味は認められます。残念なことはこれが貫徹されなかつたのです。

(三)ローガン構想についても教授より私は一層きびしそぎます。為替相場を重要視しすぎるといわれるかも知れませんが、事實上、ボンド切下げを中心とした各國の為替調整は、この場合、やはり無視できないのではないでしようか。

(四)このご質問は私の報告のいいすぎや時間の点で理論的に説明し得なかつた点を明らかにしていただいたものと考えます。

質問二 (伊藤忠商事 菅原藤也)

(一)東南アジア・日本・アメリカとの三角貿易を目指す市場構造が、朝鮮事変の勃発によつて崩壊したとする理由は、別に市場の方向が変化したというだけではなく、アメリカの東南アジアの援助形式の変化やわが国の産業構造の高度化が特需により進められて、東南アジア市場への適応性を弱められるに至つた事実にあります。私はやはり二五年春の日本の工業力培養による開発方式のアメリカの主張を戦後の一つの重要な段階とみたいたが、むしろ、動乱によつて現地の特産物輸出が好転し、国民所得は上昇した筈である——つまり購買力不足ないし資本蓄積不足解消の足場を提供した形となつたと思うし、又、当時のわが国の輸出が東南アジアを無視し得るほど欧米市場へ進出したとも云えないのであるから、東南アジアをわが国の市場として有力視す

る対策が実現しないのは、別の要因が現地にあるからであると思う。すなわち朝鮮事変そのものには直接関係がない。あつたとすれば好影響のはずと思うがいかがでしょうか？

(二)二九年以來のわが国の貿易政策は貿易自由化の動向、世界的な多角決済の拡大に備えていると称されている。この場合中枢をインフレが昂進している時と、デフレ過程とでは明らかに効果が異なるのはさしあたり輸入承認制の拡大であるが、本制度は国内異なり、国内均衡をある程度破壊する作用をなすと思うが、わが国の現状では、国際均衡を重視すればやむを得ないのではないかと考えられる。本制度の意義につき拝承したい。

昨年以降の金融引締めをインフレ過程と見なして一括される分析には納得出来ない。

図 (一)東南アジア・日本・アメリカとの三角貿易を内容とする市場構造が朝鮮動乱により崩壊したとする理由は、別に市場の方向が変化したというだけではなく、アメリカの東南アジアの援助形式の変化やわが国の産業構造の高度化が特需により進められて、東南アジア市場への適応性を弱められるに至つた事実にあります。私はやはり二五年春の日本の工業力培養による開発方式のアメリカの主張を戦後の一つの重要な段階とみたいたが、むしろ、動乱によつて現地の特産物輸出が好転し、国民所得は上昇した筈である——つまり購買力不足ないし資本蓄積不足解消の足場を提供した形となつたと思うし、又、当時のわが国の輸出が東南アジアを無視し得るほど欧米市場へ進出したとも云えないのであるから、東南アジアをわが国の市場として有力視す

(二)自動承認制に関してはご説の通りです。これはインフレ下では本来の政策的機能を発揮できません。デフレ下では間接的貿易統制としての役割を果し得るものとして働きます。その意味では景気の調整手段としては必ずしも適応性をもつものでは

ありますまい。最後のご質問は昨年以降の金融引締めを私がイ  
ンフレ過程とみることに対するご批判ですが、金融・信用政策  
の観点からだけでなく構造的な観点からみますと、依然として  
前期の過程が続いていると考えられます。デフレと感じられる  
のはこの構造的なゆがみがはつきりして来たからではないでし  
ょうか。

## 纖維産業政策の推移

坂 口 元 三

（東洋紡績經濟研究所）

日本の経済は、戦後、国内均衡面では戦前の約二倍、国際均衡面では約十倍の成長率をもって、異常な発展を遂げた。

纖維産業もまた、戦災の廃墟のなかから不死鳥のように甦り、年率二・八%の成長率をもって復興し、貿易構造における比重も、輸入において約三割、輸出において約四割を占め、引きつづき貿易型自立化のアキレス腱となってきた。また内需衣料面においても戦前（九、三七ボンド）の水準をはるかに上廻る（昨年度一三・〇四ボンド）消費を可能にした。

むろんその間、経済政策の転換や内外の景気変動に遭つて、纖維特有の均衡波動体系を大巾に波うたせたが、構造的にも重化学工業化偏向の種間斗争に生き抜いてその地歩を固め、内実的にもそれ自身のハイ・トランクスファーを着着と推し進めてきたことは注目されていい。

が、その発展を顧みて、斯業伝來の自力に負うというよりは、

むしろ日本の特異な経済事情に触発され、育まれ、浮彫りにされたものであった。またその限りで、斯業は経済全体の運命に対決してきた。

大ざっぱにみて、一九四九年の单一レート設定までの経済復興段階は、いわば統制インフレ時代であつた。戦後経済の苦惱はいうまでもなく、食糧危機と衣料危機に象徴された短缺インフレに発している。「纖維再建三ヶ年計画」が、一九四六年いち早く登場したのは当然のことであった。もつとも纖維は爾来「臨時物資需給調整法」を基調とした厳格な統制の下に置かれ、一九五一年七月に至るまで官僚統制の最後の拠点となつていた。その間、経済復興という名の戦後版「生産力拡充」政策が、復金ないし補給金と、対日援助の竹馬に跨つて強引に推し進められ、ためにインフレは堰を切つて奔騰した。その結果、日本の経済は強力な統制下におかれたマル公経済圏と、闇経済圏の錯綜した二重経済を形成するに至つた。一九四八年の工業生産額には約三〇%の闇生産額（資本形成のおおむね二割に相当）が推認された。纖維においては少くとも「国有綿委託加工方式」がその温床であった。

ドッジ・ラインは確かにこの二重経済に止めを刺した。と同時にご定法通り戦後初の安定恐慌時代を現出した。纖維は既に「集排指令」の取消しをうけて、多角的発展の組織体を温存し得たが、ボンド切下げとローガン方式の挾撃にあつて輸出の減退を余儀なくされ、当時三百億円の公団滞貨の回積をみるに及んで、釣瓶落しの恐慌相場を呈するに至つた。時に三八度線は不果然と火を吹いたのである。滞貨はたちどころに動乱の胎内に消化し尽さ

れ、織維は未曾有のブームに踊った。

織維産業は動乱をきつかけとして、久しく桎梏となっていた占領下の設備制限枠がとりはずされ、また民間貿易が再開するに及んで、いわば青天井下の増設競争時代に入った。が、需要は思惑に輪をかけられて供給をはるかに上廻り、政府の勧告価格や暴利取締対策を尻目にかけて相場を暴騰させた。動乱ブームと独禁法のご宣託に乗って、作れば売れる販路説の血脉を勃然とたぎらせたことはいうまでもない。しかも設備の登録制が原料の割当基準に結びついていたため、無計画な濫設、適正規模に充たない工場をいたずらに苟立させる結果を招いた。

一九五一年春以来、内外景気の調整期に入るや、織維は最も大巾な反動をうけ、相場は一斉に音をたてて崩落したことは蓋し当然の成行きであった。景気下降期における価格が、すぐれて独占度の函数だとするカレッキー理論も、この生産系列をもつてしては思いも寄らぬ。その尾は依然として現在に至るまで曳かれている。一方ボンド地域向け「輸出制限措置」などもあって一九五二年三月戦後初の操短が通産省の勧告の下に行われた。が、操短そのものの効果は極めて疑わしかった。爾来、織維は退潮の色を濃くしながらも、幸に特需に支えられたいわゆる消費型景気と低輸出価格の代替効果によつて、久しく発展の余燼を残すことができた。

こうした斯業の発展を可能にした動力は、なによりもその利益率の中に読みとられる。試みに戦後の総資本利益率をみると、織維はおおむね全産業の二倍近く及んでいる。その源流は端的にいって、生産力構造とコストに占める輸入原料費構成の織りだす、

いわば「落差利潤」にあつた。その起軸はいうまでもなく紡績である。その限りで紡績は円高産業であり、円高レートの橋頭堡であつた。内需を輸出の函数とする「輸出入リンク制」の前進や、各織維の共軛的発展の鍵もそこにあつた。

が、織維産業も戦後十年ついにのびきならぬ内外有効需要の壁にぶつかつて過剰生産に陥るところとなり、既に厚蒔きされた過剰設備は、奇しくも種間斗争を種内斗争に転化させて、過度の競争をひき起し、かの落差利潤の偉力をようやくにして失いかけるに至つた。が、また一面、資力と組織による戦前の自動的補整装置をかち得ようとして、独占安定への道を切りひらきつつあることも蔽えない。為政者はこれを「デフレの地固め」と呼ぶ。独占禁止の倫理は、今や、独占規制の倫理に止揚されようとしているからである。

## 主 要 經 濟 指 標 一 覧

	1934~6 (昭9~11)	1946 (昭21)	1947 (昭22)	1948 (昭23)	1949 (昭24)	1950 (昭25)	1951 (昭26)	1952 (昭27)	1953 (昭28)	1954 (昭29)
Ⓐ 所得	実質国民所得 一人当所得	100.0 100.0 100.0	57.6 109.7 52.4	61.1 113.6 53.8	71.5 116.4 61.4	82.6 119.0 69.0	97.9 121.3 80.5	108.3 123.2 88.1	125.0 125.0 100.0	134.3 126.6 106.1
Ⓑ 生産	産業活動 耐久財生産 (織維)	100.0 100.0 100.0	39.2 36.5 21.8	46.2 44.9 26.6	61.8 74.7 35.1	76.7 99.8 47.0	88.0 110.0 66.7	119.4 164.3 89.2	131.8 171.8 104.5	161.2 209.9 147.7
Ⓒ 物価	卸売物価 (織維) 綜合物価	1.0 1.0 1.0	16.3 15.9 43.5	48.2 48.4 109.9	127.9 304.0 190.9	208.8 371.1 230.3	246.8 514.6 239.1	342.5 410.4 293.4	351.6 407.1 304.6	349.3 374.5 313.9
Ⓓ 消費	消費水準 (被服)	100.0 100.0		67.3 21.0	72.2 20.7	73.2 21.9	79.1 47.7	82.7 60.9	96.0 88.0	108.7 99.2
Ⓔ 雇用	雇用水準 (紡織)	100.0 100.0			141.0 60.2	142.4 63.9	142.7 65.3	134.1 65.7	141.0 72.7	141.1 68.3
Ⓕ 貸金	実質賃金 (紡織)	100.0 100.0		35.9 32.7	53.9 53.2	70.0 68.2	92.8 99.4	92.9 101.3	100.0 108.2	117.0 122.8
Ⓖ 企業	総資本利益率 (織維)	11/上 5.7% 5.8%	21/上 0.50% 0.45%		24/上 2.97% 5.04%	6.14% 16.67%	5.75% 9.66%	3.19% 3.71%	3.02% 5.56%	29/上 2.26% 4.45%
Ⓗ 貿易	輸出数量 (織維) 輸入数量 (織維)	100.0 100.0 100.0		7.5 8.5 17.8	16.1 19.2 28.0	29.6 30.4 32.8	31.4 30.4 48.3	31.4 27.6 54.2	35.3 31.9 74.4	46.0 47.4 76.6

— 58 —

資料：Ⓐ財政金融統計月報 Ⓑ経済庁日本經濟指標 Ⓒ日銀經濟統計月報  
 Ⓓ労働統計調査月報 Ⓔ労働統計調査月報 Ⓕ産業金融時報 Ⓖ日銀經濟統計月報

## 質問一（伊藤忠商事 菅原藤也）

(一) 現在第二次操短を余儀なくされている綿紡設備は、昭和二七年の第一次操短以来今までの間に約百万錘以上の増設をみてゐるが、ご報告の種間競争に立至らざるを得ないほど増設に狂奔せしめたものは何か？

お話しによれば設備登録制にあつたとされていることには同感であるが、政策からもう少し突込むとそれを促したものは輸入外貨のメーカー割当にあつたと思う。

操短は一時の糊塗ビ縫手段にすぎない。

今後適正設備をもたらすものは原綿輸入外貨の商社割当にあると思うが貴見承りたい。

(二) 最近原綿価格はなお下落を示しているが、一九五三年以来世界第一位の生産を示している化織の輸出市場にどのような変動を与えるとお考へか？

■ (一) 繊維の設備投資は戦後このかた、精紡錘数に換算しておおむね二、六〇〇万錘に達し、その投資のテンポは産業一般の約一・七倍に及ぶものと推定される。纖維が現在、内外有効需要の壁にぶつかって、ひたすら鬼窟裡に活計をもとめながら、かなりの不胎化資本を横たえていることは蔽えないが、少くともこれまでの投資が機能した生産力効果が極めて大きかつたことは争われないようである。そもそも過剰投資か否かを秤量することは必ずしも容易なわざではないが、纖維の投資が相対的に大なる理由には、なによりも資本係数の高さが考えられねばならないようと思われる。纖維産業が構造的にみて、既に

労働節約型投資から資本節約型投資に移行し、次第に資本係数を低めつたることは疑いを容れないが、戦後このかた、産業一般よりも四五%がた高い固定資本係数をもつ纖維が、四割がた高い成長率をもつて発展するためには、一般よりも約二倍の投資速度を必要とする。その限りで一・七倍の投資のテンポは必ずしも過剰投資とはい切れない向もある。しかも現有設備のおおむね四分の三が新設更新されていることは注目されいい。むろん、二重投資と見做されるべき部分も幾多あるには相違ないが、それが新しい技術の導入、イノヴェーションの契機となる限りは、生産力向上のため無碍に否定すべきものでない。事実、紡績が過去半世紀の間、増錘を背景とした操短の歴史を繰りひろげたゆえんも、その過程においてモダニゼーションを内包したエキスパンションを目指したためであつた。その意味での種内競争は、所詮はブームによつて導入された新しい諸条件に対する必然的な適応の過程ともみられるのである。外貨のメーカー割当でもこうした発展的構造と無縁のものではない、ということに注目されたい。ただし、これをもつて現状が過剰設備でないと考へてゐるのもなけれど、近代化が充分浸透していると云つてゐるのもない。消費型景気に支えられて量産の利益はかち得ても、イノヴェーションを機能しない投資も確かにあつた。が、かような投資の在り方の根底には、近代化によらざる労働集約型の企業がおなその命脈を保ちうる基盤が存するからである、ということを指摘すれば足りる。

(二) 繊維の競合問題については、既に「纖維自給化の視点」で

論述したので説明を省略したいが、原綿価格の下落が化纖の代替弾力性を弱めることは必定と思われる。ただし、内外とともに需要の性向が一応所得段階にあるものと思われる所以、各繊維とも一層の高級化・高度化が行われ、いわばディープニング・エフェクトを発揮すれば、新しいフロンティアを開拓する余地は確かにあるようと思われる。

質問二（三重大松田延一）

戦前と戦後における天然纖維と人造纖維の原料の国内自給度について。

答 天然纖維と人造纖維の原料構成が次第に後者に比重を加えてきたことは、いわば自然の理数であり、この傾向は今後も続くものと思われる。各纖維の性能は決して不可侵の類概念ではないからである。日本の場合でも例えば衣料の消費構成は戦前（昭和九一一一年）の八八対一二が昨年度は六九対三一と著しく変容しており、自給の度合はヴァリュータームでおおむね二割と推算される。問題は全成長率との関連における自給化のテンポにあるようである。

# 日本鉄鋼業の回顧と展望

酒井安隆

（大阪市大）

それに伴う単独平炉企業以下の企業の生産量の一貫企業に比しての相対的低下、及び外販銑鉄・半製品の「独占的高価格」による単独平炉企業以下の採算難等）の上に築かれたものである。かくして戦後においてはもはや鉄鋼業全般の資本主義的発展は犠牲にされその基盤の上でのみ小数の独占企業の「復興」が行われたといふことができる。

戦後十年に及ぶわが国鉄鋼業の戦後過程を回顧する場合、そこには以下にのべる三つの基本的特質が検出される。

## 一 戰前にもまさる「独占」の鞏固な再構築

敗戦によって壊滅的な打撃をうけたわが国鉄鋼業は、今日、その生産水準において戦前の最高水準を突破する「回復」を示しているが、このような「回復」は鉄鋼労働者階級の相対的窮屈化（生産量の上昇にも拘らず雇傭量増大の立ちおくれ、賃銀水準の相対的低位、いくつかの顕著な人員整理、大部分の職場における高熱重筋労働の残存、「合理化」の進展に伴う労働強化等はその指標）と、単独平炉企業以下の鉄鋼並独立企業の弱体化（銑鋼一貫作業体系の下での生産系列への生産集中、内容的には製銑における高炉銑、製銑における熔銑使用平炉鋼塊、圧延における普通鋼圧延鋼材品種中の「大型もの・重量もの」のそれぞれの生産の顕著な偏在と

第二に右にのべた意味での「独占」の復活・再構築が戦前と全く異った諸条件の下に行われたことを指摘しておかねばならぬ。「異つた諸条件」のうち主要なものは原材料基盤と市場構造の変貌である。

## 二 原料基盤・市場構造の変貌

前者についていえば、元来海外依存度の高いわが国鉄鋼業の原材料（特にその中心をなす鉄鉱石・強粘結炭）輸入が戦前の中国大陸を中心とした地域からではなく、アメリカ・カナダ・フィリピン等を中心とし一部英領マレー・インドを含む米英経済圏より行われるようになり、それに伴う海上運賃の嵩高による輸入原料高価格が製品の原価構成に反映し、わが国鉄鋼価格の国際的割高の主要要因を形成し、同時に原料面におけるアメリカへの従属度を深めたことが指摘されねばならず、後者についてはかつての「軍需市場」に代るものとしての鉄鋼輸出市場が重要な意義をもつに至つたことが最も特徴的である。しかし、このような「鉄鋼輸出」は、その増大の契機を朝鮮動乱によつて与えられたという「軍事的性格」の外に、その諸統計が示しているごとく、品種・付

向地・数量において最近数年間たゞず変動を示したという「脆弱性」と「不安定性」を輸出価格における事実上の「ダンピング」(かつての「重価格」、さきほどの「出血輸出」)によって辛うじて支えているという体のものであることは注目しなければならない。

### 三 戦後鉄鋼政策の本質

第三に、右にみてきたような日本鉄鋼業の戦後過程がアメリカによつて指導され、日本独占資本によつて実施せられた一連の鉄鋼政策によつて裏打ちされてきたという意味において、戦後日本鉄鋼政策の本質が露呈していることを指摘しておかねばならない。すなわち銑鋼一貫体系への生産の「異常な集中」は補給金制度、復金融資、重点傾斜生産方式、「援助」「見返」資金による原料輸入と設備投資、「合理化」過程における一連の優遇措置と国家信用、銀行信用の動員によるこれが資金調達等々の一連の政策によつて初めて可能となつたのであり、一方、相対的に狭隘化する国内鉄鋼市場と漸次上昇する鉄鋼生産力とのギャップは二にのべたような性格をもつ「輸出」によつて一面糊塗され、また一連の「滯貨融資」によつて救済され、さらに二八年以降重ねて「輸出の伸長」のためのあらゆる政策的措置が日程に上つた等々は、その顯著な事例といふことが出来る。

### 四 展望

かくして戦後十年の今日、われわれの眼前には、原料・技術において高度にアメリカに従属し、戦前にもまさる高度な「独占」

が支配し、顯在的並びに潜在的軍事生産に対応する態勢が一応「完了」したという意味で「軍事的性格」を色濃くし、不安定な「輸出」によつて辛うじて支えられた日本鉄鋼業の姿がある。これこそが日本鉄鋼業「復興」の実態である。

しかしこのような過程の中に日本鉄鋼業の眞の意味での発展を期待することはできない。

日本鉄鋼業の眞の発展は、その従属的・軍事的・独占的性格とそれのもたらす諸結果に対する全国民的規模での抵抗(具体的には労働者階級による賃上げ・人員整理反対等の運動から、中小鉄鋼業者による独占支配強化に反対する各種の運動、中ソ等との貿易の促進、ひいては自主的・民主的・非軍事的方向への日本鉄鋼業の発展を指向する意思と能力をもつ政策主体によるそのような政策目的を指向する鉄鋼統制の実施等の広汎な内容を含む)の中から芽生えてこなければならない。

#### 質問一 (中央大臣 守 善)

鉄鋼業の平和的・民主的発展方向を具体的に指示されたい。

答 日本鉄鋼業の平和的・民主的発展を保障するためには、わが国経済がアメリカに対する依存を脱却し、すべての国と平等・互恵の通商・交易関係を結ぶ中で文字通り「自立」を確立していくことがその前提となるが、当面現在の鉄鋼業についてみれば、その最大の困難は、全般的には原料基盤と市場構造の変貌に伴う原料高・コスト高と、市場の狭隘化である。一方、鉄鋼独占企業はこのような原因によつてもたらされた一切の負担をその独占支配の強化とこれを裏付ける鉄鋼諸政策どによつて

報告 II

第1表 国別・鉄鉱石輸入実績の推移  
(輸入総額中の百分比)

年	中国	比島	英領マレー	アメリカ	カナダ	インド	ゴア	香港	朝鮮	その他
1935	34.6	7.1	40.4	0	0.2	0.3	0	0	7.0	11.4
42	81.1	1.4	1.7	0	0	0	0	0	13.9	1.9
51	0.9	30.5	30.1	20.2	1.6	3.1	6.0	3.2	0.1	4.3
52	1.3	22.7	17.2	26.1	10.4	8.7	5.2	1.4	0.2	6.8
53	1.1	28.0	20.1	10.8	21.2	10.6	5.9	1.9	0.2	0.2
54	0.2	29.6	22.4	8.4	11.9	15.0	9.8	1.8	1.1	0

第2表 国別・原料炭輸入実績の推移  
(輸出総額中の百分比)

年	中国	アメリカ	インド	樺太	カナダ	その他
1935年	80.3	0	0	1.1	0	18.6
42	87.7	0	0	0	0	12.3
51	1.5	73.0	22.8	0	1.0	1.7
52	1.0	71.0	23.4	0.4	0.3	3.9
53	3.8	82.7	9.4	3.7	0.5	0.1
54	1.1	92.3	2.3	2.4	0.2	1.7

[註] 1. 以上2表共 鋼鉄業参考資料、「日本の鉄鋼統計」「鉄鋼界」(55年3月)より作成

2. 主要原料輸入先が戦前と戦後と著しく變貌していることを端的に示している。

第3表 鋼鉄生産高の推移  
(炉別・用途別)(単位1,000トン)

年	高炉銑(A)	その他銑(B)	B/A+B (%)	製鋼用銑(C)	鉄物用銑(D)	C+C+D (%)
1946	142	61	70	125	78	61.5
47	246	161	71	190	158	54.7
48	663	145	82	517	291	63.9
49	1,371	178	89	1,144	405	73.8
50	1,981	252	89	1,767	466	79.1
51	2,887	240	92	2,531	596	80.9
52	3,227	202	94	2,977	498	85.7
53	4,317	201	95	3,728	790	82.5
54	4,416	192	96	3,884	724	84.3

第4表 粗鋼生産高の推移  
(炉別)(単位 1,000トン)

	平炉銅	電炉銅	転炉銅
1946年	167	390	—
1947年	485	467	—
1948年	1,160	555	—
1949年	2,426	608	77
1950年	3,891	753	195
1951年	5,375	931	196
1952年	5,839	949	200
1953年	6,283	1,035	344
1954年	6,359	1,381	

[註] 1. 以上2表は鋼鉄業参考資料より作成、但し54年分は「鉄鋼界」(55年3月)より

2. この表は鋼鉄生産においては炉別では一貫大メーカーの高炉銑が毎年生産量の大部分を占め、用途別では中小企業向の鉄物用銑の割合が著しく減少し、また粗鋼でも戦後の一時期において高い比重を占めた電気炉銅が減退し、主として大企業における平炉銑が著しく上昇していることを示している。

他の鉄鋼諸企業の上に転嫁している。わが国鉄鋼業が現在従属的・軍事的・独占的性格を色濃く帶びてるのは、このような事情によるものであるから、その平和的・民主的發展事情を保障するためにはこれらの障害を一つ打破していかねばならないが、さしあたって(1) 原料入手について真剣に中国よりの輸入を考慮し、これが実現を期すること、(2) 市場については、一方で年内一人当たり見掛消費八〇キログラム足らず(一九五三年)というような低水準を少くとも二倍程度に引き上げるための各

種の政策的措置(一例として一定期限付きでの関連産業への政府補償による鉄鋼素材の値引き提供等)を講ずると共に、地方、コソモ禁令の事実上の打破)を図る、(3) 鋼鐵・半製品の外販価格の引下げ、鋼材品種別生産の計画化による平炉・半製品の外販価格による非独占企業の「設備近代化」の推進による平炉・半製品の外販価格の引下げ、(4) 特に独占大企業の負担と国家補償による一定の生産量の確保、(5) 特に独占大企業の負担と国家補償による設備・技術水準の引上げ等が考慮されねばならない。

第5表 普通鋼圧延鋼材・品種別生産推移(単位 1,000トン)

	1946年	1950年	1953年
重軌条	18.3	189.1	271.5
軽軌条	7.2	24.2	31.6
形	1.7	113.1	191.4
大型			
中型	3.4	185.1	307.2
小型	0.4	24.4	67.9
鋼棒	0.3	2.9	17.1
大型	13.5	46.1	79.8
中型	83.2	562.8	665.5
小型	5.1	100.8	278.0
鋼帶線	53.5	404.4	490.3
厚板	37.1	671.5	1,398.2
中板	9.0	133.5	—
薄板	47.7	599.1	696.0
外輪	12.5	20.4	26.9
鋼管	53.4	259.9	406.7
総計	359.4	3,486.1	5,221.9

[註] 1. この表は製鉄業参考資料より作成  
 2. 1950年を境にして戦後の鋼材生産の品種別推移を求めるに、1946-50年の間に生産増加の著しかつた品種は薄板・線材・小型棒鋼・厚板等で主として生産が分散して行われる「軽量もの」であつたのに對し、50-53年の間にはこれらの品種の生産が伸びやんだ反面、重軌条・大型形鋼・厚板等の「大型重量もの」の生産が他の品種に比して増加しており、これらは大メーカーに集中している點を併せみれば、鋼材生産においても50年以降、大メーカーへの生産の集中が進行していることがうかがわれる。さきの銑鐵・鋼塊生産と併せて、鐵鋼生産の獨占大企業への集中がうかがわれる。

第6表 普通鋼鋼材輸出主要仕向先の推移

	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
アルゼンチン	1 (23)	1 (22)	— —	2 (10)	1 (28.8)
中國	2 (20)	— —	— —	— —	— —
オーストラリア	3 (14)	2 (21)	4 (5)	— —	— —
台湾	4 (8)	— —	9 (3)	6 (6)	10 (2.4)
イリビニア	5 (7)	4 (6)	8 (3)	3 (9)	7 (4.6)
ターキア	6 (6)	6 (4)	7 (4)	4 (8)	4 (5.4)
メリカ	7 (6)	3 (12)	2 (12)	1 (11)	— —
香港	8 (5)	9 (3)	— —	— —	— —
アフリカ	9 (4)	10 (2)	— —	— —	— —
マレーランド	10 (2)	8 (4)	6 (4)	7 (5)	9 (2.8)
パキスタン	— —	5 (4)	3 (8)	— —	5 (5.3)
インドネシア	— —	7 (4)	— —	9 (4)	6 (4.7)
ギリス	— —	— —	1 (12)	— —	— —
スウェーデン	— —	— —	5 (4)	— —	— —
イングランド	— —	— —	10 (3)	5 (8)	2 (17.3)
ブルジル	— —	— —	— —	8 (4)	3 (10.4)
ビルマ	— —	— —	— —	10 (3)	8 (2.8)
その他	— (5)	— (18)	— (42)	— (32)	— (7.5)

[註] 1. 鋼材クラブ・八幡・富士調査部資料「鐵鋼界」(55.3月)より作成  
 2. 數字は各年度における順位、括弧内は全輸出高に對する百分比、10位以下は省略  
 3. 輸出仕向地の不確定性がみられる。5年間つづけて10位内にあるのはフィリピン・タイ  
 • マレーの三国のみで、アルゼンチンを除いて他の國々に對する輸出は不規則である。

— 報 告 II —

第7表 普通鋼圧延鋼材品種別輸出高の推移(単位 1,000トン)

	1950年	1951年	1952年	1953年
合 計	396	819	1,291	640
軌 条	16	10	11	15
形 鋼	18	47	46	16
棒 鋼	73	110	283	64
帶 鋼	8	17	17	6
厚 板	75	231	459	217
薄 板	18	139	61	17
素 鋼	0.7	2	1	1
上 鋼	3	3	7	1
ブ リ	3	8	17	8
線 材	12	22	53	3
鋼 管	20	30	111	73
亜 鉛 鉄 板	150	199	224	219

- [註] 1 「日本の鐵鋼統計」P. 79より  
 2 この表でみると鋼材品種中、この四年間コンスタントに一定量の輸出をみているのは亞鐵板のみで、とくに53年における薄板・棒鋼・線材の輸出減少は目立つてゐる。すなまち戦後鐵鋼輸出が本格化した1950年以降において、安定した輸出品種は亞鉛鐵板のみということになる。  
 3 かくして、第6・7の兩表でわが國鐵鋼輸出の不安定さが示されている。  
 4 なお、この期間の鋼材輸出総量についてそのトン当たり金額を計算すると、50年=502.千円 51年=78.1千円 52年=60.8千円 53年=63.0千円となり、52年の輸出伸長がかなりの“安値輸出”であつたことを示している。

## 戦後日本造船政策の基本的性格

越後和典

（ハム 西 大学）

計画造船政策 || 国家の需要創出策と輸出船建造助成策が、戦後海運資本の涸渇と軍需の消滅によって崩壊にひんした造船業の需要基盤をささえる二大支柱となつていることは周知の如くである。戦前の斯業の発展が手厚い国家保護（第一図）を媒介として可能であつたとはい、多額の政府関係資金が直接商船の建造に投入された前例はない（第二表）。また船舶輸出の現象も第一次大戦当時、日米船鉄交換によつてアメリカへ輸出された約三七万重量トンの船舶があるのみで、後は零に近かつた。戦後の斯業に対する政策、および斯業そのものの特徴は、以上の如く国家による需要創出策の採用、および斯業の国際市場への直結という点に認められる。しかし問題は我が国政治・経済の対米従属を深めつづある体制の下で、むしろその一環としてこれら造船政策が採用されているために、それらの政策は畢竟、独占造船資本の一時的救済の域をせず、他面斯業の国際独占資本に対する従属関係の拡大再生産を

招來するにいたつている点にある。戦後の造船政策の基本的性格、政策の限界の問題もまたこの点をめぐって明瞭に露呈されるのである。計画造船の推移はこの点を雄弁に物語るであろう。

計画造船の推移、それが全建造高に占める比率は第三・第四表に示す通りであるが、それは第五次船を境に量的に増加し、かつ大型化している。五次船以前は占領軍の制限により小型内航船のみが建造され、しかも総花主義による発注によつて中小造船所も受注することができた。このため設備は維持できたが全く更新を行う余裕がなく、大造船所の地位の相対的低下（第五表）と過少受注および熟練工の減少などによる一人当たり建造高の減少が著しかった。戦前ドイツと共に世界第二位の建造量を誇つた斯業は、この期において著しく弱体化したのである。しかし弱体化した形において軍事的潜在能力たる斯業の建造能力が温存されたことは注目に値するであろう。

次に賠償計画の放棄と造船制限緩和に示される占領政策の転換、すなわち五次船以降は資金源泉も従来の復金から見返資金にかわり、大型外航船の建造策がとられ、これに応じて計画造船の大造船所集中（第六表A・B）|| 生産集中と、熔接設備を中心とするこれら大造船所の設備合理化（第七表）が進歩し、労働の強化と相まって、工数の低減（第八表）に著大の成績を収めるにいたつている。もちろんこの反面中小造船所の計画造船からの脱落と、その設備の荒廃が進行していることは多言を要しない。しかし、ともあれ、以上の点に着目すると、五次船以降の計画造船は少くとも

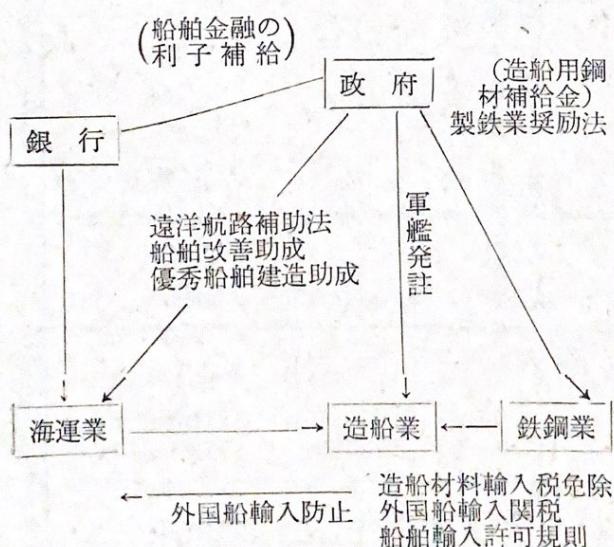
大造船所維持＝独占造船資本救済という点においては成功を収めてきているかにみえる。だがその救済は一時的であり、その範囲は極めて狭少である。

第一に戦後の貿易の不振と海運界の沈滯が中共貿易の杜絶、邦船積取比率の低下、その条件の悪化等に端的に表現される対米従属関係によつて深刻化しているために、計画造船による船腹増強の進捗が未だ戦前水準に達しない段階において、すでに船腹過剰を招来していること。第二に競争の合理化を以てしても船価の国際的割高を相殺することができないこと（合理化の限界）（その理由は船価の約三〇%を占める鋼材価格が、同じく従属体制によつて、鉄鋼石及び原料炭を遠隔地から輸入するため割高となるからである。船価の割高は船費→運送原価の割高を招來し、金利の割高と相まって日本海運業の国際競争力を減殺している）。以上の二つの理由により、計画造船の進捗は船費の割高の船腹を過剰生産する結果になり、すでに十次船の決定にみられたように、その縮少を必然化している。計画造船の縮少は受注競争の激化と、その過程における一部大造船所の脱落を結果する。これは大造船所救済策としての計画造船政策の破綻を意味するにほかならない。

計画造船の縮少は他方、斯業の国際市場依存の傾向を強めるが、ここでも鋼材の割高のために国家の助成策に依存せねば受注できない状態である。戦後の外国船受注が二四年までの複数為替レートの時期、二六年冬から翌年春までの朝鮮動乱によるタンカーブームの時期、二八年秋から昨年末にいたる鋼材価格引下措置および粗糖リンク制の適用された時期に集中していることは、國家助

成か、戦時需要に媒介されねば輸出の成約をみないことを物語つてゐる。このうち昨年度の粗糖リンク制による成約は最も大量である。しかも出血といわれる低値受注はパナマ・リベリアなどの米国系船主のそれに著しいことは注目にあたつて（第九表）。この点船舶輸出が中南米のアメリカ従属国の過剰砂糖の市場として日本を確保すると共に、自国系海運資本の蓄積を補強する一つの手段となつてゐることは明白である。船舶輸出——従属体制下の計画造船政策の必然的帰結たる——は、かくて従属体制を一層深化させるものとして性格づけることができる。

第一図 戦前の国家保護体系



第二表 計画造船資金調達調(単位千円)

年度	復金	公團	見返資金	開発銀行	市中銀行	計
終戦～						
23	2,869,750	9,667,000			6,143,503	18,680,253
24			11,210,795		11,495,795	22,706,590
25			10,170,459	1,990,000	8,180,459	20,340,718
26			21,995,618		33,685,826	55,654,444
27			11,385,890	2,106,000	30,264,710	43,756,000
28				26,809,890	16,475,090	43,284,980
計	2,869,750	9,667,000	54,762,762	30,905,890	106,218,383	204,423,785
比率	1.4	4.7	26.8	15.1	52.0	100

第三表 計画造船高

次 数	隻 数	ト ン 数 (G/T)
続行船	7 3	16,479
第一次	2 3	24,530
第二次	2 8	55,882
第三次	2 4	57,334
第四次	1 6	52,274
第五次	4 3	284,308
第六次	2 6	170,640
第六次追加	9	72,418
第七次(前)	2 8	203,824
第七次(後)	1 4	118,046
第七次追加	6	52,200
第八次	3 2	242,070
第八次追加	4	51,200
第九次	1 2	91,050
第九次(後)	2 5	221,410
第十次	1 9	154,470
合 計	3 8 5	2,012,135

— 報 告 II —

第四表 計画造船・輸出船比率

年度	鋼船竣工総量			内計画造船			内輸出船		
	隻	G/T	%	隻	G/T	%	隻	G/T	%
24	165	143,118	100	41	114,125	79.7	16	10,500	7.3
25	196	368,370	100	37	240,740	65.4	23	98,240	26.7
26	360	472,490	100	60	414,680	87.8	210	20,110	4.3
27	232	541,076	100	43	352,010	65.1	47	164,953	30.5
28	380	663,717	100	41	346,170	52.2	136	257,511	38.8

会社名	仕向先	船種	重量トン	隻数	トン当り 船価(ドル)	砂糖リンク期
日立造船	リベリア	貨物船	11,500 2,000	1	169	下
	アメリカ	"	1,200	2	—	"
	リベリア	タンカー	3,300	1	110	"
	"	貨物船	11,500 11,800	3	—	"
	イタク	"	8,000	2	300	非
播磨造船	リベリア	タンカー	32,400	2	120	上
	"	"	32,400	1	111	下
	"	"	38,750	1	110	"
	"	鉱石運搬	38,450	1	110	"
川崎重工	パナマ	タンカー	38,750	1	135	非
	"	"	38,750	1	115	下
	香港	貨物船	6,050	2	190	"
日本钢管	フィンランド	タンカー	18,900	1	168	非
	リベリア	"	34,200	1	123	上
	"	"	34,200	1	110	下
	"	貨物船	11,000	2	150	"
浦賀ドック	トルコ	タンカー	21,000	1	127	下
	"	貨物船	5,500	3	205	"
	"	"	3,500	2	245	"
藤永田造船	タイ	練習船	380	1	232	下

(註 上—29年上期 下—" 29年下期 非—リンク制に非ざるもの)

第五表 中小造船戦前・戦後比較

	総建造高	最大八社	以外の中小造船所
	G/T	G/T	G/T
昭和6年～20年8月	5,846,771 (100)	5,181,754 (89)	665,017 (11)
20年～23年	471,658 (100)	382,822 (81)	88,836 (19)

第六表 (A) 五次船以後の集中 (9次まで)

造船所	三造	播造	日造	新重	三本	三造	川重	日鋼	浦船	石重	名造	藤造	函下	名造	日重	佐野	飯重	計
菱船	16.2	11.8	11.4	10.9	9.7	9.5	7.6	4.9	4.5	3.4	2.5	2.3	1.9	1.5	0.7	0.6	0.5	100
磨船																		
立船																		

第六表 (B) 造船・海運・銀行・連繋 (5次~9次)

		三菱銀行				第一銀行				三井銀行				三和富士銀行				興銀		
		三 菱 造 船	新 三 菱 重 工	日本 重工	計	川 崎 重 工	播 磨 造 船	石 川 島 重 工	浦 賀 ド ック	三 井 計	藤 永 造 船	水 田 計	日 立 造 船	本 鋼 管	函 館 計	名 古 屋 造 船	そ の 他 四 造船			
		198	34	20	17	71	15	16	7	11	49	18	6	24	23	12	4	16	6	9
三 菱 銀 行	日本郵船	13	8		5	13														
	大阪商船(住友)	11	11		11															
	大同海運	9	5		1	6	2		1		3									
	三菱海運	7	2	1	4	7														
	新日本汽船(三和)	7	1	4		5													2	
	東邦海運	7	4		1	5													2	
	沢山汽船	3	1	2		3														
	東京船	3	1		2	3														
	計	60	22	18	13	53	2		1	3						2		2		
	飯野海運	11	1		1	2	2	3	1	6						3				
第一銀行	川崎汽船	7				7		3		7									1	
	日東商船	5				1		3		1	4									
	日鉄汽船	5	1					2	2	4										
	八馬汽船	4						1		3	4									
	照国海運	3						3		3										
	新日本海運	3						2		2									1	
三 井 銀 行	計	38	2		1	3	9	12	3	6	30					3		2		
	三井船舶	10									10	10								
	明治海運	4				1				1	3	3								
	乾汽船	3								1	2	3								
	計	17				1				1	14	2	16							
三 和 銀 行	山下汽船	8								1	1					7				
	三光汽船(大和)	3							1	1						2				
	日本油槽船(富士)	3	1		1											2				
	大洋海運	3														3				
	計	17	1		1				1	1					14					
	日產汽船	6													2	4	4	4		
	協立汽船	4													4	4	4	4		
	日之出汽船	4			1	1				1	1				2	2	2	2	1	
	日本海汽船	3	1		1					1	1				2	2	2	2		
	計	17	1		1				1	1					2	10	2	12	1	
その他36船主		49	9	1	3	13	3	4	2	3	12	4	4	8	2	2	2	4	6	

(註 海運会社名横カコ内は本来の筆頭取引銀行)

報 告 II

第七表 (A) 設備資金投資実績 (単位 千円)

年次 工事	25年		26年		27年		計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
熔接設備	190,474	11.6	750,678	32.0	1,834,939	37.7	2,776,091	31.3
ディーゼル設備	347,955	21.1	573,033	24.4	251,350	5.1	1,172,338	13.2
タービン・ボイラ設備	151,737	9.2	162,938	6.9	645,458	13.3	960,133	10.8
運搬設備	110,819	6.7	134,907	5.7	363,286	7.5	609,012	6.9
船渠	25,745	1.6	31,028	1.3	276,391	5.7	333,164	3.8
船壁	31,324	1.9	3,263	0.1	517,000	10.6	551,587	6.2
電源	31,486	1.9	67,778	2.8	27,715	0.6	126,979	1.4
その他	68,519	4.2	121,095	5.1	165,276	3.4	354,890	4.0
の間接設備	432,283	26.3	381,223	16.2	625,699	12.8	1,441,205	16.3
計	1,648,031	100.0	2,353,172	100.0	4,865,819	100.0	8,867,022	100.0

第七表 (B) 設備資金源調

年度 資金源	25年度		26年度		27年度		計	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
開銀	11,949	0.7	422,648	18.1	1,450,975	29.9	1,885,572	21.3
増資	74,224	4.5	62,276	2.6	692,160	14.2	828,660	9.3
社債	696,487	42.3	721,660	30.6	303,449	6.2	1,721,596	19.4
留保	171,218	10.4	360,868	15.3	1,202,459	24.7	1,734,545	19.6
市中	694,153	42.1	785,720	33.4	1,216,776	25.0	2,696,649	30.4
計	1,648,031	100.0	2,353,172	100.0	4,865,819	100.0	8,867,022	100.0

第八表 船価・鋼材・工数・推移

	5 次	6 次	7 次	7次後	8 次	9次前
鋼價	100	190.0	288.0	288.0	282.0	270.0
材格	100	98.9	97.2	94.5	92.8	92.8
使用量	100	93.9	90.9	86.3	86.1	78.6
工数	100	120.0	174.0	213.0	216.0	207.0
船価	100	120.0	174.0	213.0	216.0	207.0

第九表 29年度輸出船契約実績

会社名	仕向先	船種	重量トン	隻数	トント当り 船価(ドル)	砂糖リ ンク期
三菱造船	アメリカ	タンカー	45,000	2	107	上
新三菱重工	スイス	"	32,000	1	110	下
三菱日本重工	リベリア	"	39,000	2	106	リ
三井造船	デンマーク	"	18,600	1	125	上
	"	"	18,600	1	121	下
	スウェーデン	貨物船	6,700	1	232	上
	パナマ	タンカー	19,750	1	123	下
	リベリア	"	12,500	2	134	リ
日立造船	オランダ	"	3,400	1	212	上

質問一（関東学院大伊坂市助）

(+) 戦後のわが造船助成政策は（海運助成政策と関連して）、戦時喪失船の補償打切措置をうけ、しかも他方、国際収支バランスの均衡回復方策を喫緊事とする条件下にあっては、至極妥当なものであつたと考えられます。が、関西方面の学界ないし実際家たちの間のご意見はいかがでありますか？海外（主として英國）よりのこの点に対する批難に対して、世論の反撻なり、官辺の応答が弱々しきるようと思われますので、こちらの方面の模様を伺う次第です。

(=) 市中銀行などの対海運投資の意慾激減の現段階としては、（世界運賃市場の崩落による既往市銀融資への元利支払延滞などの事情から）今後の造船計画遂行に非常な難色を感じるに至りつてあるようですが、「海事金融公庫」の如き国家的特別海事金融措置などを以てしても、今後更に商船隊拡充を急ぐべきと思います。貴見並びに関西方面の学界・実際家のご意見は概略いかがですか。

(+) 私の本日の報告全体がそのままお答えになつております。もつとも、戦後のいわゆる「自立経済の方式が妥当であった」と考える前提にたてば、その一環としての造船助成策も妥当であつたといわねばなりませんが、その前提に問題があることは、本大会の諸氏のご報告に徴しても明白であります。なお私は寡聞にして関西方面の実際家の意見は存じません。

(=) 従属体制下の計画造船政策の矛盾が市中銀行の対海運投資の意慾激減となつて現われてきています。従つてこの点を不間に附して助成策の強化をはかれれば、一時を弥縫するには役

立ちましようが、結果は矛盾を拡大再生産することになりましよう。なお自分の研究対象とする業種を擁護するの余り、問題を国民经济全般の中で考察する態度を失いたくないものです。

質問二（日本郵船湯河勇）

(+) 粗糖リンクによる輸出船は米国独占資本に対する日本の独占資本の従属性を強化しているとのご報告であるが、日本の造船業のコスト高が日本の鉄鋼・海運のコスト高に起因している以上、先生の分析せられた事実の結果としていかなる政策がとられ得ると考えられますか。

(+) なお、先生のご意見によれば、日本造船業の問題の解決は、対ソ貿易の緩和により造船市場が拡大するとのご説明でしたが、日本の現在の地位において、対ソ貿易を緩和することが世界政治情勢からいかに理解されるべきでしようか。又仮りに対ソ貿易が緩和されたとしても、それは日本造船業にとって需要として充分のものとなり得ますか、対ソ易貿緩和によるハネ返りをいかに見るべきでしようか。

(+) 貿易・海運政策の、更には経済政策全般の自主性の回復を前提としない限り、国民经济にとってプラスになるような造船政策は考えられません。

(+) 「日本の現在の地位」において、更に「世界情勢から」して対ソ貿易緩和の要求は必然的に起つて参ります。もつとも、これによつて造船市場が拡大されるとしても、「市場問題」がこれによつて解決されることは当然です。

## 戦後海運政策の回顧と分析

——外航商船隊の再建補助——

佐々木誠治

△神戸大▽

る一切の保護・助成を敵禁する方針をとつた。かかる事情の下では、外航商船隊再建は到底不可能であり、そのための補助政策は成立する余地さえなかつた。

### (3) 第二期

米ソの対立・アメリカ占領政策の変化・朝鮮動乱の発生によつて、海運業に課されていた諸制限が撤廃され、外航活動が許可されるに及んで、初めて、日本海運は潰滅せる外航商船隊の再建に着手することができ、また、そのための補助政策を実現することができるようになつた。その具体的な政策が見返資金による大型外航船の計画造船方式であつた。計画造船政策は一応量的に急速な船腹拡充に成功した。しかし、それによつて再建された商船隊の国際競争力は著しく劣弱であつた。これは計画造船政策の実現され方における非自主性・安易性と政策実施上における無計画性ないし不合理性に基因する。なまんづく、運賃原価構成上、全体の中五六パーセント以上の比重をもつ建造資金金利が、国際的水準に比べて異常に高率であつたことは、日本海運の運賃競争力を極度に脆弱ならしめていた。

かかる質的に脆弱な外航商船隊でありながら、戦後の日本海運は、最も困難な国際競争の必然的に予知されている遠洋定期航路の拡充に重点を指向した。無計畫且つ狂的な定期航路至上主義の強行は、当時における進出可能性の限定（少数特定定期航路に集中せざるを得なかつたこと）と相まって、むしろ、日本船相互間の無用な競争を激化させる危険をもつていた。

(2) 第一期  
戦争によつて日本外航商船隊は完全に潰滅してしまつたが、戦後海運業には更に残酷な抑圧措置が加えられた。とりわけ、戦時補償の打切りは、商船隊再建に際して使用すべき蓄積資本を海運業から奪うこととなつた。しかも、占領初期、連合国側は日本海運の外航活動を許さず、日本商船隊の再建を制限し、海運業に対する

けれども、海運界が好況で高収益が期待され得ていたかぎり、

計画造船政策の矛盾欠陥や商船隊競争力の脆弱はほとんど反省されなかつた。

(4) 第三期

動乱ブームの終結と世界海運不況の到来が一九五二年夏から、日本海運の発展に深刻な打撃を与えるに及んで、今更の如く、計画造船政策の不備が認識され、外航商船隊の国際競争力増強の必要が喧伝された。そこにおいて実現された海運政策が、「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」——通称、利子補給法（一九五三年八月成立）——であつた。

利子補給法は建造資金金利に関するかぎり計画造船方式の下で建造された外航商船隊の脆弱性を補うるかもしれない。けれども、日本商船隊の国際競争力上の脆弱性は、ひとり高金利負担のみの結果ではない。計画造船政策及びその他海運指導方針全体の不備と弱点が相関連して作り出したものである。しかも利子補給法自体は不況下の海運経営の赤字を一時的・応急的に救済せんとする不況対策にすぎず、恒久的な効果をもち続けうるかどうか疑問である。それ故、再建過程にある外航商船隊がこの利子補給によつて、どの程度まで国際競争力を補強されるかについては、おのづから、一定の限度があらう。

(5) 戦後、計画造船政策を中心として実施された外航商船隊の再

建は、占領下の制約と動乱ブームによつて余りに無計画且つ強引に始められた。それが補強対策も亦不況下余りに安易且つ一面的に考えられた。そのために日本商船隊の構成や日本海運の発展方面の上には、なお、いくつかの制約が残つてゐる。根本的な反省

と計画的な対策がなされて、初めて、外航商船隊は将来の飛躍をなすことができよう。

質問一（明治大学 柴田政利）

(1) 建造資金としての見返資金——外国資本——は金利を高めたといわれるが、実際は一般市中金利より低かつたのではないか。

(2) ドイツの見返資金金利が低かつたとしても、それは全般的に低かつたのではないか。

答 (1) 見返資金の金利七分五厘は一般市中金利一割一分に比して低かつたことは事実である。その限り見返資金の利用は、それが利用できず市中融資のみで建造する場合の船価（建造船価格）より安い船価の船を造ることを可能にし、海運業の金利負担を軽減したと言える。けれども、見返資金の七分五厘という金利は、国際水準（海運業投資に対する金利の）の三分五厘ないし四分に比較すれば、実に二倍強に当る。米・英船やスカンディナヴィア船が、自己資本でまかなえない不足分については、三分五厘程度の金利で建造資金の一部を借り得たのに対しても、日本船の場合、自己資本がないから、最低七分五厘の見返資金と最高一割一分の市中融資で船を造らねばならない。かくして日本船は船価高→運賃原価高→競争力脆弱とならざるを得なかつた。

もしも、せめて、ドイツの国家資金金利と同様四分位の金利で見返資金又は国家財政資金がより多額に利用され得れば、日本船の競争力は強まつたであろう。しかし、低利の国家資金の充当（復金融資）がドッジ予算で禁止され、それにかわつて、

見返資金が七分五厘で貸出されることになった。なぜ見返資金が国際海運金利水準なみの三分五厘か四分で投下されなかつたかといえ、一般市中金利の割高のせいもあるが、日本海運の競争力を強めるかどうかには何の関係もなく、日本での利潤追求を目的に出動したためである。それを一割一分の市中金利より有利であるからと海運界がありがたく考えた。もとと見返資金の金利を低くするか、それが駄目なら、今まで通り、より低い国家資金を求めるかすれば、健全な商船隊をもつてゐに至つたであろう。G H Qの方針だからといって、一々人に参つて了つて、国際水準から遙かに高い金利の見返資金に甘んじたために、結局はあとで苦しむねばならなくなつた。

つまり見返資金金利は国内一般市中金利より低かったのは事実であるが、それでさえ、国際金利より著しく高かつたこと、そして国際競争の場合、海運業にとつては、国際的比較上の不利益（金利高）が問題であることを主張する次第です。

(1) ドイツの場合、全般的に金利水準が低くそのため海運業に投下された資本も低率であつたとは言えますが、それにもかかへ産業に比して海運業には一層低利で投下する方法をとり、その場合の基準として、おおむね、国際海運金利水準に近い四分をきめたものである（専門外なので確実な資料を知りませんが、一般に、ドイツの一般「産業への」金利と海運金利の比率は日本の一般市中金利と見返資金金利との比率とほぼ同程度だったという記録を読んだことがあります。よつて、ドイツの一般金利六分位に対し、海運金利は四分ときめられたものと思

えます）。

更にドイツでは海運に対する国家資金（見返資金に非ず）金利を特別に低くしたばかりでなく、所得税法上の免稅規定を適用して、実際に、無利子の市中融資を奨励し、これに成功した。ドイツ商船隊建造資金のために、国家貸附金の利子を特に低くし（国際水準なみに）、且つ、無利子で莫大な市中融資を導入させたところに、ドイツ流の堅実さがうかがわれる。日本の見返資金に相当する歐州復興計画見返資金（金利不詳）には殆んど依存せず、国際競争力のあるドイツ商船隊再建を自分の手で生み出すことに、初めから、努力したものであります。

#### ドイツ商船隊再建資金

歐州復興計画見返資金 3億マルク

国家貸付金

6億7,500万マルク……建造の場  
合金利4%

民間融資	11億6,400万マルク	このうち 8億54万マルクが無利子貸附金
船主負担	6億2,700万マルク	
計	27億6,600万マルク	

#### 質問 II (日本郵船 湯河 霧)

計画造船における政策としての欠陥について、先生は金利負担の問題に局限されておられるが、根本的には、定期船建造を從来定造船業をやつていたもの、ないものの見やかに許容しての結果、日本を中心とする定期航路においては日本人同志の過剰競争によつて日本の海運業の採算を悪くしてゐるのではないか。

ドイツの再建融資法においても、定期船は戦前の二大定期船会社であるハンブルグ・アメリカ社、及び北独ロイドに限つており、イタリアはフイン・マーレによつて四大定期船会社に定期船を限つてゐる。フランス亦然りである。日本の計画造船の欠陥はこの点にあると思うがどうお考えになりますか。

答

(一) 計画造船における定期船至上主義に関する私の批判

については、「運輸と経済」八月号掲載の拙文をご覧下さい。

(二) 私は終戦直後における日本海運の実情からみて、余り早急に定期船主義が前面に出されすぎたことに必ずしも賛同を寄せ得ません。トランパーからライナーへの移行が一つの必然過程であるにせよ、そして小中型船の過剰と戦標大型船の存在があつたにせよ、更に二十五年・二十六年度の中古輸入船があつたにせよ、当時トランパーの不経済性を顧みず、新造といえどライナーに限るというやり方は一つの錯誤であつた。四〇〇万トン案を初めて算出した「海運再建調査特別委」の資料に述べられている輸入物資輸送トランパーの必要性は、右の如き改造A型や中古買船でなお量的に不充分にしか満たされず、質的に劣つたことによつて、目的とされた優秀トランパー船隊は余計に脆弱のまま今日に及んでいる。

加工貿易方式の出発点たる原材料と国民生活安定に不可欠の食糧その他輸入用にまで高速ライナーが必要であったとは言えない。輸出貨物輸送にライナーの主使命があるとして定期船主義がとられたとしても、当時の日本には輸出余力に限度があり、むしろ粗原料と食糧輸入が海運の実情であつた。

いわんや、ライナー業に不適のものにまで無差別にライナーを所有・運営させざるを得ない前提の上で（というのは、戦争の打撃は全船主一樣であり、誰もが船であればどんな船でも持ちたかったから）、定期船必然化が提唱され、それ以外に建造を認めないという方針であったのであるから、これはやはり一つの偏向であつた。

(三) 定期船業者の選定・育成上の不備があつたことはご指摘の通り。ただ、前記、ライナー化が世界海運必然の方向であると主張される限り、これを特定の会社に敢えて限定することは一つの矛盾とはならないでしようか。郵・商以外に、ライナー業者として充分の実力を發揮する船会社が日本に統統現われることが、ライナー的発展を期した日本海運にはむしろ予定通りの筈です。世界海運はライナー化しつつある、日本海運も亦必然的にライナー化すべきである、しかしライナー化する会社は実績によって郵・商に限るというのでは論理が合わない。

第一、財閥指定中の郵・商に強力な支持を与えることは独禁法精神・財閥解体の考えに衝突する（戦後日本を支配したアメリカの考えがご質問にあげられた英・独・伊・仏の考え方と根本的に違つており、郵・商二者中心の海運育成は到底許されなかつた）。定期船主義を日本海運の目標に掲げたかぎり、すべての業者が（悪）平等的に定期船に向うことは当然で、それを支援し成功させるのが政策の目的ないし効果と言える。

定期船主義とそれにおける平等主義とを分けて、前者は正しく、ただその上でとられた後者の方針が悪いというお考え（海

事新聞)は、私は些か便宜主義的と思ひます。むしろ平等主義が、初めからきまつており、動かすべからざる原則であつた。定期・不定期の別なく日本船主の平等な再建をはかることが当初の考へであつた。定期船主義の上に平等主義が後からのつかつたのではなく、平等主義が初めから固定的に定められており、その上に定期船主義がのつかつた筈ではなかつたか。船主平等の鐵則の上に定期船主義がとられたのであるから、その定期船主義には初めから平等割当が本来的に意味されていた。そうした悪平等を含みつつ、その基盤の上に、ことさら、定期船主義がとられたことが間違ひの因である。

(四) 以上の観点から、私は、日本海運再建における早急な定期船至上主義の採用は不可避的に欠陥をもち、その限りであやまりがあつたと考えます。もしも、定期・不定期にとらわれず、両者とも復活発展すべし、国家はそれらを共に援助する、しかし定期面では郵・商・三井を中心とし、その他船主は不定期面で伸長を遂げるよう指導するという方針であつたならば、もつと摩擦なしに進み得たでしょう。それをライナーだけが必要だときめてしまい、トランパー建造を認めないこととしてしまつたために、トランパー業者やオーナーまでライナーにしか行き得なくなつた。

トランパーへの途を閉じつゝ、特定少數のライナー会社のみを育成することは、当該企業を発達させても、日本海運全体の發展とはならぬ。又前記事情から特定会社のみの育成は許されなかつた。こうした矛盾をもつた定期船至上主義それ自身を今一

度反省してみる必要はないでしょうか。私は、今日においても、定期・不定期併行?主義をとり、その中で強力な定期船会社の育成と一般的海運業の發展をはかつて行くべきだと思います。又そのかぎりでのみ定期船的發展策も可能と思ひます。(五) 単に考へついた事のみ書きました。より詳細は前記拙文でご覧ください。いずれにせよ、定期船主義については今後ともなお論議すべき点が多いと思います。目下、不勉強で書けませんが、いつか機会があれば大いに論じてみたいと思います。今後ともご批判ご教示を願います。

## 工作機械工業の現状

木村敏男

（大阪市大▽）

### I 報告要旨

一、社会の生産力の発展、とくに労働生産増大のために、工作機械工業が果す役割は決定的である。

資本主義経済がこの産業を発展せしめて「自らの足で立つ」に至った過程、さらに同じ経済がこの産業の発展に限界についてはマルクス（資本論第十三章）が、社会主義経済がこの限界をとり除き、この産業を「国民経済発展の基本権杆」として飛躍的に発展せしめる過程についてはスターリン（第十七回党大会報告）が、いずれも明確な分析を与えている。

二、第二次世界戦争後の世界の工作機械工業の発展についての特徴は、社会主義諸国における飛躍的な発展と、資本主義諸国における停滞と破壊である。

a. 社会主義諸国では、例えばソ同盟は第五次五ヵ年計画で三・

六倍と四倍に、東ドイツでは一九五五年までの五ヶ年計画で三・四五倍にされ、他産業の発展水準（ソ同盟は一・七倍、東ドイツは二倍）をはるかにぬき「指導的地位」を与えられている。さらに、ソ同盟の援助は新中国（現在武漢に大型工作機械工場を建設中）やルーマニアにみる通り、その国が自らの工作機械工業を確立することを促進している。

b. 資本主義諸国では、アメリカでさえ生産指数は一九五三年から五四年にかけて、一四七から一二七と二〇ポイント低下、市場に困難をきわめ、生産の約五〇%は軍事用として政府に買上げられている。そして、アメリカの自由化政策に基づく援助と輸出は、イギリス・フランス・イタリアのこの産業を破壊している（イタリアでは五二年にくらべ五四年は自国生産は二〇%低下、輸入は二〇%増）。植民地従属国（後進国）のわずかばかりのこの産業に対する破壊ははげしい（インドでは四六年を一〇〇とすると生産指数は五三年の四三へとつるべおちである）。

三、上述の法則は現在の日本においても、特殊性をもつて貫かれている。特殊性の一つは、戦後の日本経済が、市場問題が一そう激化した資本主義世界経済の一環として、アメリカへの従属的地位において組入れられ、収奪されていることであり、第二には、戦前らの特殊性——封建的土地所有、独占体の急速な発展、経済の軍事化とこれに対応する農民の貧困と低賃金労働者の存在——が温存され強められていることである。後者は戦前の工作機械工業の発展に、まことに狭隘な限界を与えた、この産業の発達は軍事的必要に基づいて行われた。戦後はその上に前者がおおいからさ

り、限界はさらにせばめられている。

戦前との比較における戦後の日本工作機械工業の破壊の状態は別記の参考諸指標のとおりであるが、この破壊を決定的ならしめている日本経済の車事化とアメリカの資本輸出（援助・借款）による工作機械の輸入について一言しよう。戦前の日本帝国主義の下における経済の車事化は工作機械の国内生産を飛躍的に上昇せしめ、これに対する輸入の比率を低下せしめた（国内生産は一九三八年—昭和一三年—には前年の三倍化し、輸入の比は八四・五%から四四・九%へ激しく低下した。それ以後この傾向は強められている）。だが、戦後は全く逆であつて、朝鮮戦争による特需の増大は工作機械の国内生産を高めず（一九三七年を一〇〇とする生産指数は四八年は一九、四九年は一五、五〇年は九、五一年は一五）、五一年から五三年へと行われた日本産業の軍事的合理化がこれをわずかばかり高めた（五一年は一八、五三年は一四）が、

国内生産に対比する輸入は急激に増大した（五一年で五〇%、五

三年で八一%、なお五四年では国内生産は低下の傾向、輸入は依然増大の傾向を示している）。これはアメリカの日本に対する金融

・原料・技術・販売市場の支配を基礎にして“ひょいき輸出”をしており、日本の財政や国家資金もアメリカの意図に従属せしめられ、独占体が軍事化と従属化によつて国内の独占的地位を確保することに懸命であることから起つてゐる（たとえば三菱のジープ国産化や、航空機産業などの主要機械設備はすべてアメリカからの輸入である）。このため日本の工作機械工業は技術的にも経

济的にも、“従属的地位”（特に製品の小型化にあらわれている）

### III 告報

におこまれた。

戦前の国産化政策は性格を一変し、まずはアメリカ工作機械の輸入のための資金援助と免税（関税その他）措置となつて、上述の傾向を促進する。

四、生産の停滞、設備の老朽にもかかわらず労働者の一人当たり生産高は上昇し、労賃はこれにともなわない。逆に五四年には大量首切りと、公然たる賃金切下げが行われた。

五、労働者の斗争は、賃金ストップ・首切り反対、平和と独立くの政策転換、産業別統一、國際連帯と進み、その立場から、産業防衛と日中貿易をとりあげており、資本家は企業倒産の危機から脱するため、輸入税免税・ガット加入反対、日中貿易の促進を行ひ、他面では軍事化を求めて動搖している。日中貿易では労資は立場の相違にかかわらず統一へ向う可能性をもつ（中国通商使節団の来朝における池貝鉄工の例）。

### I 参考諸指標

1. 企業数……1943年には430企業であったが、51年にはわずか21企業、現在も25企業程度
2. 資本金……分布図（53年1期）

（単位：億円）

業種	1億円未満	1～3.9	4～6.9	7～9.9	10億以上
一般	116社	278	86	30	597
電気器具製造業	6	16	6	1	35
機械製造業	13	24	5	2	45
機械工作機械	11	7	1	—	20

\* 日本一工作機械の比率少い、

## 3.

## 設備資金調達計画と借入状況

設備資金調達計画 (29年度—33年度の5ヶ年間) 13社

株式	社債	政府 銀行又は資 金	関 係	市中銀行	その他の 自己資金	計
4%	0%			51%	5%	2%
設備資金借入状況						
29.3 池貝鉄工	A 長期(B)	日本興業銀行 日本開発銀行	44.5 100	東海銀行	30.5 —	
29.3 新潟鉄工	B	三井銀行	43 86	第四銀行	26.2 —	
28.3 日立精機	A B	三井銀行	100 73.8			
29.3 芝浦機械	A B	三井銀行	100 100			
29.3 芝浦工機	A B	三井銀行	96.8 100			
29.3 日平産業	A B	第一銀行	44.4 —	日本信託銀行	21.8 —	
29.3 豊田工機	A B	三井信託銀行 三井銀行	40 69.4	東海銀行	23.4 —	
29.3 大隈鉄工	A B	東海銀行	93.4 —			

## 4. 利益率比較表

	池 貝	大 隈	新 潟	製造業	機械器具工業
総 資 本 利 益 率	26年上	2.95	2.22	4.23	10.22
	27年上	1.23	0.30	4.98	4.84
	28年上	0.04	0.31	2.64	4.23

## 5.

5年末満	5-10年	10-15年	15-20年	20年以上	計
2.1%	27.3%*	57.5%	8.9%	4.2%	100%

\*昭和17年—20年に製作されたもの

ド社との契約の生産フライス盤(兵器生産用)は10年期間、ロイヤリティカ販売価格の7.5%, 最低特許料2~3年10万台分, 4~7年15台分, 8~9年20台分となっている。

7. 生産指數(重量による)……1937年を100とすると, 53年は24, 1943年を100とするとき, 53年はわずかに6にすぎない。53年下期は戦後のピークで54年には急減している。1台当たり重量も37年の1.48トン, 43年の2.32トンにくらべ, 53年では0.41トンと小型化している。ボール盤が多い。

8. 46年9月現在で日本工作機械協会員213企業中, 専業12(6%), 兼業96(45%), 他業種へ転換87(41%), 休止18(8%)であった。53年では上位20企業中, 兼業企業はわずか3社, 大企業ほど兼業率高く, 工作機械生産の全生産に占める割合が50%以下の企業が9に及ぶ。53年(戦後のピーク)の上位17社の操業度は45~50%にすぎない。

9. 修理、部品生産の増大……最大企業の一つである、某企業でも51年～54年平均生産額の32.1%は修理が占める。修理専門の工場もある。

10. 製造原価構成の推移—原料高と労務費安。

E G 型自動刃具研磨盤 (%)

費目	年度別	昭和27年	昭和28年	昭和29年
原 鋳 鋼 電	造 品 料 費 部	18.79%	20.38	24.36
原 鋳 鋼 電	材 料 品	6.63	6.69	6.77
原 鋳 鋼 電	氣 材	6.26	6.31	6.36
原 鋳 鋼 電	品 計 費	5.17	6.84	7.63
小 労 間	務 接	36.85	40.22	45.12
製 造	原 品	22.47	20.06	18.76
一般管理費及販売費	價 額	40.68	39.72	36.12
完 上 総	原 價	100.00	100.00	100.00
		29.08	15.59	10.50
		129.08	115.59	110.50

〔註〕1. 各年度とも7月度に販売したものである。

2. 鋳造品は社内製品である。

11. 工作機械部門別出荷実績の推移—経済の軍事化との関係

	1952年 (A)	1953年 (B)	B/A
鉄鋼金属(一次二次含機	182,581	5.1	1.0
機 原 動 機 維	367,088	21.2	817,725
ミ ジ ン	51,638	3.0	168,088
	20,189	1.2	28,576
	30,717	1.8	25,933

三 如 錄

輸 輸	軸 気	機 器	受 器	29,115	1.7	58,870	1.7	2.0
電力及産業用	342,016	19.7	884,263	25.1	2.5	612,817	17.4	2.4
機器車輪	169,755	9.8	544,809	15.6	3.2	515,684	11.8	2.1
輸送機動	98,941	5.7	191,872	5.4	1.9			
医療器械	55,156	3.2	121,641	3.4	2.2			
官公署	227,188	13.1	269,179	7.6	1.2			
輸その他	175,022	10.1	222,167	6.3	1.3			
機械社	94,622	5.5	248,412	7.0	2.6			
鐵出他	205,266	11.9	389,431	11.1	1.9			
計	1,731,082	100.0	3,526,207	100.0	2.0			

〔註〕「機械統計月報」6巻4号より作成。

12. 輸入……国内生産高にくらべて、輸入高は52年で50%に当り、53年では81%に増大している。戦前では軍事化が進むとともに、輸入は減少している。

13. 53年度輸入実績中、アメリカからは61.1%，西ドイツからは24.4%、英85.5%を占める。

14. 輸出では53年で生産額の約一割、輸出先は台湾・朝鮮・タイ・

・パキスタン・ブルジル・メキシコ。

15. 国内・輸出・輸入別価格の比較 (1953年)

機種別単位価格 (単位 千円)	一台当たり金額	トノ当たり価格
国内	754	554
輸出	243	214
船 輸入	1,175	1,179

求一 盤	46	347
輸入	79	427
輸出	969	896
研磨盤	251	542
國內輸入	124	528
國內輸出	861	1,488

質問一（關東學院大北見俊郎）

資本主義の危機の第一段階——再生産のゆきづまり・利潤の減少の回復を企図する技術的手段の抑制・外国資本に対する国内市場の確保・海外市場の獲得——における工作機械の国内生産額と輸入工作機械との関係、および老朽化などの実態は、戦後における工作機械工業の実態と、多くの共通点を見いだし得ると思います。両者の特徴的な差はどこにありますか。

なお、工作機械の外国依存性において、戦前と戦後とは、どのような性格の差が析出されるでしょうか。

**答** (→ 戰前の日本工作機械工業の状態については、現在のところ充分な資料をもちあわせませんので、ご期待通りの回答はできませんが、報告要旨に次の点を附加しましょう。

社別	項目	25年	26年	27年	28年	29年
日立精機	生産高 (1人1 ヶ月)	100	220	415		
豊田工機	労務費 (1ヶ月)	100	140	160		
芝浦工機	生産高	100	236	182	222	270
	労務費	100	192	172	207	218
	生産高	100	280	259	326	358
	労務費	100	141	172	226	287

〔註〕 池貞鉄工は29年度が出ていなかつたので省いた。

完全操業における人員(A)	現在人員		率(B)	B/A (%)
	常備	臨時		
池貝鉄工	973人	973人	973人	100.0
豊田工機	1,035	675	5	65.7
芝浦工機	430	310	31	79.3
大阪工作所	108	100	100	92.6
吉川製作所	47	13	3	34.0

へ、新潟鉄工所が工作機械生産をはじめた初の弾丸旋盤は東京砲兵工廠へ納入、その他この時期に簇生した十数社はすべて軍事注文に依存していた。帝国主義は「自らの足」を必要とし、軍事技術の基礎を確保するため、強力に“国産化”をおしそすめた（名古屋工廠の明治三九年～大正二年間に採用した工作機械の国産品への依存度は四五%に達していた）。貴殿が「戦前」とされる時期と戦時中をふくむ資本主義の全般的危機の第一段階は、日本資本主義は困難の解決をいよいよはげし

い帝国主義的侵略に求めたので、準戦時・戦時へと、この傾向をいよいよ強めた過程として特徴づけられる。

(三) それにもかかわらず日本資本主義は農村の封建遺制がうみだす低賃金労働を終始一貫して最大限に活用してきたので、限界はせまく、低技術は必然であつた(この点についてはルキヤノヴァ著「日本の獨占」上巻一二二頁を参照されたい)。だが、戦前—危機の第一段階では、それでも国産機種は大型化し、しだいに重要性をまして行つた。

(四) 日本産業の重工業化が強行される過程としての戦前では、機械の老朽化は問題にならなかつた。中古機械の売買と修理仕事は戦後において特徴的である。

(五) その他報告要旨と参考指標によつて把握されたい。

質問二 (伊藤忠商事 菅原藤也)

(一) 第十五表機種別単位価格に性能精度はどの程度考慮してあるか。工作メーカーがかかる輸出と輸入の価格差からのみ、ガットに反対しているとは思われないがいかがですか?

(二) 第十一表部門別出荷実績の推移において、電気機器及び自動車の比率が二七年より二八年にかけて高まつたことをもつて、軍事基地化が推進されているのかの如きご説明と拝承したが、前者は国内消費水準上昇に伴う家庭用電気器具の普及、後者は輸入外貨削減のための国産化とみるのが一応常識的であつて、ご説明は飛躍していると思うがいかがですか?

もしこの数字をもつて軍事基地化というならば、二八年より二九年、更に三十年にかけて特需が減少しているし、現に閉鎖され

つつある兵器工場の実態をどのように説明されるか? わが国が軍事基地化しているという現象は随所にみられるが、本報告から軍事基地化の結論を導き出すのは牽強附会の感があるがいかがですか?

(三) 中共貿易の拡大について、工作機械の資本家及び労働者が共に一致してこれを要望していることをもつて、「平和勢力の増大」云々の見解は甘すぎると思う。中共貿易拡大を望む者がすべて平和勢力だとする論旨には今少し屈折を入れるべきである。労資あるいは経営者すべてがこれを望んだとしても、可能的限界を知る者は積極性を持たないと同じく、工作機械メーカーがココムの緩和を望むのは当然であつて、別に平和勢力の擡頭とか増大には直接結びつけることは無用のことではないか?

答 (一) 輸入・国産の機械の性能については、われわれ経済学者は正確に評価し得ない。日本の工作機械の資本家の見解もあるが、われわれとしては、一般的にいって、輸入機械がよいことは認めよう。だが重要なことは、ひもつきで、独占価格で、無関税で、資金援助も加わって、外国機械とくにアメリカ機械が国内を闊歩し、日本の企業とその技術の発展が保護されず(もちろん商社には利益をもたらしているが)、かえつて破壊されていることである。ガット加入などの自由化政策はこの方向をさらに促進するからこそ、工作機械企業は反対する。

(二) 「常識」が正確ならば科学を必要としないでしょう。ことに、ご説の常識には官僚の宣伝も加味されている。国民の窮乏化の上にたつている一部の富裕化を全般におしひろげてはなら

ない（繊維ことに織物業の危機、それに応ずる繊維機械工業の危機、その工作機械需要の減退を忘れてはならない）。私は報告で、「軍事基地化」を論じていない。昭和二六年特需を契機として、二七年から二八年へと行われた日本産業の従属的・軍事的合理化と日本工作機械工業の関係について論じたのである。そのとき一部、自動車産業や電気機器産業、とくに三菱独占体の合理化にもふれた筈である。なおもう少しいえば、これらの軍事合理化の努力と意図は成功せず、実現されていない。世界の平和共存の方向にさかづいているからである。そのため、軍事化がもたらす、より深刻な恐慌に当面している。ご説の“特需”的減少は、その現象の一部分なのである。

(3) 工作機械の資本家が中国貿易の拡大を要望している立場は、もちろん利潤追求である。だが、そのためにこそ、現在、政治的圧迫にもかかわらず、中国貿易を強く要望し、某一流企業は中國使節団の工場視察を認めている。そしてこのことは資本家の立場や主觀的意図のいかんにかかわらず、日中友交の促進に役立つてゐるのである。彼らはまだ意識的に平和勢力として結集していず、報告要旨の通り動搖的である。だが歴史の経過の中で、そうなる經濟的基礎に立っていることは報告要旨と参考指標で分析のとおりであり、現在はその芽生えの段階といえるであろう。

## 織維産業における

### 生産力の集中について

玉置正美

（三菱經濟研究所）

私的独占禁止政策は占領期間中の重要政策の一つであったが、本稿では独占の一つの指標としての「集中度」と言う問題を探りあげて、その計測方法の吟味と織維産業についての計測結果をとりまとめる。

集中度の意義をここでは「上位企業に対する経済力の集中の程度」と解して置くが、それは「独占」を判定する指標の一つとして考えられているのである（質問一に対する答参照）。

集中度測定の指標としては通常左の如きものが挙げられる

- A・資本・資産の面より捉える方法
- a・資本金 b・総資産 c・固定資産

- B・事業活動の面より捉える方法

- a・事業能力（設備能力・販売能力・輸送能力など）
- b・雇傭労働者数
- c・事業実績（生産実績・販売実績・輸送実績など）

Aの資本・資産を指標とする方法は、日本のように戦後のインフレが激甚であり、資産の再評価状況が日々である場合には不適当であるが、アメリカでは好んで用いられる。連邦取引委員会(F.T.C.=Federal Trade Commission)・二十世紀財團などが正味固定資産・総資産等の集中を明らかにしたのはその一例である。

B法の中では雇傭労働者数を採る場合も多いが産業・企業別の機械化・合理化の差、二種以上の兼業の場合の労働者の配分問題などに難点がある。事業能力は最も安定的な指標であるが、業種によってはその判定が困難である。事業実績は一時的因素によつて攪乱されると言う短所はあるが、比較的明確且つ客観的に経済力を測定する指標たり得る。従つて、アメリカでも生産実績によって集中度を計測する方法がしばしば試みられるが、中でも注目すべきものは前記のF.T.C.や臨時国民経済委員会(T.N.E.C.=Temporary National Economic Committee)の研究である。

そこでは「集中率」(Concentration Ratio)と言う概念が採用されている。それは上位四社又は八社の生産高の全生産高に対する比率を言うのであるが、この比率が一九四七年の工業センサスのデータを用いて、三七〇種余にも達する業種について計測されている。そして後にはこの比率（上位四社の場合）が五〇%以上を占める産業を以て独占産業とみなし、その生産額を国民所得と比較する方法も考えられるに至った(G.Warren Nutter)。

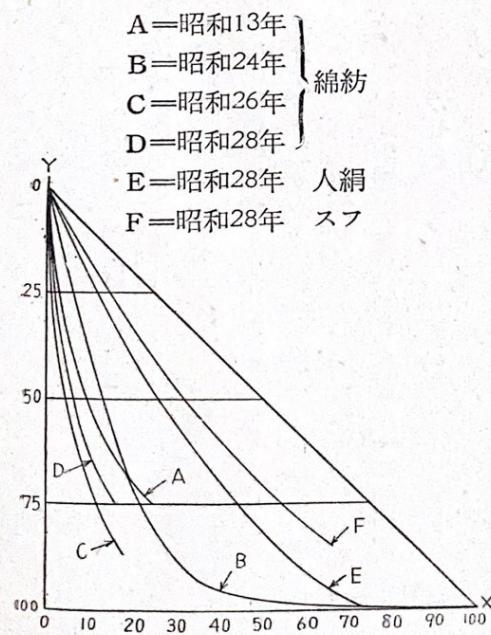
日本においては、公正取引委員会が上位十社の生産高の全生産高に対する比率を以て「累積集中度」と名づけて、戦前（昭和十二年）・戦後（二十四年）に亘り約五〇業種について計測した例があ

るが、その中の極く一部の業種については同様の方法で「経済評論」誌（二七年八月）上において二十六年迄の延長が試みられたくらいのものでその例は多くない。

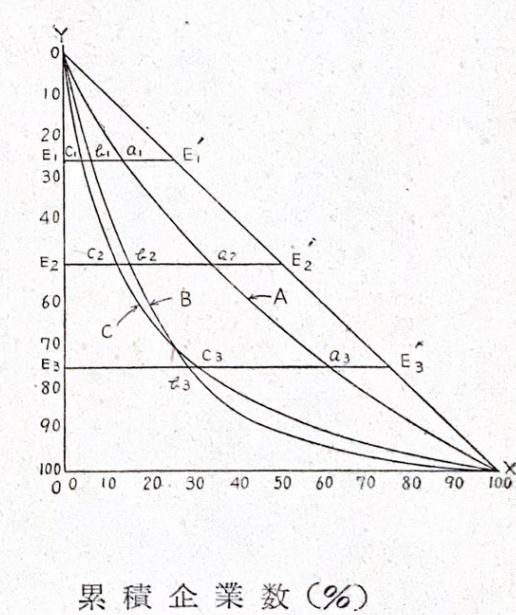
**集中度の計測法**としては、前述のようにその指標を「資産」の面に採る場合も「事業活動」の面に採る場合も、いずれにせよそこに共通する考え方といわゆる Concentration Ratio と言う考え方である。その際に採られる上位企業数は四社・八社・十社など、場合によって異なる事が、ともかく企業総数とは無関係の絶対数であることが一特徴である。その他の測定法としては所得分配における不平等度の測定法が援用されるのが普通であるが、それは、例えば、(1) 四分位偏差法、(2) 相対的平均偏差法、(3) 相対的標準偏差法、(4) ローレンツ曲線法などと言つたものである。これらは統計学にいわゆる「散布度」の測定法の応用に外ならないのであるが、これらの方針に共通する難点は企業数が不安定なことによつて生ずる。すなわち、それが少な過ぎる場合には、企業数の変動につれ四分位値等の値は極めて不安定なものとなるし、多過ぎる場合には計算が繁雑となる。そして同一産業内で企業数が激動している時には、前後の比較には特殊の考慮が必要となろう。ともあれ、ここでは一応の試みとしてローレンツ曲線の応用を採りあげて見るが、それは又同時に前記の「集中率」「累積集中度」を計測する作業に共通すると言う利点がある。

ローレンツ曲線法と言るのは横軸に累積企業数の百分比を普通に（原点＝100%）目盛り、縦軸には累積生産額の百分比を逆に（原点＝0%）目盛り、縦軸には累積生産額の百分比を逆に

第2図 ローレンツ曲線による  
生産高の集中



第1図 ローレンツ曲線の模型



の際の斜辺とローレンツ曲線によつて囲まれる面積（通常ラムダ $\lambda$ を以て示す）の大小によつて不平等度（集中度）を測定するのである（第一図参照）。すなわち各企業が全部同一量の生産をなした場合は、企業数の構成比と生産額の構成比とは一致して、ローレンツ曲線はすなわち斜辺となり面積 $\lambda$ は零となる。これに対して、集中度が大となればなる程、曲線の彎曲度は大となり、 $\lambda$ は増大することとなる。従つて、この面積を計測すれば、集中度を測定することができる訳である。それは通常機械によつて、あるいは数学的に（パレト常数及びジニ係数を算出した後に）、換算して求められるのが、それはいずれも容易ではないのみならず、ある場合には次の如き欠陥をも有するものである。それは第一図のB・C曲線の場合の如く、散布度は等しいが歪度の異なる場合である。この時は面積 $\lambda_2$ と $\lambda_3$ は等しくなるから集中度は等しいけれども、一見して明らかなようにこの二つの曲線の意味は異つてゐるのである（Cの方がBよりも上位企業の比重が重い）。

そこで何よりもまず、簡便化の為と更には右の欠陥をいくらかでも除く為に、ローレンツ曲線を三点において捕えることとする。すなわち、第一図の $E'_1 \cdot E'_2 \cdot E'_3$ 線とローレンツ曲線との交点 $a_1 b_1 c_1 \cdot a_2 b_2 c_2 \cdot a_3 b_3 c_3$ などのX座標 $a_1 E_1 \cdot b_1 E_1 \cdot c_1 E_1 \cdot \dots \cdot E_2 E_3$ と略称するなどを以て集中度を測定しようとするのである。その意味する所は、総生産額の $\frac{1}{4} \cdot \frac{2}{4} \cdot \frac{3}{4}$ を総企業数の何%に当る企業が占めているか、と言ふことである。従つて、それらの値が小さいほど、集中度は大と言うことになる。その際 $E_1 \cdot E_2 \cdot E_3$ のいずれを探るべきかは、Concentration Ratioに

おいて四社とするか八社とするか又は十社とするかの場合と同じく、一概に決定されないし、第一図の場合のように $E_2$ の場合と $E_3$ の場合とではB曲線・C曲線の関係が逆転することがある。

計測の結果を生産実績と設備能力の両面より、綿紡・人絹・ス

累積集中度（又は集中率）法によれば最も簡単で、附表中「累

」の項を比較すれば良いのであるから、特に抜き出して再掲はないが、これによれば綿紡では上位十社又は十五社の場合も、更に設備面及び生産実積面によりするも、共に集中度は戦後累年低下の傾向にある。戦前（十二年）に比較した場合、二十八年には十社が設備では七三・〇%にすぎなかつたが生産では八〇・二%とこれを上廻つたのに対して、二十八年にはこの関係が六四・三%対五五・六%と逆転していることは、ちょうどこの頃行われた操短の過程において、十大紡の方が新紡・新々紡よりも操短率が高かつたと言う通説によつて説明されるであろう。なお二十八年には近江絹糸が十大紡の一角に喰い込んだことも注目されて良い。

人絹については、戦前の二十数社がわずか八社に統合された後ににおいては、この八社（実働七社）間の力関係は殆んど均衡を保つており、集中度は停滞的であつたとも言えるであろう。スフ綿についても右とほぼ同様なことが言える。

ローレンツ曲線法による計測の結果をとりまとめれば、別表の

通りであるが、人絹・スフについては前法と同じく停滞的である  
為に一部のみを示した。ただし本法によつて戦前・戦後を比較す

レンツ曲線の面積は増大する訳であるが、これも同様に上位企業の絶対数と言う観点からはその数を増しているから、集中度は弱まりつつあるとも見られるのである。

以上の結果を図示すれば第二図の通りであるが、この図からも比較する場合には、若干の措置と註解を必要とするであろう。  
最後に綿紡績は、一社当たりの設備能力が戦前(十二年)の一六九〇千錘から戦後は二十四年一一〇・二千錘、二十六年五九・〇千錘、二十八年五八・六千錘と社数の増大につれて低下しているが、人絹は十三年の一社当たり日産二五・八千トンより二十九年三五・四千トン、スフは同じく二〇・二千トンより四七・八千トンと共に逆の傾向を辿つてゐることを附記して置く。

### 質問一 (関東学院大 大門一樹)

集中度とは何か。それがはつきりしていなければその計算のしようはない。2と3の平均は2.5であるというが、2と3を加えて割ったものを平均と名づけるだけであつて、「平均」という概念から必然その計算方法がみちびき出されるものではない。集中度の計算もこれと同じ関係があつて、「集中度」と何か既知の内容があつてそれを測るかのようにいえる。「集中度」の内容が確定しないと計算の方法も確定しないのではないか。「平均」の計算方法が無数にあるようだ。

る際には人絹は、十三年には二〇社だったのが戦後は八社に、スフは同じく三二社から一五社へと共に半減してゐることに留意せねばならない。従つて前法の手法に準すれば、人絹十三年の二二・一%と言うのは四・四二社、二十八年の二六・〇%と言うのは二・〇二社と言うことになり、その意味では集中度はむしろ強まつたと見られるのである。綿紡績の場合には総企業数の変動が著しい為に、この傾向は一そく甚しく、別表の如く上位企業の比重と言ふ意味では総企業数の増大に伴つて  $E_1$   $E_2$   $E_3$  は漸減しており、ロー

ローレンツ曲線による集中度 (%)

年次	綿			紡	
	$E_1$	$E_2$	$E_3$	人絹 $E_2$	スフ $E_2$
13	2.8	9.7	25.9	22.1	25.6
24	6.0	14.0	24.0	.....	.....
25	4.6	10.7	17.9	25.2	31.8
26	3.1	6.7	11.3	25.2	30.6
27	2.7	6.2	13.6	25.2	32.2
28	2.9	6.7	16.8	26.0	31.7
29	.....	.....	.....	25.6	27.6

注: 総生産高の  $1/4(E_1)$ ,  $2/4(E_2)$ ,  $3/4(E_3)$   
を占める企業数の総企業数に対する比

ると「系列の代表値」とか「系列の分散の程度」と言う極めて常識的なものとならざるを得ない。「平均」「散布度」として何を用いるか、すなわちいかなる計算方法を探るかと言うことは個々の場合に応じて決定され判断さるべきものであろう。

「集中度」についても事情は同様である。その一般的な定義となれば「集中の程度」と言う外はないが、本稿においてはもう少し狭く「上位企業に対する経済力（ここでは生産量又は設備能力）の集中の程度」と言う意味で用いている。もちろんその「集中の程度」を測定する方法は種々あり（それ等の吟味が本稿の目的の一つである）各一長一短がある。その際にどの計測方法を選ぶかと言うことは測定の目的、統計資料の有無、計算の難易などと共にその産業の特殊事情が考慮された上で決定されるものと考える。

### 質問二（近畿大学 一井修）

ローレンツ曲線をわれわれは生産函数あるいは極大満足の法則の説明に用いるが、貴下の場合OX線に平行して取る25 50 75を示す平行線（解答者註 $E_1'E_1 \cdot E_2'E_2 \cdot E_3'E_3$ ）と、OY線に平行して取る25 50 75を示す平行線（解答者註 $E_1'E_1 \cdot E_2'E_2 \cdot E_3'E_3$ ）とがそれぞれ底辺において交わることを、生産集中度を説く場合に、さらに詳細にご説明願いたい。

（答）本稿においては $E_1'E_1 \cdot E_2'E_2 \cdot E_3'E_3$ 線とローレンツ曲線との交点を問題にしたのであるが、 $E_1'E_1 \cdot E_2'E_2 \cdot E_3'E_3$ より垂線（OYの平行線）を下してローレンツ曲線との交点を採つても結局は同じことを示しているのである。ただ、前者は全生産高の $\frac{1}{4} \cdot \frac{2}{4}$ 。

$\frac{3}{4}$ を全体の何%の企業が占めるかを示し、後者は全企業数の $\frac{1}{4} \cdot \frac{2}{4} \cdot \frac{3}{4}$ が総生産高の何%を占めているかを示すのである。従つて前者ではその値が小さいほど集中度は大であつたが、後者ではその値が大きいほど集中度は大となる。

No. 1-1 会社別綿糸生産高及び設備能力 一1— (単位千分比)

昭和7年生産				昭和9年生産				昭和12年生産			
会社名	集	累	社	会社名	集	累	社	会社名	集	累	社
東洋	183	183	17	東洋	178	178	17	東洋	154	154	14
大日本	97	280	33	大日本	104	282	33	大日本	100	254	28
鐘淵	87	367	50	鐘淵	79	361	50	鐘淵	85	339	42
富士	43	410	67	富士	45	406	67	富士	50	389	56
倉敷	42	452	83	倉敷	40	446	83	倉敷	39	428	71
福島	42	494	100	福島	39	485	100	福島	37	465	85
岸和田	36	530	117	岸和田	32	517	117	岸和田	33	498	99
日新	34	564	134	日新	32	549	134	日新	32	530	113
日出	30	594	149	日出	29	578	149	日出	31	561	127
天満	22	616	166	天満	27	605	166	天満	27	588	142
内海	22	639	183	内海	24	629	183	内海	26	614	156
和歌山	21	660	200	和歌山	23	652	200	和歌山	26	640	170
錦華	21	681	216	錦華	18	670	216	錦華	18	658	184
豊田	19	700	233	豊田	17	687	233	豊田	18	676	198
長崎	18	718	249	長崎	16	703	249	長崎	17	693	213

No. 1-2 会社別綿糸生産高及び設備能力 —2— (単位千分比)

昭和12年6月末設備				昭和13年生産				昭和14年生産			
会社名	集	累	社	会社名	集	累	社	会社名	集	累	社
東洋	135	135	14	東洋	152	152	14	東洋	179	179	13
鐘淵	93	228	28	大日本	97	249	28	大日本	99	278	26
大日本	89	317	42	鐘淵	85	334	42	鐘淵	91	369	39
富士	56	373	56	倉敷	52	386	56	倉敷	54	423	52
日清	44	417	71	富士	38	424	69	日清	44	467	65
倉敷	44	461	85	日清	38	462	83	富士	38	505	78
吳羽	41	502	99	福島	37	499	97	福島	34	539	91
錦華	41	543	113	吳羽	34	533	111	錦華	27	566	104
福島	31	574	127	天満	29	562	124	天満	25	591	117
岸和田	22	601	142	錦華	29	591	137	岸和田	24	615	130
天満	26	627	156	岸和田	26	617	151	日出	23	638	143
愛知	20	647	170	日出	25	642	165	服部	22	660	156
日出	20	667	184	近江	21	663	179	近江	19	679	169
明正	16	683	198	内海	21	684	193	和歌山	18	697	182
服部	16	699	213	和歌山	19	703	206	内海	16	713	195
昭和23年生産				昭和24年生産				昭和24年6月末設備			
東洋	146	146	53	東洋	144	144	33	東洋	132	132	33
大日本	124	270	105	大日本	127	271	67	大日本	128	260	66
大建	114	384	157	大建	114	385	100	大建	117	377	100
敷島	109	493	210	敷島	100	485	134	敷島	92	469	133
富士	99	592	263	富士	87	572	167	富士	90	559	166
倉敷	94	686	315	倉敷	81	653	200	倉敷	82	641	200
大和	81	767	367	鐘淵	80	733	233	鐘淵	81	723	233
鐘淵	80	847	420	日清	78	811	267	日清	79	801	266
日清	76	923	473	大和	77	888	300	大和	79	880	300
日東	60	983	525	日東	50	938	333	日東	50	930	333
興和	8	991	577	興和	16	954	366	興和	13	943	366
トヨダ	5	996	630	帝産	8	962	399	トヨダ	9	952	400
帝産	3	999	682	トヨダ	7	969	432	帝産	8	960	433
旭川	1	1,000	735	近藤	4	973	465				
龍田	0	1,000	788	都築	2	975	498				

[註] 会社数の推移

昭和	7	9	12	13	14	23	24	25	26	27	28
6月末	62	59	71	73	77	14	30	34	59	108	126
12月末	62	62	71	73	77	19	33	43	79	118	129

## 報告 III

## No. 1-3 会社別綿糸生産高及び設備 —3—

(単位千分比)

昭和25年生産				昭和26年生産				昭和26年12月末設備			
会社名	集	累	社	会社名	集	累	社	会社名	集	累	社
東洋	133	133	23	東洋	112	112	13	東洋	96	96	13
大日本	119	252	46	大日本	102	214	26	鐘淵	95	191	26
吳羽	99	351	69	鐘淵	91	305	39	大日本	93	284	39
鐘淵	90	441	92	吳羽	90	395	52	吳羽	77	361	52
敷島	89	530	116	大和	86	481	64	日清島	73	434	64
大和	84	614	139	敷島	78	559	77	敷島	68	502	77
倉敷	82	696	162	倉敷	75	634	90	倉敷	65	567	90
富士	74	770	185	日清	65	699	103	富士	64	631	102
日清	72	842	208	富士	64	763	115	富士	61	692	115
日東	45	887	232	日東	39	802	127	日東	38	730	127
興和	16	903	255	興和	21	823	140	興和	27	757	140
民成	13	916	278	民成	15	838	153	民成	26	783	153
帝産	10	926	301	都築	12	850	166	近江	19	802	165
都築	6	932	324	愛知	11	861	179	都築	18	820	179
近藤	5	937	348	帝産	8	869	192	愛知	13	833	192

昭和27年生産				昭和28年生産				昭和28年6月末設備			
会社名	集	累	社	会社名	集	累	社	会社名	集	累	社
大日本	80	80	8	東洋	72	72	8	東洋	82	82	8
東洋	77	157	17	大日本	68	140	16	大日本	80	162	16
鐘淵	75	232	25	鐘淵	68	208	24	鐘淵	76	238	24
吳羽	71	303	34	吳羽	63	271	32	吳羽	75	313	32
敷島	64	367	43	敷島	54	325	39	日清島	70	383	39
大和	63	430	51	日清	53	378	47	敷島	58	441	47
日清	60	490	60	大和	50	428	54	大和	58	499	55
倉敷	53	543	68	倉敷	47	475	62	倉敷	56	555	63
富士	45	588	76	富士	41	516	70	富士	52	607	71
日東	34	622	85	近江	40	556	78	近江	36	643	78
近江	32	654	93	日東	31	587	86	日東	33	676	86
興和	23	677	102	都築	28	615	94	興和	27	703	94
都築	23	700	110	興和	23	638	102	都築	24	727	102
愛知	18	718	119	愛知	19	657	110	民成	17	744	110
民成	17	735	128	民成	17	674	117	愛知	17	761	118

[註] 「集」=集中度(総生産高に対する各社の比率)、「累」=累積集中度(同左累積数)、「社」=累積会社数構成比(総社数に対する比率の累計)  
資料; 日本紡績協会「綿糸事情参考書」各年より作成.

No.2 各社別人網生産高及び設備能力

(単位千分比)

昭和13年						
生産				設備		
会社名	集	累	社	会社名	集	累
旭ペン	139	139	50	旭ペン	122	122
帝人	119	258	100	帝人	115	237
東洋レ	110	368	150	倉敷網	112	349
倉敷網	98	466	200	東洋レ	96	445
日本レ	81	547	250	日本レ	76	521
昭和レ	67	614	300	昭和人	64	585
呉羽紡	52	666	350	二帝人	41	626
東京人	39	705	400	東京人	41	667
二帝人	39	744	450	東洋紡	40	707
福島人	36	780	500	福島人	38	745

昭和26年						
会社名	集	累	社	会社名	集	累
帝人	264	264	125	旭化成	296	296
旭化成	232	496	250	帝人	268	564
東洋レ	220	716	375	東洋レ	192	756
倉敷レ	140	856	500	倉敷レ	117	873
東洋紡	79	935	625	東洋紡	66	939
日本レ	65	1,000	750	日本レ	56	995
日セル	0	1,000	875	日セル	5	1,000

昭和28年						
会社名	集	累	社	会社名	集	累
帝人	268	268	125	旭化成	301	301
旭化成	215	483	250	帝人	232	533
東洋レ	208	691	375	東洋レ	178	711
倉敷レ	123	814	500	倉敷レ	121	832
東洋紡	103	917	625	東洋紡	91	923
日本レ	81	998	750	日本レ	74	997
日セル	2	1,000	875	日セル	3	1,000

昭和25年生産			
会社名	集	累	社
帝人	252	252	125
旭化成	244	496	250
東洋レ	212	708	375
倉敷レ	143	851	500
東洋紡	92	943	625
日本レ	57	1,000	750
日セル	0	1,000	875

昭和27年生産			
会社名	集	累	社
帝人	270	270	125
旭化成	227	497	250
東洋レ	206	703	375
倉敷レ	135	838	500
東洋紡	90	928	625
日本レ	71	999	750
日セル	1	1,000	875

昭和29年1～6月生産			
会社名	集	累	社
帝人	268	268	125
旭化成	224	492	250
東洋レ	197	689	375
倉敷レ	118	807	500
東洋紡	105	912	625
日本レ	86	998	750
日セル	2	1,000	875

昭和29年7月末設備			
会社名	集	累	社
旭化成	306	306	111
帝人	244	550	222
東洋レ	182	732	333
倉敷レ	107	839	444
東洋紡	83	922	555
日本レ	76	998	666
日セル	2	1,000	777

報 告 III

No.3 各社別スフ綿生産高及び設備能力

(単位千分比)

昭和13年							
生 产				设 备			
会社名	集	累	社	会社名	集	累	社
東洋紡	93	93	31	東洋紡	68	68	31
日東紡	88	181	62	日東紡	66	134	62
新興人絹	67	248	93	新興人絹	64	198	93
鐘 紡	61	309	124	太陽レ	60	258	124
東洋レ	50	359	155	鐘 紡	57	315	155
倉敷レ	46	405	186	帝 人	56	371	186
大日本紡	42	447	217	倉敷レ	49	420	217
太陽レ	41	488	249	日本レ	47	467	249
帝 人	41	529	280	東洋レ	42	509	280
旭ベン	40	569	311	福島人絹	41	550	311
日本レ	40	609	342	東邦人造 せんい	38	588	342
東邦人織	34	643	373	東洋絹織	37	625	373
第二帝人	31	674	404	東京人絹	35	660	404
錦華人絹	30	704	435	昭和人絹	34	694	435
昭和人絹	28	732	466	錦華人絹	32	726	466
紡機製造	26	758	497	明正レ	29	755	497
昭和26年							
三菱レ	152	152	72	三菱レ	166	166	72
東邦レ	119	271	143	東洋紡	114	280	143
東洋レ	111	382	215	鐘 紡	103	383	215
倉敷レ	92	474	286	東邦レ	103	486	286
東洋紡	92	566	358	帝 人	89	575	358
鐘 紡	89	655	429	東洋レ	80	655	429
大日本紡	77	732	500	日東紡	64	719	500
帝 人	75	807	572	倉敷レ	63	782	572
日東紡	69	876	644	大日本紡	59	841	644
興国人絹	65	941	715	富士紡	57	898	715
昭和28年							
三菱レ	123	123	67	三菱レ	158	158	67
東邦レ	114	235	134	東邦レ	113	271	134
鐘 紡	100	335	200	東洋紡	112	383	200
東洋紡	94	429	266	鐘 紡	96	479	266
東洋レ	92	521	333	東洋レ	73	552	233
帝 人	73	594	400	帝 人	72	624	400
倉敷レ	72	666	466	興国人絹	68	692	466
興国人絹	72	738	533	倉敷レ	65	757	533
大日本紡	56	794	600	富士紡	60	817	600
日東紡	56	850	666	日東紡	49	866	666

昭和25年生産			
会社名	集	累	社
三菱レ	152	152	77
東邦レ	126	278	154
東洋レ	118	396	231
東洋紡	93	489	308
大日本紡	89	578	385
倉敷レ	80	658	462
日本紡	75	733	539
帝 人	73	806	616
鐘 紡	67	873	693
興国人絹	67	940	770
昭和27年生産			
三菱レ	134	134	67
東邦レ	108	242	134
東洋レ	92	334	200
鐘 紡	91	425	266
東洋紡	89	514	333
倉敷レ	82	596	400
帝 人	78	674	466
興国人絹	68	742	533
大日本紡	66	808	600
日東紡	62	870	666
昭和29年1~6月生産			
東邦レ	122	122	67
三菱レ	114	236	134
東洋紡	101	337	200
東洋レ	98	435	266
鐘 紡	95	530	333
興国人絹	83	613	400
帝 人	71	684	466
倉敷レ	65	749	533
大和紡	56	805	600
日東紡	51	856	666
昭和29年7月末設備			
三菱レ	144	144	67
東邦レ	135	279	134
東洋紡	102	381	200
鐘 紡	87	468	266
東洋レ	86	554	333
帝 人	77	631	400

## 生糸価格安定法の基本問題

八坂築紫

（東京農工大）

### 二 生糸価格安定法

生糸価格安定政策実行手段として、まず生糸の最高および最低価格を維持し、この二つの帶の内では自由な価格変動が容認されている。元来、最高最低価格は計画価格であり、予想価格である。主觀的なものであつて、客觀的価格すなわち売買が行われた事実上の値段とは異なる。生糸価格安定法施行令には、最低価格は生産費を基準とし経済事情を考慮してこれを定めるとあり、また最高価格も生産費を基準とし、物価参酌値及び経済事情を考慮して定めるとあつて、生産費主義を採っているが、その生産費といふのは平均的繭生産費に平均的生糸加工販売費を加えたものであつて、計算的・抽象的数値である。ここに云う生産費主義とは古典派の生産費主義とは異なり、価格の歴史性・相互関連性を理由とするものと解せられる。

### 三 原料繭の評価法

短期的考察においては需要が決定的である。すなわち供給数量に応ずる需要価格が価格の高さを定める。長期的考察においては生産費が決定的である。原則的には繭も生糸も競争価格である。

繭価格の形成には、従来、生糸価格から生糸加工販売費を控除した残額が基準となり、繭の生産費は関係がなかつた。繭取引状況を見るに、養蚕業者は農協による共同販売を行わんとし、製糸業者もまた生産團体と直結せんとし、繭は共同販売により処理されている。養蚕農協連合会は製糸業者と團体協約を結び、これに基づいて単位農協と製糸業者が個別的に売買契約を締結するのである。農協連は買取販売や共同計算制を採らず、團体協約による繭価協定のみを担当している。

ここでの問題は、原料繭の評価は繭の生産費によるべきか、または製糸業の實際購入価格によるべきかということである。そのためには、まず生糸価格安定法の目的及びこれに基づいて行われる生産費計算の目的を確かめねばならない。安定法は二つの目的

をもつてゐると思われる。第一は生糸価格安定のため、生糸の標準価格を推定すること、第二は農産物たる繭の価格を安定することである。

第一の生糸の原価計算においては、原料については原則として再調達価格で評価し、加工販売費については取得価格によつている。このような木に竹を継いだような評価法は改めて、原料もまた実際購入価格による方がすつきりするし、また計算の確実性の点から適当である。今の繭生産費は推定価格である。これに比すれば標準掛目は協定が成立した瞬間の価格は相互に受け入れ得る評価であるという意味でかなりの客觀性をもつてゐる。しかしこれも未実現の評価であるから事実によつて検証することはできない。次に繭価支持の為の繭生産費計算の場合には農業の特性上再調達価格によることが多いと思われる。

協同組合製糸は養蚕家より託された繭に加工し、その純収益は全部養蚕家に還元する建前であつた。ところが近頃は農家には平均繭価に相当する額だけを支払い、残余は社内留保とし設備の改良を計るもののが増加してきた。

原料につきその供給者の評価を重視すべきか、加工業者の評価を重視すべきかは、工業化の段階に即応して変化するというのが歴史の示す所であり、根本的には国民経済全体の立場から判断すべきであろう。

### 質問一（二橋大山中篤太郎）

(一) 安定法での価格の見方と養蚕農家の見方が一つの農林行政の中では矛盾なくあり得るものであるか。

その場合、価格の決定は産業の構造の発展と結びつけて歴史的に考えるべきだとする立場と右の疑問とはどう一致するものであるか。

(二) 繭の取引に農家は集団としての販売が認められているのに、製糸業の方はこれを認められていないのは、売手には独占、買手には競争を強制するものであるとの意見があるといふ。どのような立場によるものであるか。又それについてはどのように考えるか。

（一）農村の過剰人口・農業の零細性・資源の量的稀少等による我国産業の構造の矛盾は戦後の今日もなお存続する。蚕糸業の規模は戦前より縮少しているが、養蚕業に比し製糸業は著しく企業集中を遂げた。設備三百台以上の大企業は二七社で全体の五八・五%に達する生産設備をもつており、その生糸生産高は六〇・六五%を算すると云われている。まだ多くの中小企業を擁しているけれども、昔とはよほど面目を異にしている。しかし概して資本の蓄積は低度であり、その合理化も不均衡である。近年の過剰投資に見られるように、形式的に膨脹したのみの觀がある。蚕糸業内部にあっても、養蚕業は製糸業その他に比べ成長率も遅く、生産性も停滞的である。このように工業化の程度が異なり、また生産性も相違し、複雑な動きをしている。

原価は生産単位の生産費である。これは既に生産性の概念である。と云うのは、生産性は充用された諸手段の単位当たり生産高であるからである。原価は費用と生産物とを対比したもので

ある。かくて、産業構造・經營構造は生産性及び原価に反映する。従つて、上述の蚕糸業の構造上の矛盾は蚕糸生産費計算法の分裂・不統一に反映し、確定な生産費計算を困難ならしめている。また、同じく製糸業と云つても、中小製糸業では損益計算の段階にとどまるものが多いのに比べ、大製糸では原価計算制度の確立が見られる。

製糸業では能率給の行われる範囲が広いから生産性と賃銀構造とは対応する。他方、原料繭代は從来繭生産費によつては決せられなかつた。繭生産費の内容は大部分が自家労働費である。

従来、生糸価格がまず定まり、これから生糸加工販売費を控除した残額が繭価格の基準となつた。そしてアメリカの需要者・日本の製糸工業家・金融業者・養蚕団体・養蚕農家の相互の勢力関係によつてその価格形成が説明された。

蚕糸業の活路として合理化が行われて來たが、その第一段階は人員整理と設備の近代化であつた。過剰労力の存在と低賃銀は、失業対策の貧困と相まつて人員整理を制約し、また原料不足は設備の近代化の速度をにぶらしがちである。第二の段階として組織の合理化及び經營管理の合理化、特に原価計算・原価管理の拡充が要請されつゝある。自動織糸機の実用化により、製糸業は今や産業革命時代に入った。要するに、産業構造は合理化・生産性を通じて価格に反映するものと思われる。

(二) 弱小農家と商的駆引に長じた製糸業者との直接折衝が支配的な場合なら、独占禁止法を強行することの方が公正取引の趣旨に合致するが、現在養蚕農家は単位農協に属し、更にその上

級団体として養蚕農協連合会がある。この連合会が製糸業者と団体協約を結ぶのであるが、原料不足のため、養蚕団体は強くなつてゐる。他方、製糸業は業態別に利害必ずしも一致せず、製糸業者にはまだ弱小な中小工業がかなり存在するのである。最近、独禁法緩和のための立法措置が採られた。すなわち蚕糸業法の一部改正により、不当に繭価を引下げるのではないならば、製糸業者の共同行為が認められることとなつた。

農協連は製糸業者と団体協約を締結するのであるから、組合員の生産する繭の標準値段は一本に定めるのが便利である。言値が一本となれば、自然製糸側の附値も一本となる。農協連としても個々の製糸業者と交渉する煩を避けるため、製糸業者の共同行為を認めたのであろう。

### 質問二（東洋紡經濟研究所 坂口元三）

生糸綱製品の価格彈力性は現在依然として大きいように見受けられ、又、それだけ安定操業の立場から価格安定法の意味もあると思われるが、一方人造纖維との相対価格の代替彈力性が非常に大きいので、やはりそうした点も価格決定に考慮が払われねばならぬと思われるがどうか。

答 生糸需要の価格彈力性、他纖維との相対価格の代替彈力性の計測については、価格決定に用いるほど正確なものはできていないのである。現行の物価參酌値は生糸価格指數・主要纖維価格指數及び物価指數の関係から算出したもので、他纖維の価格と均衡を得た生糸価格を得るために、多元相關関係と回帰方程式とを應用して計算したものである。

# わが貿易振興政策としての自由港区制

伊坂市助

（關東學院大）

## 一 自由港区制とその現状

自由港区制 (Freihafengebiet; free-port area) は、商港の一部を画して、その内部を関税不適用地域とし、自由に内外船舶の入出港、貨物の保蔵、改装・手入れ、ないしその加工・製造を許し、その間に一切の税関手続や輸入税の支払・供託を要さない制度であつて、とくに歐洲でもハムブルグやコペンハーゲンなどにおいて好成績を収めている。この制度に類似するものにはなお、自由港市（以上の特権のほかにその地域内に市民の居住をも認めるもの、香港・シンガポールなど）・自由地帶（自由港区制の場合よりも特権を縮減して製造・加工を認めないもの、ブレーメン、ニューヨークなどに例を見るが、アメリカでは貿易については「自由」は禁句で、「外国貿易地帯」と呼称している）の二制度があるが、ここに提案されるのは前記の自由港区制であり、明別を要する。元来、近代国家の生成過程においては、その国家

統一の方法の一つとして、各国とも政府は関税制度の把握を重視しきたつたのであるが、後進貿易国が逆に一九世紀後半以降、その貿易促進政策として、しきりに自由港区制その他の例外的措置を採りだした。そして、現在においても、敗戦後の西独ハムブルグ港がまさに驚異に値する恢復を示しているが、それが、この自由港区制を裏づけとしているところに、大きな示唆を感じざるを得ないのである。

日本にあっても、すでに三十余年前よりそれに対する研究と提議とが繰返され、ことに横浜港のごときは、（故）左右田喜一郎博士のような不出世の識見家が、長年月の滞独学究生活において実地調査研究されたところを移して、同港に自由港区制の施行を実現せしめんと大いにつとめられた。最近でもわが主要港各当局者によつて、朝鮮動乱直前に熱心な建議が政府へなされたり、学会でも柴田銀次郎博士（神戸大学）をはじめ不斷の研究が進められている。

## 二 貿易振興政策としての必要性

しかば、自由港区制の採用によつて、わが国の貿易がどのような好条件を附加するにいたるのであらうか？ もちろん、第一に、商港の港内で輸入原料に何らの関税を支払うこともなく、また戻し税のような煩わしい手続もなくして加工・製造し、その生産品を直ちにそこから輸出できるのであるから、海外市場における熾烈な国際価格競争に参加するわが輸出商品にとつては、極めて有利な条件を附加するにいたることは論をまたない。また、第

二に、税関手続の省略により、商船自体の寄港誘致、港内製の輸出商品の商機確握など派生的な利益も決して少いものではない。

ことに日本の今後の貿易については、『アジア経済開発計画』をはじめ、その他の諸後進国市場での激しい国際競争、市場構成の変化による輸出商品そのものに生ずる変動などを十二分に折込んで、しかも国内産業構造との調和・関連を失うことなく計画・考慮されなければならない重大な時期に到達しているように思われる。そして、自由港区制はこうした際の切り札としてまさに有力なものとなるう。

### 三 実施上の要点

かくして、私どもは本邦に自由港区制の実現を期待するものであるが、その実施に際しては、(1)国内既設産業との摩擦を極小にするよう配慮し、(2)本制度施行の地区に誘致すべき新設輸出品製造工場は雇用量が可及的に大きく、かつ、利潤率の高いものを選定することが要点となる。単なる仲介貿易の振興などを目標とする程度のものであつては効果は薄きに失する。

わけても、わが国的主要港はいずれも相当な規模の『埋立築港計画』を有しているから、その計画にからみ合せて自由港区制を採るならば、如上の要点に関する実施上の注意は充分に折込むことが可能であるし、また築港計画 자체も快調に促進されるに相違ない。日本の将来が、いよいよ海商立国を目指す必要に迫られている時に、貿易・産業・海運・商港の間を一貫した総合政策としての自由港区制は、はなはだ有効な切り札であることを提唱す

る次第である。

### 質問一 (岐阜大学 小出保治)

自由港区制を採用した場合に、既設の臨海工業の整備問題との間の調整はどうなるであろうか？

答 それは、本制実施上の極めて重要な点に関するご質問であると考へる。前述の報告中にも申し述べたように、国内の既設産業との間のフリーターンは極小にとどめるように、施行地区内誘致工場を選定することが大切な要領となるものである。私にはどうしても、今後の日本の貿易が、地域的に海外市場そのものも、また多くはそれに附隨して需要商品についても、重大な変化が現われて来るよう予想され得ない。したがつて必ずや前記のようなフリーターン無しに、新しく開設さるべき自由港区内の新設工業が伸展しうる可能性ありと考へている。例をもつて申し述べるならば（それは本当に一応の例としてあつて、実施に当つてはもちろんそれぞの港都の実情に即して選定すべきことであり、たとえば、横浜港の場合ならば、大造船所の港都中心地区からの移転にからみ合せて考へられるような特殊事情すらあるのであって、画一的には言えないことであるのだが）、『アジア経済開発計画』と睨み合せてみるだけでも、独立した旧植民地諸国的新興建国工作には、新聞紙その他洋紙の消費や、建設資材としての器械類、電機・動力機・洋灰・ガラス・石油精製品・酒精・合板・各種化纖・化学薬品類・化学肥料、等々さまざまな需要商品を思ひうかべることができ、また現にこれらの商品には相当な需要をみせ始めている。

そこで、そのうちで、輸入の大量 (bulky) な原料品から製造加工するものとして、輸入木材ないしバルブにまつべき製紙工業や合板加工業、原塩・硅砂を主原料とするガラス工業、南洋の糖蜜や中共東北地区の高粱によることが歩留り上有利とする酒精工業、その他石油加工業などのときは、その多くが新規追加の規模の中から雇用量の大にして、附加利潤率の高い業種を選んで自由港区に誘致することはさほど難事としないであろう。ことに最近の地価昇騰率が、築港計画当局者の側にあっても当然その実現に熱意を傾けざるをえないところとなる。敗戦後の西独ハムブルグの工業と貿易のすばしい恢復・発展は何を示唆しているのか？ それは、同港が、今ではすでに北欧諸国に対する仲経貿易港的性格により繁栄をしているものでない実情を、立派に証明しているのである。

そこで、こ質問の既設の臨海工業との調整は確かに留意すべき重大問題であり、摩擦や二重投資の回避を念入りに注意するとともに、もし自由港区内外に誘致した新規工場にして既設臨海工業（いな、必ずしも臨海工業ばかりではなく一般に国内既設工場）と競争的立場に立つものが生じる際には、もちろん保税措置を同一条件においてそれ既設のものに附与して調整すべきである。例えば、横浜港の場合、市内中心地区にある大造船所を将来の都市繁栄のために仮に新想定の自由港区地域に移すとすれば、国内のあらゆる造船所の輸出造船の場合に均霑せしむ

べきであり、そうすることによつて、一九五五年に実現した末曾有の本邦輸出造船ブーム（西独・スウェーデンその他を凌駕して、イギリスにつぐ世界第二位の受注ならびに建造量を確握した）のときは、さらに将来へそれを延長・持続して行くことが可能となるに相違ない。

## 戦後における日本貿易の特質

——貿易政策の本質理解のために——

柴田政利

（明治大学）

周知のように、戦前の日本貿易は、日本資本主義の構造的矛盾を反映して、従属性と侵略性との二面性があつて、それは特殊の構造をもつていた。すなわち、軍事産業を中心とした独占資本のための原料輸入と、低賃銀・労働強化などによる飢餓輸出を特徴とする、いわゆる三つの環節によつてそれは構成せられていた。そしてその脆弱性と侵略性とは、解決の途を戦争に求めて敗戦を招來し、日本資本主義そのものの崩壊をもたらした。

戦後の民主化政策の真の目標は、日本資本主義の米国独占資本への従属化にあつたが、このことが、爾後の日本資本主義の進展を規制したのである。眞の民主化への道ではなく、資本主義的進路が強制せられ、従属性の日本資本主義の再編成が開始せられた。日本資本主義のもつ構造的矛盾はなんら解決されることなく、

古い基盤の上に従属的再編成がおこなわれることになった。このことは、日本資本主義の構造的矛盾と、従つて日本貿易の危機とをいよいよ強めることになった。しかも、帝国主義国家であるためにもつた自主的環節を喪失し、従属的環節をのみ残された日本貿易は、本質的に従属性の依存構造をもつものといい得る。もちろん侵略性を全面的に放棄したものではないけれども。

もともと貿易は、支配と従属との紐帶をなすものであるが、とくに戦後の日本資本主義のように全面的に米国独占資本に従属する事態においては、貿易もまた、完全に支配され、支配国への従属機構に化してしまうのである。米国独占資本は、日本の貿易機構を掌握することによつて、間接的に日本資本主義を支配し、最大限利潤の獲得を保証することができる。被支配国の名目的独立を許容することは、支配国の大限利潤獲得へのなんらの障礙とならないのみか、かえつてそれによつて有利ですらある。

しかし、従属化・買弁化することによつて生存を意図した日本独占資本も、収奪されながらも、自らの最大限利潤を獲得しなければならず、このことは、収奪をいよいよ狂暴化し、矛盾をますます拡大せざるを得ない。この矛盾は、最も敏感に貿易に反映し、貿易の危機は常態とすらなる。二八年の国際收支の悪化もまた、累積せられた日本資本主義の危機のあらわれである。貿易の危機は、このように資本主義それ自身の危機の具体的あらわれであるが、ここでは、主として日本貿易は米国独占資本の対日支配なしの収奪機構としてどのようなものであつたかを概観し、その中につけて、日本独占資本はいかに対処しました自らの最大限利潤

を獲得したかを考えたい。

二

二四年以前の日本貿易は、完全に政治的指令によつて管理せられたことは周知の事実である。この管理政策のために採用された方式が政府間貿易であつた。米国独占資本は、一連の指令によつて、日本の貿易機構の一切を掌握した。例えば、外貨の管理・為替銀行の廃止・商社の解体・総括的には貿易の禁止は、日本資本主義の対外競争力の一切を奪うものであつた。まずここに、従属化政策の第一の地均しは完成した。

日本の貿易は、緊急食糧の懇請輸入という従属形態で始められた。「」付の民主化政策ではあつたけれども、それは民主勢力の予想外の伸長を來し、日本独占資本の権力の動搖をもたらした。米国独占資本は、自己の過剰商品の市場開拓を兼ねて、援助といつて取りあげながら、米国独占資本は、懇請に対する許可という恩恵としての貿易を認めた。しかし、ドル価格や品質・品目などの決定権は、一切米国独占資本の掌中にあつて、それは全く一方的な交易に過ぎなかつた。かくて、米国独占資本の意図に従つた貿易とこれに即応した産業構成とが、日本資本主義再編成の第一歩であつた。

三

織維工業の再建も例外ではない。日本の低賃銀労働による米国の過剰棉花の加工、および東南アジア諸地域—英國市場への侵入への輸出による米国援助資金の回収が、織維工業再建における米国独占資本の意図である。従つて、衣料配給制度の下で衣料不足に悩む大衆の存在する反面、貿易不振による莫大な量の滞貨に悩むという奇現象をすら生じた。このように収奪されながら、日本独占資本は、国家資金を全面的に利用し、大衆を収奪することを忘れなかつた。

貿易資金特別会計制度は、巨額の輸出入補給金—約三、四〇〇億円—を提供したし、輸出入にともなう貿易金融の役割をも果した。貿易庁は、高い価値で買上げ低い価値で払下げるることによつて、約一億ドルの外貨を消費して債務は大衆に転嫁された。貿易手形の優遇は、内国金融を容易にして、資本の自己負担を軽減した。独占資本はこのようにして資本蓄積を強行したが、日本資本主義は、米国独占資本の債務奴隸と化した。日本独占資本は、米国独占資本による収奪を大衆へ転嫁してしまつた。

名目的独立の機が近づくにつれて、貿易を通ずる実質的支配はかえつて強化された。それは、見返資金制度と单一為替レートとローガン構想を中心とする貿易第一主義との三位一体の構造である。援助の効率化の美名のもとに創設された見返資金制度は財政の支配—経済中枢の掌握—を目的とし、单一為替レートはドル為替制度の強制によるドルへの緊縛の強化のためのものであり、貿易第一主義は低賃銀の合法化—飢餓輸出—を意味する。名目的独立すらが、貿易を通ずる日本資本主義の米国独占資本への従属の

深化をまつてはじめて許された。

しかし日本独占資本はまた、従属・買弁への代償として、三、〇四二億円の巨額にのぼる見返資金を手に入れた。これは大衆の租税によつて償還されなければならないが。

この方策は、補給金・復金融資・インフレ政策などが、米日独占資本の最大限利潤獲得の障礙となつた事態を、外資によつて一応整理し、爾後の収奪を強めるためのものである。すなわち、經濟軍事化への途は逐次整えられた。復金と傾斜生産方式は石炭・鐵鋼両産業の再建を意図したが、見返資金は、國家債務の整理による銀行の強化と電源開発や海運などの基幹軍事産業の強化を意図とした。

この過程において、いわゆる輕工業産業がその借入総額の六〇・九〇%を十一銀行に、また重化学工業がその借入総額の三〇・六〇%を国家資金に求めている現実は、国家独占資本主義がいかに深まつていったかを示すいい例である。

特需は、日本經濟の軍事化への一転換点であるが、ドッジ政策それ自身すでに、周知のように日本資本主義再編成の一応の仕上げであり、經濟軍事化への過渡期の政策であつた。朝鮮戦争による特需は、戦争こそ最大限利潤獲得の最も確実な途であることを示し、經濟軍事化のカーブは急昇した。日本資本主義の宿命としての經濟軍事化は、米国独占資本の至上命令として再現した。日本独占資本は、傭兵的再軍備を強行することによつて、危機から脱出を企てた。しかしこの途も、従属下においては矛盾を拡大し、従属を深めるのみであった。それは、中共貿易の禁止を代償

とし、平和産業の崩壊と平和勢力の撫頭を招來し、常に危機を内包拡大した。日本資本主義の構造的矛盾と貿易の危機は深まるのみであった。

特需ブームは瞬時の夢と化し、日米經濟協力—軍事加工貿易—があらわれた。日本資本主義は、米国独占資本の東南アジア諸国経済の軍事化政策にしたがつて、その軍事産業の補充者となることによつて危機を脱出しようとした。日本資本主義の役割は、アルミ・鐵鋼両産業に過ぎなかつたが、それすらが、従属的日本資本主義にとって意図通り運ばなかつた。米国独占資本への該地域の反対は予想外に強かつた。日本資本主義の危機は深まるばかりであり、特需の減少はその國際收支の前途をますます危いものにした。

講和条約は、二つの紐で日本資本主義の束縛を強めた。日米行政協定による分担金—安全保障条約—は、共同勘定として運用せられ、見返資金なき後の財政支配の挺子となつた。日米航海通商条約は、互恵と平等とを詠歌しているが、占領中の米国独占資本の既得権を認めることにおいて、占領の事実上の継続を示す以外の何物でもない。

これらは、M・S・A協定において完成される。米国独占資本の世界經濟軍事化の一環にくりいれられた日本資本主義は、その矛盾をますます強めるのである。二八年の貿易危機はそのあらわれであり、いわゆるデフレ政策は、危機脱出のための大衆収奪の強化以外の何物でもない。

貿易は以上みるよう、資本主義の現実に規定されているが、特に戦後の日本貿易は、米国独占資本の対日支配の一大機構と化し、本質的には日本資本主義の構造的矛盾に規定されながら、また日本資本主義の矛盾を鋭くするものである。従つて、どのような貿易政策がとられるにしても、それは対症療法としての限界を常にもつものである。根本的な貿易危機打開策は、日本資本主義の真の民主化と、米国独占資本への従属からの自立以外にないとを忘れてはならない。

附記。紙数の関係で統計資料・註・詳細を省略したため、理解に困難な点を生じ、また平板な記述になつたがご諒解を乞いたい。

質問一（伊藤忠商事 菅原藤也）

(一) G·H·Q指示、政府管理の戦後貿易が、国内独占資本を育成したという実証的論拠を知りたい。

(二) 今日の段階では政府管理貿易の残滓が、外貨割当制となつており、過大設備への過剰投資を助長し、企業濫立・競争過多となつてゐるのではないか？

(三) 現今地主は政治上社会上、いかなる発言権ありや？ 現今の山林地主の地位は戦前の農地地主のそれに比すべくもないと思うがどうか？

(四) 高度の民主化とは何か？

(五) 高度民主化が高米価・高賃銀を意味するならば、それは経済発展の目標であつて、今日以後のわが国貿易がかかる政策によつて、日本経済の構造的不均衡を解決し得るとは思われない。米国

独占資本の隸属を脱し、天皇制を廃止し、地主を追放しても、入超と失業のディレンマの解決は困難と思うがどうか？

(六) 中共と通商再開しても交易条件の好転を望む見解は甘すぎり、「ドル不足」をどのように解決する所存ですか？

答 (一) 例えれば貿易資金特別会計は、輸出入補給金の源泉になり、また貿易金融の役割も果したが、これは、管理貿易―政府間貿易―においてのみなし得られることではないでしょうか。

(二) ご指摘の点は確かにあるとしても、それは、日本資本主義の従属性的一面であつて、一〇〇%日本独占資本の意図通り運ばないことが、管理貿易の独占資本に対する役割を抹消するものではないし、今日では日本独占資本といえども、米国独占資本と対等の立場にないことが重要ではないでしょうか。また日本独占資本が主導権をもつたとしても、それがそのまま過剰投資・競争を抑制することにはなり得ない。なぜかといえば、資本の本能は、利潤のある処では国民経済全体を考慮しないのではないでしようか。

(三) 農山村における旧地主階級の勢力―これは保守政党の基盤でもあり、天皇制の基盤でもある―を見て頂ければ、ご諒解願えるのではないでしようか。

(四) 真の民主化と申し上げたつもりですが。それは、半封建的社會構造の一掃という一語につき、問題はそこから出発すべきではないでしょうか。

(五) 真の民主化の意味するものは(四)でお答えした通りで、ま

た構造的矛盾と申しあげたのは、單なる産業構造の不均衡の意味と區別した、半封建的社會構造とからみ合つた日本資本主義全体の社會構造を意味するわけで、この根本から入超も失業も考えらるべきではないでしょうか。

（4）ご指摘の通り中共貿易がすべてであるとは思いません。しかし、戦前深い經濟關係にあり、また手近かな打開策である中共との貿易を除外して、ドルへの従属を既定事實とする見解にも賛成致し兼ねます。經濟の軍事化から平和産業への転換は、廣汎な層からの欲求ですが、これはドルへの従属からの離脱を前提とするわけで、この点からドル不足を考えたらいかがでしようか。ドルに従属する限り、ドル不足解決の途はないと思いますが。

## 経済政策における

## 「可能」と「限界」

中 村 金 治

（八束 経 大）

従来の伝統的な政策概念として一般に理解されてきた内容は、その概念装置を（A）政策主体、（B）政策客体、（C）政策環境（＝条件）の三要素をもつて構成するようである。しかしながら、政策についてのこのような把握の仕方は、理論の展開にとり時によつては便宜であり、また一見概念の「純粹性」と「統一性」をもつようみえるが、それはきわめて皮相的かつ形式的な政策理解に陥る危険がある。なぜならば、存在する政策は、現実に実施され、また実施されつたる政策に外ならないのだから、それは与えられた一定の社会関係の下にある政策であつて、政策内容として客観的に盛られうるものは、歴史的条件によって本質的に規定されているからである。この点を更に現実に即して言うならば、資本主義経済において客観的に成立する経済政策とは、資本主義生産様式によつて、その内容と効果を規定された政策以外にはありえず、それは与えられた資本主義生産の発展段階に対応

するものであり、その発展に即してもと具体的に言うならば、いわゆる独占資本主義の段階においては、独占資本主義経済政策のみが本質的に成立する。このことは自明の論理であるが、その把握が曖昧であると、さきの政策概念の道具だけを「十年一日のことくに」墨守する結果となる。

経済政策にかんする、この種の非歴史的にして、またそれゆえに非現実的理解の類型は、すでに数多くある。たとえばラウ（K.H.Rau）、コンラード（J.B.Conrad）、フイリッポヴィツチ（E.V.Philippovich）などは、経済政策の内容を、国家・公共団体・その他の団体による、国民経済の厚生を目指し、またそれらの主体が、国民への財貨調達をより完全なる状態にもたらすべく意図した行為が経済政策であると論ずるのは、正にかかる非歴史的・無内容な政策にかんする見解の代表的なものと言えよう。われわれが経済政策の実体を、歴史的なものとして把えるならば、政策における「可能」の意義は、おのずから明らかになつてくるであろう。すなわち、政策の「可能」とは、大づかみに言つてつぎの三点にしほぶことができるところもあらう。(1)価値判断、(2)政策実施における客観的予測、(3)政策効果。「可能性」が、資本主義経済政策において存在し、成立しうるのであるか。答えは否定である。

(第一)に、政策の価値判断における普遍妥当性の存在しないことは、すでにマックス・ウェバーを俟つまでもなく明らかである。第二に、政策の実施は、資本主義経済を場とするのであるが、

資本主義經濟はそれ自体の運動法則をもつて、歴史的にみれば生長・発展・死滅するものであり、「短期的」にみれば、資本の無政府的盲目競争をとおして変動と動搖とを反覆しているのである。かかるかかる社会における政策は、個別資本の意図とは独立して、それ自体絶えず動搖と改変とを余儀なくされざるをえた。疑うものは、いわゆる「景気政策」なるもの一つを探つてみよ。資本主義經濟政策が景気の変動や恐慌の発生を阻止したであろうか。「可能」なのは、一部の強力なる資本の犠牲や損失を他の劣弱資本および労働に転嫁することだけである。

第三に、經濟政策の「主体」は、形式的には国家やその代行機関であるが、実質的には資本である。そしてそれは現段階においては巨大な獨占資本であるが、これらの資本は現実には個別資本として存在し、「最大限の利潤」を追求しつつある。そして、利潤の分配はいわゆる競争原理をとおして行われるから、諸個別資本には統一した意志は存在しない。すなわち、それらは絶えず分裂する性質をもつ。ゆえに現段階の資本主義經濟政策においては、經濟の調和的発展をもたらすことは不可能である。換言すれば、「發展の不均等」こそがほんとうの資本主義經濟の実態である。經濟政策は「可能」であるか。かかる「可能」は經濟体制が本来的にも客観的法則の限界内においてのみ存在し、そこに可能の「限界」があるのである。

大小・強弱さまざまの經濟政策が実施されたり、こんごとも実施されるであろうことは何よりも疑いないところである。そして与えられた社会において、幾多の經濟政策が実施されることは、

むしろ必然ですらあるといえる。なぜならば、一般的には、資本主義經濟政策の本質はかかる生産關係の維持・存続ということに窮屈の意義をもつからであり、資本主義を前提する限り、それを否定する内容の政策は成立しえないし、特殊的には、獨占巨大資本のインテレストに本質的に対立する政策は実現することはできない。われわれは、上述のごとく資本主義經濟政策の本質的性格を規定し、その「可能」と「限界」を明確に把握することにより、現段階の世界資本主義の經濟政策が、國家獨占資本主義たる特殊規定に基づくものであり、日本のそれが、一方における資本制の後進性と他方における國家獨占資本主義とによって、複合的に規定され、加うるに敗戦後の國際獨占資本への従属という特殊要因をもちつつ、与えられた生産關係の存続のための重要な手段たる役割を演じつつある点を反省しがつ確認すべきである。

### 質問一（一橋大山中篤太郎）

(一) 経済政策学の可能の限界と經濟政策そのものの可能の限界との混同はないでしょうか。

(二) 経済政策の成立づ地盤の「巾」と政策の成立との間にある要固をやはり科学的に究明せねばならぬ——たとえば一種の決定論・運命論にならないために——と思われないのでしょうか。

(三) 報告は、經濟政策（＝資本主義經濟政策、以下同じ）そのものの可能と限界について行つたものであります。ただし、經濟政策概念を超歴史的に把えたり、あるいは政策の可能と限界について無反省な諸学者の見解の誤りは批判しております。

(二) こ指摘の点については、大体同感であります。経済政策の成立つ地盤の「巾」が、日本国民经济（正確には、日本資本主義経済）として存在する事実と、そこに現実に成立する一定の政策との間には、必然的な関係が存在すると考えます。与えられた国の、与えられた時点（という意味は、その当該国における資本主義の発展と、これをめぐる内外の歴史的条件の、その時の状態の下）においては、可能的に撰択しうるいくつかの政策の中から一つの政策が偶然的（無法則的）に出てくるのではなく、それらの客観的条件の下においては、必然的に一定の政策しか本質的には生まれえない。もしも何らかの事情によって誤れる（それらの条件に照らして）政策が実施されるときは、遠からず客観的条件に即した訂正が行われざるをえない。現在、かかる客観的条件を主体的にリードするものが、独占資本のインタレストであることは、申すまでもありません。たとえば最近採りあげられている「生産性増大政策」についても然りです。また山中教授の専門である「中小企業政策」にしても、表面的には中小企業プロパーの問題に見えつつも、基本的には日本資本主義の現段階から出てくるところの現存支配体制の維持政策であり、具体的には独占資本の「利潤」を確保するための、その限界での経済政策に外ならぬことを理解しなければならないとおもいます。一般に言われるような中小企業のための救済政策ではないということです。この点は教授が『経済政策』（一九五三年号）所収——「日本資本主義経済政策形成のための主体的経済構造」——において、中小企業の協同化が親工場

の反対によつてなかなか実現されない事情を指摘されて いるのと、事実認識において一致すると考えられます。  
質問二（一橋大板垣与一）  
社会主義社会における経済政策の可能性をどのように考えられるか。

答 報告は、資本主義経済における経済政策の性格規定について行つたのであるから、ご質疑については、社会主義体制の下では経済政策の性格は質的に変化するであろう、という消極的なお答えしかできません。敢えて附言しますならば、資本主義の特殊性格に基づく政策の「可能性」の限界は、著しく拡大されれるであろうということは言えるとおもいます。それは、私的利潤追求のための経済政策ではなく、生産手段の社会所有を基礎とする計画経済——資本主義的経済計画とは質を異にする——であることの当然の帰結です。生産力と生産関係との敵対的矛盾が本質的には存在しないということは、計画生産（生産手段と消費資料との）を可能ならしめ、資本主義生産を絶えず動搖させる「景気変動」から解放されます。これ一つとつてみても、社会主義体制における経済政策の可能性は質的に前進します。こう考えるのは、現在の社会主義諸国の計画が、部門間のバランスや生産量において、無条件に100パーセント計画通り進んでいるということを意味しません。しかしそれらの国で社会主義化が高度化すればするほど、計画と現実の喰違いはますます狭められます。ご質疑について、すでに報告者たるわたくしの「責任範囲」を超えるまでお答えしたようですが、

一言にしていえば、社会主義体制においては、「経済政策」の「可能性」は資本制のそれとは質的に変化することは明らかだが、それは計画経済の発展と充実という形をとるでしょう。なお、お答えの冒頭において明らかにすべきことがらであったとおもいますが、教授は「社会主義社会」と申される場合、具体的にどのような社会形態と経済発展の内容を考えでしようか。ついでの折お示しねがいたいと存じます。

質問三（關西大寺尾晃洋）

報告者が否定的な面を強調された考え方自体は全然正しいと思いますが、この可能性の問題で重要な点はむしろ積極的な面について、最大限利潤の範囲内と云われた点、つまりスターリン論文以来の上部構造の土台への働きかけの重視という面をもう少し詳しく話されたならばはつきりすると思いますが。

答 ご質疑における「積極的な面」という意味がはつきりしませんが、どういうことでしょうか。それは（一）資本主義経済政策（もちろん現段階の）の中に、国民の経済生活を向上させるところの、何か「国民经济」一般に調和的にプラスするものがある。（二）資本主義経済政策の実施は、窮屈において体制自体の矛盾を深化させる。そのいずれかを強調すべきだという意味でしょうか。もし（一）の意味ならば、私の報告の主旨はそこになりました。また（二）の意味ならば、それを否定的に批判したところであり、かつ質疑者も、その批判を正しいとして認めていたられるようですが。あるいは政策の主体は、資本特に独占資本の外に中小資本や労働団体もありうるし、これらによる「建設的」

政策がありうることを言えという意味でしょうか。最後の意味であるならば、つきの伊東教授へのお答えを参照していただきたい。なお、上部構造の土台への働きかけの重視という点ですが、すでに労働階級が国家権力を掌握したソ同盟と、それ以前の体制における「働きかけ」とは、はつきり区別すべきであつて、私は資本主義体制の下における経済政策を問題にしているのです。

質問四（慶大伊東岱吉）

（一）経済政策の主体を国家、その代行機関などの政策にのみ限つておられるのか。資本家団体・中小企業団体・労働組合などの政策もひろい意味の政策としてよいのか。

（二）貴報告の受けとり方が悪かったのかもしれません（些か決定論的に聞えた）独占資本への抵抗運動の及ぼす影響、資本主義内に形式されてくる解放の条件、これに基づく中小企業団体や労組の「政策」の作用などを認めておられるとは思うが——そうでなければ民族独立、平和経済（建設プラン）などの見透しを閉ざすこととなろう——、この点についてのご説明を願いたい。

答 （一）資本主義経済政策の主体は、ご質疑の資本制国家、その代行機関の外に有力なる資本（国家の政策を左右し、決定するほどに強力な独占大資本）の組織をも、現段階においては含ましめるのが正しいと思います。中小企業団体・労働組合などは右の意味における政策の主体ではなく、むしろその客体であると解釈します。理由は、中小企業は劣弱なる資本（量質共において）の団体で、国家の経済政策を主体的に決定する力た

りえないし、労働組合は、本質的に資本の利益と対立し、資本主義社会では支配される階級の組織ですから。しかし、右のように考へることは、これらの組織や団体が現に大なり小なりの発言力を有し、それはそれなりに国家の政策に働きかけている事実を否定するものではありません。ただその作用力には一定の限界が（固定してゐるわけではないが本質的に言つて）あると考えます。資本主義経済政策は、学問上は歴史的概念として厳密に用うべきで、その範疇に入らぬものは〔対策〕（普通は政策といふことばが用いられようとも）であり、政策との関連においては、飽くまで被作用的、消極性のものと理解します。

(2) 私の報告が、時間不足のため途中で端折らざるをえなかつたために、充分に意を尽さなかつた憾みがあります。私の真意は宿命論や決定論に陥ることではなく、〔存在が意識を決定する」というと、それは決定論だという誤解が一部にあります。いわば否定を否定しての肯定です。ご質疑の趣旨には大体同感であります。前項(1)で申しましたように、現在の資本主義国の経済政策は支配的独占大資本のインタレストが決定しています。これが原則であり大前提であります。これにはご説のことく、独占資本への抵抗運動が、中小企業ならば中小資本の立場から、労組ならば労働者の立場から起りますし、現に起りつゝあるわけです。そこで重要なのは、独占資本主義体制を前提としてのかかる抵抗運動は、無限の果実を獲得しうるのではなく、遅かれ早かれその壁に突当るのだから、その最終的勝利はかかる体制を否定する外には求められないということです。

### 質 問 五 (東洋紡研 坂 口 元)

(1) 政策の可能性の基準の三つは結局二の予測の可能性に還元であります。前項(1)で申しましたように、現在の資本主義国の経済政策は支配的独占大資本のインタレストが決定しています。これが原則であり大前提であります。これにはご説のことく、必然性と可能性をどういう構造関連で考えられているか。

答 (1) 政策の可能性といふのは、予測の可能のみには限らない。政策の価値としての妥当性に限界があること、例えば紡績の操短（帰休制度をふくむ）による製品の価格維持政策をとつてみても、この政策を是とする（正確には操短政策を通産省を動かして成立させる）十(?)大紡にたいして、これを非とする

群小の中小紡、また帰休せしめられる紡績労働者、すすんでは綿製品の消費者とのあいだでは、該政策をめぐつての利害の直接・間接の対立があり、従つてそれにたいする価値判断も異なるのである。だから、操短政策の価値を普遍的とすることは不可能だという点をも理解する必要がある。

経済政策は、資本主義經濟の運動法則の限界において、あることはより正しくはその法則をとおしてのみ実現されるが、このことは政策の「挫折性」・「無力性」を決して意味しない。この法則あるがゆえに、法則に即した政策は「強力性」を發揮し、実施されるのである。資本一般にとつては利潤の存在、独占資本にとつては独占利潤の確保、この「見單純な資本の論理を破つて、いつたい資本主義の経済政策が成りたちうる余地があるのであらうか。この論理が在存すればこそ、経済政策はますます強烈に押進められざるをえないものである。

(=) 経済政策における必然性と可能性というように問題を限定すると、その国(あるいはひろく世界の)資本主義の一一定段階、換言すれば、現在ならば独占資本主義段階においては、資本生産体制の維持を前提として、本質的に言つて支配的独占資本の利益に合致する政策しか成立しないということ、しかもかかる資本の利潤を確保し増大せしめる一定の政策のみが、おそらく早かれ成立せざるをえないという意味において、その政策は必然性をもつ。このばあい両者の包摂する限りにおいて必然性は可能性であり、可能性は必然性である。だから形式論理的に平板化して言えば、「可能性の巾は必然性よりもより広く、いく

つかの可能性の中から一つの必然性(政策)が選択される(された)よう見えるが、それは明らかに誤りである。なぜならば、問題は政策一般ではなくして、与えられた一定段階の資本主義における一定政策である。過去のヨーロッパの政策の歴史においても、商業資本が資本の支配的形態であったときは重商主義政策が成立し、産業資本の制覇した段階の国(イギリス)においては自由貿易政策(地主階級や旧生産者の反対にもかかわらず)がとられたのは、その政策の必然性をあらわす。前掲の例で言えば、中小紡・労働者の反対や一般消費者の不満にもかかわらず、現に操短政策が実施されつつあるのは、現段階の内・外情勢の下における紡績業政策の必然性でなくて何であろう。

## 競争原理と協同原理

大門一樹

（關東學院大▽）

カアドウの賃銀法則では、雇主の労働力の需要価格は「できるだけ安く」となっている。リカアドウでは資本家は貧慾一辺なものと想定されていると言われている。当時の社会状態を想起すると、賃銀は低いほど企業にとって有利というのが一般的認識であった。高賃銀の経済性が認識されるに至って、基金説が限界生産力説に席をゆづつたと説明されている。賃銀が増加して教養や熟練がすすみ、労働者の生産能力が高まれば、これに応じて雇主の方も有利という関係の認識が一般化すると、賃銀は以前とはちがつた決定の仕方をうける。より協同的たることによつてより有利であることが認識されたのである。時代の認識の変化によつて賃銀法則も変容する。

報告の目的は、交換社会に「協同」関係の存在することを見いだすことである。排他的に自己の利益を遂及する利己主義に対して、「相互の利益の実現・増加を通じて自己の利益を図る」という協同性が交換関係の中に存在することを明らかにしようとする。

(+) 最初に、交換における利己主義とは何かを分析する。「与えられた条件を利用して、可能なる極限にまで最小のものを与えて、相手よりとること」と規定してみると、砂漠の旅行者と土人の交換で水に苦しむ旅行者は、一パイの水のために所持品をはぎとられる。

(+) できるだけ良質の商品をできるだけ安く供給しうるものが最大利潤を獲得する。ここから良品廉価は競争の所産であると結論されている。悪品高価が最も有利ではあるが、競争そのもののためにやむなく良品廉価が結果するという解釈である。

これは論理的ではない。利潤以外に何物も眼中にない生物を想定すればそうであるが、「実業」人の社会は社会的教養をうけ、反社会的行為が非難される社会である。競争の強制で悪品高価が実現しえなかつたというだけではなく、良品廉価は無意識的に当然とされているのではないか、そして、この方向において、人が最大利潤を追求する、ということではないか。

土人は利己主義に最大の利益を獲得したが、この交換は一回限りの交換である。一回限りでなく、くり返す交換社会では最大利潤獲得について別の原理が支配する。

賃銀の場合、雇主が土人のように利己的にふるまえば、利益を最大にすることは不可能であろう。生存が許されるだけというう

もちろん、競争それ自体が良品廉価に向わせる契機もあるが、むしろ基本的には、買手に利益を与えることによつて、自己の利益を最大にしようという社会性・協同性の存在を認めねばならぬ

いのではないか。利潤目的だけなら競争下であろうとも、もつと悪品高価的現象が濫乱している筈である。「価格は競争の結果、生産費におちつく」という表現には重大な手落ちがある。

(3) 交換者のヨコの競争、たとえば同業者の間に成立する協同

競争の概念そのものには競争の度合についての規定はない。しかし現実にあるものは一定の度合の競争あるだけである。その度合はどこからくるか。競争者が相互に、あまりに激しく競争をかり立てることが共倒れになることを認識し、相互にある度合に抑制し合う場合のあることが考えられる、暗黙の協定である。

(4) 総括すると、「利己主義」が必ずしも利益的でなく、反対に、最大の利潤獲得は協同性によつて可能ではないか。場合によつては、利己主義よりも「自他の利益を一体として計算する組織体」——協同組合などがむしろ最大の利潤獲得にとつて目的である。

一回限りでない交換では、利己主義とは交換とその利益についての認識の誤謬の所産であるといつてもよい。そしてそれは、みずからの目的を否定することとなる。

(5) 交換者はその利害関係について正確な認識の一一致が得られる場合と困難な場合とがある。後の場合には協同行為が生れにくい。近視的には利害の一一致が認識できいために遠視的にみて一致するモメントが見のがされ、協同が成立せず、結局において、ともに不利におちいるなどはその例である。

(6) 交換の過程において協同が不充分にしか働き得なかつた場合には、その交換の結果の修正という型態において協同性が現われ

る場合がある。世論などによる価格の修正、交換所得の課税による修正などはその一例である。

このようにして、経済の過程そのものの中に、政策が目標とすべきものがすでに作用していることを知つたのである。そして、その協同が「認識」という契機によつて動くものであることも理解したのであるが、これによつて、客観的構造といつても機械的なものではなく、人間、認識という主体的なものによつて構成されたものであることを知るのである。

### 質問一（香川大泉行雄）

競争原理と協同原理の問題は、その分析を追求していくとき、単に人間の経済社会ということにとどまりうるものではなく、一層深く生物一般についての原理、それは広く生活の原理というごとき基礎に立入つていかねばならぬのではないか。

答 質問者のご洞察の通りである。経済学が当然のように想定している「競争」ということは、人間社会が比較的最近になって知つたことで、人類はながく協同の社会を形成した。動物もまた然りである。人間の精神は本質的に協同的なものである。時代のイデオロギーが誤つて競争に駆りたてたのであるが、その際にも、人人は競争が社会の繁栄をもたらすであろうという協同性においてこれに従つたのである。

競争原理が支配的となつたが、このような協同性が消え去つてしまふわけではなく、協同は交換の原理にもその座席を保持して現象の規制因となつてゐる。形式的表現が許されれば、現実は競争と協同の結合現象と言えよう。

社会には少くとも競争の他に協同が存在してきたのであって、これなければ社会はすでに衰弱滅亡してしまっていた筈である。ある程度の発展があつたとすればそれは協同の結果であるといつてよい。生物の世界も斗争とならんで協同あつて存続していく。報告者としては、このような人間関係—協同—が経済社会にどう現われているかを分析したのである。

生活の原理という基礎に立たねばならないというご指示にも賛同せねばならない。社会的メカニズムの構成者としての生活原理から始められねばならない。その際、生活する人間が一定の人間性をもつた存在である根拠の認識の上に生活原理を理解したい。人間性を言うことはブルーピューリズムというブルーハーフ的見解は今日では陳腐なものとなつてゐる。

#### 質問二（立命大 高橋良三）

沙漠で水の欠乏した旅行者と土人との不等価な「交換」を例示されたが、それは「交換」が行われたという意味か。「交換」でない（交換の缺如）例として挙げられたのか。私はむしろ後者であると思う。

答 利己主義者といえども略奪と異なる理由は一方的奪取ではなく相手に何かを与える点にある。その限りでは交換であるが、実質的にみるとむしろ略奪に近い。その点、質問者の疑問の通りである。略奪社会では略奪をうけたものが疲弊して略奪者そのものも略奪すべき対象を失うに至る。一回限りでなく、くり返す略奪において長期にそして最も有利に略奪を持続するには、根こそぎしては相手を倒してしまって不利である。略奪社会で

すら「利己主義」では利益的ではない。虎もそれぞれ互にナワバリをまもる。海賊も仁義やナリバリをまもる。高度の文明社会に協同があるのは当然である。

#### 質問三（徳島大 橋本純一）

競争原理と協同原理は二つ別々のものか。競争原理の中に協同原理があるのか。競争原理は協同原理を前提しているのか。答 ご質問を報告の諸関係について整理してみると、理論的認識として二つは別のものである。普通に競争と称している関係の中には協同が内在している場合があり、また併存している場合もある。

## 銀行機能把握の方法について

—銀行機能の歴史—

小牧聖徳

（立命館大）

銀行機能を対象としてその把握の方法を検討するのが報告の内容である。

銀行機能は銀行活動を経済社会全体の立場において把握せられたものである。銀行の活動が私的・個別の企業の立場より把握せられるならば、これを銀行業務として見ることができる。機能といい業務といつても等しく銀行の活動を意味するが、把握の立場によつて両者に区別がみられる。銀行業務においてもそれが経済社会全体とのつながりで考察されるときには、実質的には機能としてみるべきである。

銀行機能を把握するために、従来から列挙的把握や、特徴的な把握がなされている。アルバート・ハーンの銀行機能の把握は特徴的把握であると共に根本的な立場は平面的・観念的であるといふことができる。

ヒルファーディングにおいては一見列挙的な把握のようである

が、そこでは歴史的順序にしたがつて銀行機能はのべられている。しかし銀行の生成・発展との関連においては必ずしも充分に展開されているということはできないし、更に貸付資本の創造については銀行機能としてはのべられていない。だからヒルファーディングの銀行機能に貸付資本の造出機能を加え、それを銀行の成立・発展とのつながりにおいて展開しなければならないと考える。

ここで銀行機能を展開するのに先立つて、機能把握についての基本的な立場を明らかにしなければならない。社会にしても銀行にしてもまた銀行機能にしても、すべて歴史的に発展をとげつてしまに到達したのである。それらを把握するのに歴史的把握を意識的にあるいは無意識的に無視するならば、極めて平面的な把握におちいらざるを得ない。この平面的な把握方法は事物を固定的なものとしてとらえる危険をはらんでいるし、事物が変化をとげながら生成・発展するのを、その把握の方法において既に拒否するものである。現実は歴史的に生成・発展して来た成果である。現実の銀行はその意味で歴史的現実の銀行である。このような銀行およびその機能を正しく把握するための方法は、それが変化をとげながら発展して來たものである限りは、そのようなものとして歴史的に把握するのが最も正しい把握の方法である。この歴史的に把握するということは、銀行およびその機能を、その歴史をさかのぼつて分析的にその始源的なものを把握し、そこから論理を展開することであつて、それは同時に単純な、本来的な銀行機能から、徐々に現在の具体的な銀行機能へ近づくことでもある。歴

史的方法はそれと共に論理的な表現と不可分の関係に立っているのである。したがつて先ず現在の銀行機能から出発し、それを分析することによって銀行の歴史をさかのぼり、銀行の成立の過程において分析的に本來的・始源的な機能を把握し、そこから敍述を始めることによって、再び現在の銀行の機能に立ちもどることになる。ここに銀行機能についての論理的敍述は銀行機能の歴史性となってあらわれざるを得ない。

さて銀行資本は貨幣取扱資本と貸付資本との結合において成立する。貨幣取扱資本より貸付資本へと重点が移行するにつれて機能にもあたらしいものが生起する。先づ銀行成立の初期においては、貨幣の受払いを通じて、銀行は支払取引の媒介者として機能した。これが銀行機能の第一にあげられるべきものである。ついで手形割引を通じて銀行が貸付資本として展開するに至つて、ここに預金として休息貨幣・休息貨幣資本が貸出しを目的として積極的に蒐集せられるに至る。ここに銀行機能の第二として休息貨幣・休息貨幣資本の貸付資本への転化がみられる。貸付が手形割引より更に資本貸付へと進むにつれて銀行機能の第三として貸付資本の積極的造出が加わる。それにともなつて、貸付資本造出の限界の問題が生ずる。この場合供給者たる銀行においては現金準備が貸付資本造出の基礎としてその限界決定の要素となる。しかし貸付資本は現実的には再生産過程において利用せられるものであるために、根源的には再生産過程の事情によつて現実的な貸付資本造出の限界が画される。ところで再生産過程自体が現段階においては国家の干渉から独立して成立し得ないし、国家の干渉は

経済政策となつてあらわれる。ここにおいて経済政策特に金融政策を通じて貸付資本造出も制約を受ける。ここに経済政策が銀行機能の中に自らを貫徹する。

#### 質問一（浪速大野辰見）

(一) ハーンの方法が誤りだと言われるのは、空想による仮定がいけないというのか、あるいはハーンの仮定によつては歴史的現実が説明できないというのか。

(二) 空想による仮定でも、少くとも部分的には fruchtbar であると考えられるか。

答 (一) 無現金経済の仮定によつて現実社会を理解することが可能な限りにおいて仮定は許さるべきだと思う。問題は仮定によつて銀行機能が一面的にしか把握されていないことである。ハーンは仮定のゆえに、銀行機能の創造的局面を把握したといえると同時に、それがハーンの欠点として媒介的機能の輕視となつてあらわれている。

(二) ハーンはその特異な方法にもかかわらず、あるいは特異な方法のゆえに、銀行機能の創造的一面を把握したことは認められる。

ハーンの方法は「未来における無現金社会」を想定した空想的観念的なものであるといわれたが、ハーンを好意的にみれば、彼の無現金社会の想定は方法的なもので、いわば「缺如態」の論理による本質把握の方法ではなかつたか。ハーンが「未来の云々」といつてゐるのは現実的な意味ではなく、あくまでも方法論的に理

#### 質問二（立命館大高橋良三）

解すべきではあるまいか。

ついでに「貸付資本の積極的造出」と報告者のいう銀行機能はハーンにおいていかに捉えられているのか承りたい。

答 (一) ハーンの無現金経済の想定は現実理解のための方法であることは認められるが、現実の「缺如態」において現実を考察することは、現金の缺如という非現実的な社会を観念的に想定することであるから、結局、観念的な現実ばなれの仮定の中で論じた結果の中に、現実をおし込もうということになるのではないか。次にハーンが未来社会を無現金経済と考え、未来から現在を見る方法であるとハーン自らが述べる処においては、未來社会即無現金経済なりとの論証ぬきの独断性がないとは言えない。以上の点からハーンの方法は観念的な方法と考えられる。

(二) ハーンにおいては銀行の能動的業務が受動的業務に先行すると表現されている点からして、銀行機能のすべてが貸付資本の積極的造出によって把握され得る。ハーンの銀行信用は貸付資本の造出ということになるが、貸付資本の概念中には資本一般としての属性がひそんでいる。これに対し信用創造自体からは資本一般の性格は把握できない。信用創造が銀行にとって営利の手段であることは否定できないが、信用創造という表現によつて銀行の営利性が隠蔽される。

## 戦後英國労働党の国有化政策に

### 関する若干の考察

入江 節次郎

△同志社大△

#### 一 国有化政策の本質について

(A) 戦後、第三次英國労働党内閣が実施した重要産業の国有化政策が、社会主義への漸進的な移行形態であったか、国家独占資本主義の経済政策の一形態にほかならなかつたかを規定づける一つの鍵は、国有化が、いかなる階級によつて、いかなる階級のために行われた政策であるかということであろう。この点は、国有化が実施運営された過程を通じて、国有化産業の賃金・価格・利潤・労働生産性がどのような推移を辿つたかを明確にすることにより示すと考へられるからである。

(B) 国有化産業の中、長期に亘つて国有化が最も強く要求され、

争われたことと、最も基幹的な産業であるという意味で、石炭業を選び、これを中心に国有化産業の賃金・価格・利潤・労働生産性の推移を、国有化後の五ヶ年間（時期に相當する）を通じて検討したい。

イ、賃金（附表1参照）。(A) 国有化直後の一九四七—四八年の名目賃金上昇は、戦前の石炭業の低賃金、石炭労働力の高年令的構成による高価値、当時の労働力の著しい不足、労働運動抑圧の政策の実施下にも拘らず展開された労働者の斗争を考慮すれば、実質賃金の上昇をも、国有化による名目賃金の上昇をも意味しない。(B) 四八年以降は実質賃金の上昇は頭打ちの状態となり、四七年以來五年までは物価指数を考慮した意味での実質賃金の上昇はみられない。(C) 四九年以來の石炭業の労働争議の頻発は、石炭業の低賃金に根ざす。(D) 他の国有化産業の中には、一般産業の賃金水準に比し、一層低く抑えられたものもある。(E) 石炭業を初め、国有化の鉄道業の賃金水準は、これらの産業の労働運動の伝統性から、一般産業の賃金水準に決定的な影響を与える。従つて、戦後英國労働者の実質賃金の低下がもたらされたことも、国有化産業の低賃金を実証する。

ロ、価格（附表2参照）。(A) 炭価は賃金に比し相対的に高く、一般物価に比し低い。この傾向は、他の国有化産業の場合、更に著しい。(B) このような低価格は低利潤によらず、また特別に労働生産性の向上にもよらない（次項参照）。(C) これは、低賃金を基礎とした、価値以下の低価格を意味する。これにより独占資本の不变資本部分の低廉化をもたらす。

ハ、利潤（附表3参照）。(A) 四七年の大好きな赤字は、巨額の利子支払いを含み、十分な減価償却をなした上のものである。他の国有化産業も同傾向。(B) 四八年以降は、五一年を除き（この赤字は主としてアメリカ炭の輸入補償による）充分なる利子支払をなした上で利潤が保たれている。

ニ、労働生産性（附表4参照）。(A) 賃金の上昇に比し、労働生産性の上昇は著しい。労働の強度の増大をも示す。(B) 利潤と価格水準は低賃金との労働生産性の上昇を基礎とする。この上昇をもたらしたものは、膨大な国家投資による——国民の税金負担。(C) しかし、労働生産性の上昇は、一般産業のそれに比し特別に大きくなない。この点、他の国有化産業も同傾向で、これららの産業の低価格は価値以下の価格であったことを示す。

(D) 結語。国有化は、独占資本が最大限利潤を確保するため、國家の手に資本を集中せしめ、国家財政をテコとして資本の蓄積を飛躍的に増大せしめ、労働生産性の上昇と、低賃金・高利潤・低価格を進行・維持せしめる政策であった。

（右一、の論旨の詳細な展開については拙稿「英國労働党國有化政策の本質考察」同志社大学經濟學論叢第六卷第三號を参照されたい）

## 二 国有化成立の基本的契機について

從来、英國の国有化は、産業再建の課題と労働党内閣出現に伴う同黨のイデオロギー採用の必然化とが相俟ち成立したと説かれるが、この点、労働党を登場せしめた英國資本主義の危機を、危機の反資本主義的解決の担手である労働者階級の運動の側面から解

明しなければ国有化成立の意義を真に捉え得ないと考えられる。

（右二、の點は時間の関係で詳細に報告できなかつたが、拙稿「戦後英國産業國有化必然性の基本的契機」同志社大学經濟學論叢第五卷第四號を参照されたい）

（附表1） 石炭業の賃金推移（1947—1951年）

	1947	1948	1949	1950	1951
一交替時間当たり 坑内夫の賃金(1)	s d 36. 10	s d 41. 1	s d 43. 1	s d 44. 10	s d 48. 6
一交替時間当たり 全石炭労働者の 賃金(2)	s d 28. 10	s d 33. 1	s d 34. 4	s d 35. 6	s d 38. 10
生計費指数 (平均)(3)	—	100	105	120	146
小売物価指数(4)	100(第2.4 半期)	109(第2.4 半期)	110(第2.4 半期)	114(第2.4 半期)	130(1951. 12)
全産業賃金指数(5)	100(〃)	106(〃)	108(〃)	110(〃)	126(〃)

（出所）(1)及び(2)は“Economist” May 31, 1952 により作成。

(3)(4)及び(5)は John Eaton, Economics of Peace and War, 1953, p. 84 及び世界經濟研究所「世界經濟年報」卷末統計表により作成。

報 告 IV

(附表2) 炭価の推移(1947—1951年)(トン当たり)

	1947	1948	1949	1950	1951
炭価(販売価格)(1)	s d 40. 3	s d 47. 3	s d 47. 11	s d 47. 10	s d 51. 2
山元価格の指数(2) (1938=100)	232	272	276	275	—
生産費(3)	s d 41. 3	s d 45. 7	s d 45. 0	s d 45. 5	s d 49. 2
ロンドン・アンド・ケムブ リーディ・エコノミック・サ ーヴィス 小売物価指数(4) (1938=100)	160	173	178	184	—
小売物価指数(5)	100	109	110	114	130
卸売物価指数(6) (1937=100)	176	202	212	242	295

(出所) (1)及び(3)は(附表1)註(1)(2)に同じ。

(2)及び(4)は G.D.N.Worswick and P.H.Ady. p.449 参照。

(5)は(附表1)註(3)(4)及び(5)に同じ。

(6)は1947~50年については日銀「外国経済統計」、1951年については1948  
年=100として1951年=146となつてゐる「国際連合統計」により作成。

(附表3) 石炭業の利潤(石炭業の損益)の推移(1947—1951年)(単位百万ポンド)

	1947	1948	1949	1950	1951
a) 炭坑経営損経	(-) 9.2	(+) 16.2	(+) 29.4	(+) 24.2	(+) 21.2
b) 附属事業利益	(+) 3.2	(+) 1.3	(+) 1.7	(+) 2.3	(+) 2.8
c) その他収入(利子控除)	(+) 0.1	(+) 0.6	(-) 0.1	(-) 0.2	(-) 0.2
d) 事業所償却補償	(-) 0.4	(-) 0.8	(-) 0.8	(-) 0.7	—
e) 輸入炭補償	(-) 1.7	—	—	(-) 0.3	(-) 5.5
f) 労働者補償準備金	(-) 8.2	(+) 17.3	(+) 30.2	(+) 25.3	(+) 18.3
g) 利潤税	—	—	(-) 4.0	—	(-) 3.6
h) 燃動力省への 利子及び中間支払費	(-) 8.2	(+) 17.3	(+) 22.7	(+) 22.8	(+) 12.7
h) 燃動力省への 利子及び中間支払費	(-) 15.1	(-) 15.6	(-) 13.2	(-) 14.5	(-) 14.5
i) 純損益	(-) 23.3	(+) 1.7	(+) 9.5	(+) 8.3	(-) 1.8

(出所) (附表1) (1) 及び (2) に同じ。

(附表4) 石炭業の労働生産性(労働者一人一交替時間当たりの出炭高)の推移(1947—1951年)

	1947	1948	1949	1950	1951
坑内夫(トン)(1)	2.86	2.92	3.02	3.11	3.17
全労働者(トン)(2)	1.07	1.11	1.16	1.19	1.21
一般製造業の労働者(指数)(3)	100	110	115	124	—

(出所) (1)及び(2)は(附表1) (1)及び(2)に同じ。

(3)は O.E.E.C, Economic Progress and Problems by Western Europe, June 1951, p.63 により作成。

質問一（愛知學藝大 松浦茂治）

英國労働党の重要な産業固有化が国家独占資本主義に過ぎないとされますが、經營主体が資本家から国家に移つたという点で、社会主義への一步前進と考えられないか。

答 この場合、國家をどのようにとらえるかということが解答のわかれみちだと思います。周知のように、國家独占資本主義というのは、独占体と國家権力機關の癒著と合生を意味し、國家独占資本主義のもとでは、國家機關が資本主義的独占体に従属する、すなわち、國家機關が独占体に利用されることになる、と考えられます。従つてこの場合、國家を独占資本から切離し、中立的なものとして抽象的に考へることはできないと思ひます。特に資本主義の全般的危機の段階では、國家独占資本主義は常に社会主義的な扮装をとつて登場するということが重要な点ではないかと思います。それゆえ、經營主体が国家に移つたことをもつて、社会主義、すなわち、生産手段私有制の止揚という質的転化への前進というように直ちには考へられない、と思います。換言致しますと、国有化になつても本質的には資本主義である点には變りないと思ひます。この生産手段の私有制の止揚を抜きにして社会主義への一步前進云々を論ずることとは思ひません。報告が、国有化産業の生産物価値の分配状態を明らかにすることに重点を置いたのは、社会主義か否かを規定づけるきめ手が生産手段所有の所在いかんにあり、それが、この分配状態を明確にすることにより逆に帰結されると考へたからでした。

なお、労働党が行つた政策だから国有化は進歩的であったとすることも、労働党の性格・本質・役割を解明してはじめて、その評価が真になされ得るのではないかと思います。

ただ、國家独占資本主義の発展は、いわば資本主義の量的発展を意味すると考へられます。すなわち、この発展は生産の社会化を一層はやめることになり、この社会化の進展が、社会主義の物質的的前提をつくり出すことは認めなければならないと思います。従つて、例えば、現在の英國の産業国有化に対して、これを拡大すべきか縮少すべきかが論ぜられる場合は、拡大すべきだとするのがより社会主義を志向する態度だといえるのではないかと思います。

それから、報告において、国有化が国民所得の再分配を達成する上に役立つたかどうかという点に触れなかつたのは、既にこうしたことば論じ尽されてゐると思つたことと、報告が、国有化は、混合經濟の中の社会主義部分だとする考え方を念頭におき、これに対してもこの部分を社会主義的部分とすることができないという反証を、右の生産手段所有の所在の明確化を通じて行いたいということに力点を置いたからです。賃金・價格・利潤・労働生産性の中、賃金の項目の説明がやや詳細であつたことも、時間の関係で報告の後半は急いだという理由のほか、特にこのいわゆる混合經濟の社会主义部分は労働者の賃金・生活水準が向上したという考へがあるように推察致し、これに對する反証を行わねばならないと考へたからであつたわけです。

質問二（横濱國立大 渡邊輝一）

英國の国有化特に本報告に関連した文献をお教え願いたい。

答 私の存じている限りでは、戦後日本の主要論文としては、「英國産業の国有化」大野雄二郎氏、「国有化とイギリス労働党をめぐって」遠藤湘吉氏、「イギリス炭鉱業国有化について」中林賢二郎氏、「英國炭鉱の国有」角田豊氏、「英國社会主義の限界」中村金治氏、「社会主義化の速度について」脇村義太郎氏、「国有化政策の意義と条件」吉田義三氏、「資本主義經濟計画」豊崎稔氏、「イギリスの社会と労働階級」隅谷三喜男氏、「イギリス炭鉱業と労働者階級」前川嘉一氏、「英國産業国有化概観」富谷浩氏等の諸論文が挙げられます。報告者も、以前「国有化後のイギリス石炭業の検討」と題して研究資料を発表したことがあります。以上は一九五一年までのものですが、最近、「英國に於ける石炭業国有化政策に関する一考察」中村忠一氏—京大経済論叢第七十三卷第五号、「労働党の政策体系について」寺尾晃洋氏—同右第七十五卷第三号も本日の報告に関連した注目すべき論文かと思います。

著書としては、国有化として纏つたものは少ないのですが、西沢富夫著「国有化問題の研究」（一九四八年）を大体唯一のものとしてあげ得るのではないかと思います。関嘉彦著「英國労働党的社会主義政策」（一九五四年）の特に第五章「産業の国有化」も、分析方法については報告者と致しましては若干間題を持つものではありますが、詳細な資料に基づいたものとして推挙できるものではないかと存じます。

国有化そのものを取扱った書物ではありませんが、嬉野満洲

雄著「ヨーロ・パ・経済論」（一九五一年）の中前編二「戦後の荒廃と国有化政策」、神野璋一郎著「世界資本主義の一般的危機」（一九五〇年）の中第二章「イギリス復興方式の質的転換」なども若干参考になるかと存じます。邦訳されたものとして、右に類するものとしては、レオンチエフ・ルビンシュタイン著「現代帝国主義論」（一九五三年）の中、第十六章「英帝国の衰退」、ジョン・イートン著「平和と戦争の経済学」（一九四八年）の中第六章「これが社会主義だったのか」「エルスナー著「現代マルクス主義とその批判者」（一九五四年）の中第三篇第六章「資本主義維持のための『社会化』」等がこの問題をかなり詳しく取扱っているように思います。更に新しいものとしてヴァルガ著「帝国主義の経済と政治の基本的諸問題」（一九五四年）の中第三章「イギリス帝国主義の衰退」と第九章「資本主義制度の擁護者としての社会民主主義とその危機」もこの問題に関連したものを取り扱っているようです。英國の共産党がこの国有化に対しどんな見方をしているかは、やはり邦訳の「イギリス解放とイギリス共産党」（一九五三年）に収録された「イギリスの社会主義への道」に要約されているのではないかと考えられます。

原書関係で、戦前の国有化論を取扱ったものは余りにも数多いで省略させていただきますが、戦後のものとしてWilliam A.Robson, Problems of Nationalized Industry, 1952. の末尾に詳細な資料の紹介がなされております。それに洩れてい

るやうのや、報告者が今存じるアーチャーの「T.E.

Clegg and T. E. Chester, The Future of Nationalization, 1953. Ben W. Lewis, British Planning and Nationalization, 1952. 等が挙げられると思ふ。

労働党の国有化政策の歴史的な展開を取扱つたものとして最も基本的な文献は何とじつて G.D.H. Cole, A History of the Labour Party from 1914-1948. だと存じます。ハーラー

の国有化に対する考え方を示す手頃なものは邦訳されてゐる「社会主義経済学」(一九五一年)をあげるに止まがであります。アーチャー社会主義の立場の社会主義論として戦後邦訳された適切なものには「社会改革の新構想—新フェミニン論集」(一九五四年)、ジエラード・ペトレニイチ著「なぜ社会主義を考えるか」等をあげることができます。なお、この二著書については遠藤湘吉氏が「イギリス社会党の社会主義理論」(経済学講座一大月書店—第四巻収録) (一九五四年) で批判を加えておられます。

石炭業の国有化をめぐる斗争の歴史については、何より R. Page Arnot, The Miners-Years of Struggle, 1953. を推したいと存じます。

戦後の労働運動の著書として、纏めたものを知りませんが、Allen Hutt, British Trade Unionism, 1952. が相当最近までを扱つてゐる。Keith Hutchison, The Decline and Fall of British Capitalism, 1951. もこの点相当興味深く、これまで読みました。それから最近翻訳された「ノリー・パッド

著「現代労働組合論」の中第四章「労働組合・労働党及び産業の管理」も、労働組合論の観点から国有化を取扱つたものとして異色あるのかと存じます。

そのほか、国有化に対する英國の伝統的な考え方を示すものとして Max Beer, A History of British Socialism, 1919. とか、国有化の Management を取扱つた Action Society Trust の Management under Nationalization, 1953. とか、江渡三郎著「英國の賃金・雇用および労働生産性」(一九五四年)とか幾多の参考文献が挙げられるのですが、そのほんの一端を紹介申上げたとしていただければ幸甚です。

最後に本報告作成上参考とした外国雑誌としては、Economist, New Statesmen and Nation, Statist, Iron and Coal Trades Review (これは特に石炭業の統計資料の専門誌や) 等があげられ、そのほか Labour Research Department の Labour Research を大分活用しました。新聞としては Financial Times が役立つました。統計としては Ministry of Labour Gazette, International Labour Review Statistical Supplement, イギリス経済白書を利用しました。附言致しまやが、G.D.N. Worwick and P.H. Ady, The British Economy 1945—1950, 1952. 報告の数字作成上相当役立つたんだ。

# 濠印における貿易政策の展開

—後進国貿易政策における二つの型—

松浦茂治

（愛知学藝大）

後進国の立場からする貿易政策としては、これまで幼稚産業保護論が一般的であった。すなわち静態的國際分業論に対しても、工業生産力育成の立場からする修正論であった。しかし第二次大戦を契機として、後進国貿易政策も新しい展開を示し始めた。すなわちその貿易政策は単なる生産力論争の域を超えて、後進国に一般的な経済建設・開発のための経済計画 economic planning の一環として考えられねばならなくなつたのである。後進国の場合、この計画はいわゆる工業化 industrialization を中心として策定されるのであるが、その方法・速度等の態様いかんにより、貿易政策——今日においては貿易計画 foreign trade planning というべきものであるが——も決定されるようになつたのである。更にその分析においては、所得分析論が新しい方法として重視されて來たといつてよい。

貿易政策展開の場としてのオーストラリアは、最も若い国の一

つであり、人口過少で、羊毛・小麦など第一次産業に絶対的優越を持ちながら、この二〇年間ほどの間に急速な工業化を推進して来た国である。インドは、世界でも最も古い国の一つであり、その手芸品たるモスリンは、遠く紀元前二〇〇年の昔、エジプトのミイラを蔽うために用いられ、またギリシアの文書中にも Gangatika の名で現われているのであるが、人口過剰の点でも、オーストラリアとは対照的差異を示す。ただ昨年末、インドにおいて社会主義化が宣言されるまでは、両国とも混合經濟 mixed or dual economy の形をとってきた点では一致している。その貿易政策の歴史において、両国とも幼稚産業保護論から經濟計画に移行してきた点、また今日なお第一次産業が重要輸出産業となつてゐる点で共通しているが、オーストラリアが常に福祉国家 welfare state 建設の角度から貿易を考えようとしているのに対し、インドは主として経済的ナショナリズムの立場から経済的自立を目指として貿易政策を打出してきたのである。

オーストラリアにおいては第二次大戦後、コブランド D.B. Copland の提唱による十カ年計画が取上げられ、移民招致年間二〇万人（他に自然増は年間一〇万人の見積り）、基幹産業を中心とする経済建設・開発（国民所得の約二五%の投資を予定）及び國防力強化（國民所得の約六%の投資を予定）が企図されている。これは一九四九年のメンジース Menzies 保守連立内閣成立を機に、これまで第一義的に考えられてきた生活水準の一時的低下を忍んでも、國家百年の計を立てようとするものである。その理由としては、(1) 人口自然増加衰退の徵（第一表）、(2) 世界情

勢よりする国防不安、(3)コロンボ・プランとも関連しアジアの工業指導国としての自覚、(4)第二次産業部門における、他部門に比しての相対的労働不足、(5)戦後の過少生産によりもたらされた不均衡的産業構造、などが考えられた。十ヵ年後の一九六〇年度には、一、一〇〇万人の人口と、水力発電・灌漑・輸送・出炭・製鉄などにおいて、二倍の生産能力を目指すのであるが、増加人口扶養・生活水準維持・輸出水準の維持のために、第一次産業の大増産(第二表)が必要とされる。この計画実施のためには年間二一四億ドルの資本導入が必要とされるが、その利子負担はアメリカ向の牛肉輸出により賄い得るとされている。

インドにおいては、戦後ポンベイ・プラン(一九四四)においては、総投資の四四・八%を工業化のため振向けようとしたのであるが、コロンボ・プラン(一九五〇)においては、経済開発の重点が農業に転換され、農産物の二倍の増産がまず考えられ、従として約十分の一の投資が工業部門に予定された。第一次五ヶ年計画(成案一九五二)においても、同じく農業重点主義が踏襲され、工業投資は農業計画達成のために必要な基幹産業に限定され、僅かに八・四%が考えられているに過ぎず、広義の農業部門への投資は七〇%に及んだ(第三表)。戦前の輸出工業製品としては、ジユート製品・綿製品・皮革等の外には見るべきものはなかった。戦後、レーヨン製品・ミシン・バッテリー等の新品目が加わったが、第一次五ヵ年計画における工業製品輸出目標は次の通り(第四表)である。

第一表 オーストラリア人口の年令別配分

年令別 グループ	1921		1933		1941	
	人口(1.000)	%	人口(1.000)	%	人口(1.000)	%
0 —— 20	2,280	41.9	2,559	38.9	2,484	35.0
21 —— 59	2,748	50.6	3,413	51.5	3,825	53.8
60 ——	408	7.5	658	9.6	793	11.2
計	5,430	100	6,630	100	7,103	100

D.B. Copland, The Australian Economy, 1947, pp. 2—4.

第二表 オーストラリア十ヵ年計画と  
農業生産増産目標 (目標達成年度1960)

生 産 物	牛 肉	羊 肉	仔 羊 肉	豚 肉	卵	砂 糖	シ ト ラ ス 実	乳 製 品	羊 毛 及 び 小 麦
%	40	58	23	78	31	28	61	37	10

D.B. Copland, Inflation and Expansion, 1951, p. 53.

==== 報告 IV =====

第三表 インド五カ年計画及び二カ年の実績

	投資計画及び二カ年の実績 (億ルピー)			比 率		
	草 案	成 案	二カ年の 実 繢	草 案	成 案	二カ年の 実 繢
I 農業・村落開発	19,169	36,031	6,587	12.9	17.4	11.3
II 灌漑・発電	45,036	56,114	18,917	30.1	27.2	32.4
III 運輸・通信	38,812	49,710	15,292	26.0	24.0	26.2
IV 工業	10,099	17,287	2,523	6.7	8.4	4.3
V 社会施設	25,422	34,010	8,725	17.0	16.4	14.9
VI その他の	10,754	13,723	6,368	7.2	6.6	10.9
合 計	149,292	206,875	58,418	100.0	100.0	100.0

Government of India Planning Commission, The First V Year Plan-A Summary, 1952.

Government of India Planning Commission, V Year Plan, Progress Report for 1951—52 and 1952—53.

第四表 インド五カ年計画による工業製品輸出目標

品 目	単 位	1949—50	1950—51	1955—56
織物	百万ヤード	709	1,285	1,000
ジユート 製品	千 トン	784	650	1,000
ガラス	"	—	—	8
板ガラス	"	—	—	8
容器	"	—	—	—
セメント	"	—	.29	300
自転車	台	—	—	30,000
ミシン	"	1,000	3,000	11,500
バッテリー	個	N.A.	N.A.	50,000
蓄電池	百万個	N.A.	N.A.	20
乾電池	個	N.A.	N.A.	—
電気扇風機	台	N.A.	N.A.	30,000
レーョン 織物	百万ヤード	12.23	6.99	10
砂糖	千 トン	7.2	2.5	10
植物油	"	45	120	170
稀土	千万ルピー	—	—	1

Government of India Planning Commission, Programmes of Industrial Development 1951—56, 1953.

## 質問一(橋大板垣与一)

(一) オーストラリアは人口過少国であり、インドは人口過剩国であるが、この類型上の相違から、特に経済発展政策の点で、何らかの特徴的な相違点があるか。

(二) オーストラリアは自治領で事実上の独立国であったが、インドは一九四七年の独立までは植民地であった。このような政治における相違が、両国の貿易政策の展開に何らかの相違を生ぜしめる原因となっているか。

答 (一) 過少人口の国オーストラリアにおいては、一九〇一年の連邦 Commonwealth of Australia 結成以来今日に至るまで、景気循環の影響を受けて、時により強弱の変化はあったが、常に経済発展のために移民招致が必要であると考えられて來た。例えば、次のコブランドの言葉はその代表的なものである。「……かくて、この国に熟練労働力もしくは比較的短期間に訓練し得る労働力の確実な流入をもたらし、これまでの全人口に対する労働人口の比較的低い比率を高める事ができるだろう。……羊毛の高価格による産出高増加によつては、国民はなんら特別の配当を受ける事はできない。しかし移民招致計画の実施からは、配当を受け得ることに注意しなければならない。何故となれば、それは基幹産業に労働力を提供し、終極的には社会の全資源を一層経済的に利用することを可能ならしめるからである。……移民は単に現在の労働力不足の救済に役立つのみでなく、それは開発と結んで新しく雇用を創り出すものである」(D B Copland, Inflation and Expansion, 1951.)。しか

しこの移民招致に対し制限的アクターとなつて來たものは、この国民の高い生活水準であり、移民招致政策との高生活水準との一つの調整の現わしが、いわゆる白潔主義 white Australian policy であるとみる事ができる。過剰人口の国インドにおいて、これが解決策として住民によつて熱望されながらも、英本国により阻止されて來たと考えられてきたものに工业化促進の要望がある。独立達成直後のボンベイ・プランはこの国民的希望の端的な發露であつたとみてよい。また第一次五年計画中においても推進されている小規模な村落工業の保護や、村落開発計画に関連しての勤労奉仕団組織 Bharat Sewak Sdmgj も、農村に多い潜在失業の利用ないし資本化への試みであるとみてよい。

(二) オーストラリアは一九〇〇年連邦組織 Federation 結成のため、法令 Commonwealth of Australia Act を制定し、翌一九〇一年の元日から英帝国の一自治領として発足し、形式的には英本国の王冠 Crown の下にありながらも、実質的には自治権を持つた國 self-governing nation として、自由に他の自治領と交際し且つ本国とも対等の立場に立つたのである。このような慣例的立場 conventional position が、法令的立場 legal position においても承認されたのは、一九三一年のウエストミンスター法令 Statute of Westminster による。しかもこの完全な独立は、イギリスよりの離反といふよりも、英連邦への強い責任の分担者としての自覚を強めてきたようである。われわれ日本人としては、オーストラリアの国民感

情や経済政策について、それが伝統的に反日的であったということよりも、それらが一層親英的であったのだということを忘れてはならない。合衆国が独立戦争を通じて母国と古いヨーロッパの伝統とから手を切つたといわれるのに対し、そういう過程を経ていないオーストラリアは、英本国から最も遠隔の地にありながら、英連邦中でも英本国に対しても最も固い忠誠を誓つてきた国の一であるからである。したがつて、その貿易政策における、英帝国内特恵 *Imperial Preference* の線に沿う対英連邦協力は、この国発足以来の伝統的・自發的政策であつた。このため国民経済は羊毛・小麦・酪農製品等第一次産業を中心とした輸出貿易に強く依存しており、それは自ら招いた植民地経済型モノカルチャードもいうべきであるが、このためこれら輸出商品の国際価格及び世界的需給事情の変動によつて、その国民経済の変動・混乱も不可避免となつてゐるのである。インドは対英政治的・経済的レジスタンスに終始しながらも、結局綿花・ジユート・搾油用種子・穀物等少数の第一次産業輸出に依存する植民地型経済を押しつけられてきたのであり、この間の事情を反映して、第一次大戦前後よりの動向たるスワデシ運動 *Swadeshi movement* に見られる素朴な西欧的工業水準への憧憬から、国民的指導者ガンジーに率いられたカジ運動 *Khadi movement* (*Gandhian economics*) にみられる伝統的農村手工業への復古運動ともなつて、またその他保護政策徹底化運動など各種の態様をもつた工業化への国民運動を展開してきたのであった。

## 質問二（伊藤忠商事 菅原 藤也）

(1) オーストラリアをいかなる範疇の後進国として捉えているのであるか。例えば、ヴァイナーのいう「生活水準を低下しないで、一層多くの人口を維持し得る可能性をもつ国」として捉えるとすれば、現在のオーストラリアは、一九一〇世紀初頭のアメリカやカナダと同類型に属すると考えてよいか。

(2) 特にオーストラリアとインンドとを対比せしめた理由いかん。またこの両国の貿易政策からわが国経済政策へいかなる示唆を得たりとするか。

(3) 国連統計による一九三八年と一九五一年との世界貿易網によれば、この間全世界は三・八倍、東南アジアは三・八倍、インドは一・九倍に増加しているにすぎないが、オーストラリアは四・〇倍に増加している。しかも五二年以降の景気後退期において、両国の経済発展は著しく異なる様様を示しているようであるが、それぞれいかなる貿易政策がとられたと考えるか。

答 (1) 大体においてご説のよう、ヴァイナー (J. Viner, *International Trade and Economic Development*, 1953, pp. 94-98) のいう「既に一人当たり所得水準がかなり高く、その水準を維持しつゝ、より大なる人口を支え得る可能性を有する国」に相当するといつてよい。しかし報告者としては、「適切な範囲内における移民招致によって、一層の経済発展と所得水準の向上を期待し得る国」と、より一層積極的な表現をなし得る低開発国 *under-developed country* の類型を考えたい。この意味で、(2) 質問の一九一〇世紀初頭のアメリカ及びカナ

ダと同じ範疇に属するものといえる。A・ハミルトンの考えた、アメリカ経済とその幼稚産業保護論はその一例を示すものである（拙稿「ハミルトン幼稚産業保護論」——愛知学大研究報告第一輯、「ハミルトンとリスト」——国際経済第五号）。

(二) 報告者は、この数年来後進国の貿易政策を考えてきたが、その一例として歴史的研究の分野で、A・ハミルトンの考えたアメリカ経済及びその貿易政致、F・リストの考えたドイツ経済及びその貿易政策を研究した。それでその現代的研究として、それぞれオーストラリア及びインドの経済及びその貿易政策を究明したのである。わが国経済政策に対して与え得る示唆としては、両国とも現在なお食料・工業原料など第一次産業生産物を主要輸出品とし、工業製品は少数の例外（例えばオーストラリアの鉄鋼・インドの綿製品）を除いては、国内自給を目指して工業生産力育成に努力している現状であるから、わが国産業とは、高度異質性を保持しつつ相互補完関係を維持し得る。ただしオーストラリアの場合は、わが国よりの軍事的脅威感が未だ必ずしも完全に消滅していないために、これが除去に対する努力が必要である。また現在は日本からみて極端な入超関係にあり（一九五三年度輸入八千万豪ポンド、輸出五百万豪ポンド）、これが是正のためには、両国民の相互理解の深化を通じて、その面ではわが国と相剋競争関係にあるが、わが国工業の一層の高度化をはかる事により、異質的補完関係を保つ事は比較的に容易である。特にインドは現在、村落共同開発における技術や小規

模農村工業の技術において日本に求める所が大きい。重化學工業製品においても、質と価格の点でヨーロッパ製品と対抗し得る分野においては進出の機会は充分開けている。

(三) 比較に用いられた一九五一年は、オーストラリアとしては空前のウール・ブームの後半期に当り、羊毛輸出価格は戦前最高の一四倍に及び、輸出価格は一九三六～三七年を一〇〇として一九五〇～五一年には六九〇、交易条件も一九三六～三七一一九三八～三九年の三カ年平均を一〇〇として一九五〇～五一年には一九六となつたような異常な好景気の時期であった。一九五一年の後半からは羊毛価格なども反落に転じ、一九五二年以降の景気後退期においては、一時輸入半減政策もとられている。これに反しインドにおいては、当時発足していた五カ年計画は、パキスタン分離とモンスーンの不順とにより、食料・工業原料不足という悪条件の下にあって、まずこれらの自給に重点がおかれて、工業部門内でも消費財工業は現在大体国内需要を充足しているために、これ以上の拡張のためには、まず国内需要自体の培養増大が前提条件であると考えられた。従つてこの分野においては、原則として生産設備の拡張を認めず、工業化の重点も農業肥料等に限られたのである。すなわちこの時期は将来の貿易伸長のための基礎を固めた時期であつたと見なければなるまい。

### 質問三（和歌山大 金持一郎）

インドは綿工業国として、日本の織維工業とある程度対立関係に立っている。だからインドが工業化をはかるに当つて、日本の

織維工業（必ずしも日本だけではないが）を考慮に入れているかと思われる。とすれば、その事は、インドの貿易政策の上に、どのように現われているか。

設け調査研究する (この調査結果の一部として、ポンペイ州では使用機械の約九〇%は二五年以上を経過した老朽機であることが判明した)。

答 一九五〇年度において、インドは世界第一の綿糸布輸出国となつたが（その後日本によつて取つて替られた）、当時(1)戦後の世界的過少生産の状態が未だ継続している、(2)日本の戦後の立直りが未だ充分でない、(3)戦後拡大した中東・アフリカ市場は日本及びイギリスのかつての市場であり、これら地域には既にこれら両国等の再進出が始まつてゐる、等の事情は充分考慮に入れられている。従つてインド綿製品の強味とされる低価格を維持していくため、第一次五カ年計画に関連して設けられた官民合同の委員会は、工業開発計画において次のように勧告している (Government of India Planning Commission, Programmes of Industrial Development 1951—56, 1953.)。

- (1) パキスタン分離の結果たる綿花不足を緩和するため、その増産計画をたて、一九五〇～五一年の二、九七二百万俵から、一九五五～五六六年には四、二二九百万俵の生産を確保し（なお一・二百万俵が不足）、また短纖維ものより可及的に中長纖維ものに切換える。(2) 現在存在する約一五〇の非能率・非経済的工場を資金的にも援助して、適正規模にまで拡張し、且つ一般に機械設備の近代化及び更新に努めさせる。(3) 手織機業を保護し、これに充分綿糸を供給するため、紡績工場は一般に新設備拡張を認める。(4) 輸出競争力を増強するため、輸出品について品質統制を行う。(5) 生産性向上・生産コスト引下げのため委員会を